

点検・評価報告書

平成28年3月
群馬県立女子大学

序 章

今日、大学は、教育・研究・社会貢献の三つの使命を社会的な要請として負っており、本学にあってもこの社会的要請に対応すべく、取り分け地域社会の文化の進展に寄与し、更に国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた女性人材の育成に努めている。

大学には、学術の進歩と高度化や社会動向の変化と多様化に向きあいつつ、大学としてふさわしい教育・研究・社会貢献の内実を維持し、さらには改善の努力をしているかを不断に検証していく責務がある。平成3年に、大学設置基準が大綱化され、各大学がその理念・目的に則して自律的に教育研究活動を行うことが可能となると同時に自己点検・評価が義務づけられた。平成14年には、学校教育法の改正で、大学は、その教育研究水準の向上のために、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとされ、これを受けて「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と学則第1条の2として追記するとともに、「群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程」を制定し、大学にふさわしい教育研究活動の維持と改善に努め、本学の目的に則した検証を継続した。さらに平成16年に、大学は評価機関による7年以内の周期での認証評価の受審が義務化され、本学は21年に大学評価・学位授与機構による第1期目の受審をした。

初回の受審以降、社会状況の著しい変化とともに、グローバル化と大学進学率がユニバーサル・アクセス段階にあることを視野に入れた大学を巡る改革が進み、平成24年に、中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が出され、平成26年には同答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」が出され、その改革は現在進行中であり、また同年に大学ガバナンス改革の延長上で学校教育法の改正があり、学長権限が強化されるとともに教授会が諮問機関とされた。

目下、こうした大学改革とともに、大学運営の効率化を背景とする、教員養成系や人文社会学系の大学に対する社会の厳しい眼差しが醸されている。さらに直接本学に係わる事案として、本学は群馬県の直営方式の大学として現在に及んでいるが、県において平成25年に法人化への動きが起こり、特設された第三者委員会である法人化検討委員会での一連の審議を経て、26年度末には法人化を有効とするとりまとめ案が県に報告された。そして27年度中の最終判断に向けて設置者側と大学との間で協議が続いていたが、平成27年11月30日の県議会で設置者が30年度を目途とした法人化への移行を表明した。かかる社会の大学への期待値の趨勢や本学に対する設置者の運営形態の変更への意向を見据えざるを得ない状況の下で、本学としては、文系大学としての教育理念、また小規模大学における運営の適切なあり方など、まさに本学の文系小規模大学としての特性を自主・自律の立場から維持しつつ、本学の教育研究活動に基づく知見をより良き社会の実現のために還元していくことを目指して自己点検・評価を実施してきた。

こうした本学の文学部、国際コミュニケーション学部及び文学研究科、国際コミュニケ

ーション研究科の教育研究活動に対する自己点検・評価とその結果を受けた改善・改革を実施するための体制は、学長を委員長とし、両学部長、両研究科長、附属図書館長、事務局長、管理部長及び課題ごとに設置する検討部会の委員で構成する、全学的な組織である自己点検・評価運営委員会が主体となって実施し、その都度の経過については両学部長から教授会へ報告し、全教職員が自己点検・評価に対する認識を共有した。

今回の受審に対しては、26年度の自己点検・評価運営委員会で、課題の洗い出しと検討部会の設置、担当者の選任などを協議した。引き続き27年度に必要な応じて開催した運営委員会で、26年度の自己評価書の作成と並行して受審へ向け、具体的な取りまとめの分担と作業工程を策定した。27年6月には大学基準協会からのスタッフ派遣を受け、関係教職員のほとんどが出席する学内説明会を開催し、基準協会の大学評価システム及び不断に自己点検・評価して報告書を纏めることの意義についての理解を深め、改めて受審に向け、自己点検・評価運営委員会において作業工程に従って点検・評価報告書をまとめた。

続いて、初回の認証評価において改善を要する点として次の①～③、また本学独自の教育サービス事業に対する評価を求めた「選択的評価事項の評価」では④が指摘された。① 学士課程の2・3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。② 附属図書館については、蔵書スペースが不足し、照明・空調等についても不十分な状況にある。③ 大学独自の自己点検・評価が十分とはいえない。④ 参加者からは、満足している様子がうかがえるものの、人員及び資金不足のため、すべての事業においてアンケートが実施されている状況ではない。今後、これらの教育サービスの内容をさらに充実させるためには、少しでも多くの事業において参加者の様々なニーズを把握するよう努めることが必要である。

これらの指摘への改善対応の概要は以下のごとくである。①については、自己点検・評価運営委員会における重点課題として取り組み、学士課程の編入については両学部の入学試験委員会を中心にして定員充足を図るための努力をしたが、一部改善が見られるものの、全体として充足していない状況が続いている点も、課題として残されている。大学院の一部の研究科における定員充足は改善の成果が見込めないため、自己点検・評価運営委員会において大学院の再編を含む改革を目指し、検討部会を立ち上げて報告「大学院の統合について」が出された。②については、図書館外の教室研究棟に図書収蔵施設を設置し、照明・空調等の改善を図った。③については、受審後直ちに自己点検・評価運営委員会の現状に検証を加え、組織改革とともに運営委員会規程を改正し、現在の組織と運営のあり方に定着した。④については、各教育サービスの充実のためにアンケートを徹底して実施し、その集計結果が反映できるよう努めている。

以上、今回、第2期目の認証評価を大学基準協会を受審するにあたり、本学の自己点検・評価においてPDCAサイクルが機能し、かつまたその運用の下で改善を担保するための内部質保証の仕組みが実質化しているかを検証した。

本 章

第 1 章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

群馬県立女子大学の設置は、昭和 50 年代初め、全国的に進学率が伸長した中、群馬県においても伸長があったが、なお全国平均を 10% 近くも下回り、特に女子の進学志望率の伸びは緩慢で、しかも大部分が県外に進学するという実態等から、地元で女子大学の設置を求める県民の切実な要望が出されたことに基づくものであった。この要望に応え、国際化した社会に対応しうる女子大学の設置が県政の最重要施策として推進され、本学は、本県教育文化振興の拠点ともなる 4 年制の文学部のみの単科大学として昭和 55(1980)年に開学し、次いで 25 周年目の平成 17(2005)年に国際コミュニケーション学部を開設した(資料 1-01 p1 沿革、資料 1-02)。

本学の設置の趣旨を実現すべく、かつまた学校教育法第 83 条に「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」及び「その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」と規定された「大学の目的」の趣旨を的確に踏まえて、群馬県立女子大学学則(以下、単に「学則」という。)第 1 条に「群馬県立女子大学は、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、家庭生活の向上及び地域社会における文化の進展に寄与し、更に国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成することを目的とする。」

(資料 1-03)と適切に教育研究上の目的や人材育成の目的を定め、大学の目的を明確にし公表している。

大学院に関しても、平成 6(1994)年に文学研究科、次いで平成 21(2009)年に国際コミュニケーション研究科を開設し、学校教育法第 99 条に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定した「大学院の目的」の趣旨を的確に踏まえて、群馬県立女子大学大学院学則(以下、単に「大学院学則」という。)第 1 条に「群馬県立女子大学大学院は、新しい知識、情報及び技術があらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を図るとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを教育研究上の目的とする。」(資料 1-04)と定め、大学院の目的を明確にし公表している。

本学の設置の趣旨及び目的に基づき、本学では「国際化した社会にあって、社会的に自立した光り輝く女性」の育成という教育理念を掲げ(資料 1-05)、小さくても個性のある大学、少人数教育による触れ合いのある大学を目指して大学の活性化を進め、国際

化した社会に対応しうる有能な人材を育成する目的の達成のため、大学ウェブサイト「大学の取り組み」として以下の重点化した項目を掲げ（資料 1-06）、また『大学案内』にも「県女が取り組む 6 つの Switch」（資料 1-07 p7）として掲げている。

- ①徹底した少人数教育
- ②海外留学支援
- ③開かれた授業の充実
- ④キャリア支援
- ⑤群馬学の確立
- ⑥地域日本語教育の推進

これらの重点的な取組は、21 年度の認証評価の優れた点の指摘において、①について「多くの授業は、徹底した少人数教育で行われている。」、②について「充実した留学支援制度により…海外留学をする学生が飛躍的に増えている。」、④について「就職専門員を中心に教員と連携して、各種のガイダンス・研究会・講座・面談等を実施している。」と評され（資料 1-08 p5）、また「選択的評価事項の評価」の優れた点の指摘において、③について「公開授業や公開講座により、地域住民の知的欲求を満たし、特に各界の著名人・文化人・経済人等を毎週招へいする授業科目では、日本における学会での最新の見解や現代社会情勢はもとより世界の最新の情報や現場の知識を得ることができるよう工夫を凝らしている。」、⑤について「地域住民の学習機会の提供の幅を広げている。さらに深く専門分野を学修したい者や研究したい者に対しては、聴講、科目履修等の制度が活用でき、対象者の学習意欲や興味に応じて、幾重にも教育サービスが提供できる体制となっている。」と評された（資料 1-09 p5）。⑥は、21 年度の認証評価後に新たに重点化した取組である。

このように高評価を得た取組を現在に至るまで継続し、一定の成果を収めている実績面からも、また本学の現状として、文学部と国際コミュニケーション学部の 2 学部、文学研究科と国際コミュニケーション研究科の 2 研究科、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センター、キャリア支援センターという教育研究、社会貢献、学生支援の機関を擁する教学態勢からも、本学では理念・目的を適切に設定している。

次いで、大学の個性化への対応については、今日は、グローバル化や情報化の進展、そして将来の予測が困難な時代といわれる中で、本学の文学部・国際コミュニケーション学部からなる学部構成は、北関東圏の公立大学においては類似するものがなく、それ自体が文系の公立女子大学として個性化している。しかも、文部科学省がグローバル人材育成のために留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」を行っているが、国際コミュニケーション学部を中心に毎年短期・長期を含めて 100 名前後の留学実績、さらには TOEIC で高得点者輩出という実績をあげており、また予測困難な時代にあって、正解のない問題に取り組む文系大学としての固有の価値はますます高まっている。

こうした学部構成における個性化を果たしている本学にとって、小規模大学であることが個性を際立たせる更なる利点と捉え、小さくても個性のある大学の実現を目標に掲げた。この目標を達成させるための最重要方針として、徹底した少人数教育を堅持している。そして少人数教育によってこそ、質の高い社会生活を営む上で必要な幅広い知識を得て、その基礎的な知識に裏打ちされた創造性豊かな発想力と社会的に自立した人材

をつくる教育実践が可能となり、本学における人材育成は着実に効果を上げることになる。

また地域貢献が大学の重要な使命の一つであり、さらに本学が県立大学であることから群馬学センターを中心にした「群馬学の確立にむけて」の活動も定着してきており、大学の人的・知的資源を積極的に活用し、地域が直面する様々な課題の解決に主要な役割を果たす地域貢献を強く打ち出している点も、本学の際立った個性となっている。

＜2＞ 文学部

文学部は、学則第2条の2に、教育研究上の目的を「文学部は、人間が築き上げてきた言葉、文化及び芸術に対する幅広い知識及び深い洞察力を身に付け、柔軟な発想力、応用力及び問題解決能力を持った有能な人材を育成することを目的とする。」と定めている（資料1-03）

この学部の教育研究の目的に従って、4学科が学科ごとにその目的の実現を図るべく、国文学科では「日本語、日本文学、中国文学及び日本語教育の学びを通して、幅広い知性及びみずみずしい感性を身に付け、豊かな人間性を培うこと」、英米文化学科では「英語の運用上の技能を高めるとともに、英語学、英米文学及び英米文化の専門的学習を通じて、英米の文化に対する深い見識及び広い視野並びに柔軟かつち密な思考力を培うこと」、美学美術史学科では「美及び芸術について理論的に考え、それらの歴史を学び、自ら創りあげる能力を高めることを通じて、豊かな感性及び鋭敏な知性に支えられた柔軟な精神を育むこと」、総合教養学科では「多分野にわたる教養教育、コミュニケーションを重視した双方向授業及び現場で学ぶフィールドワークにより、発見の喜び及び仲間と共に学ぶ楽しみを通して豊かな総合教養力を育むこと」と、学科の教育研究目的を明示している（資料1-03 第2条の2第2項）。

＜3＞ 国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部は、学則第2条の3に、教育研究上の目的を「国際コミュニケーション学部は、実践的な英語力、高度なコミュニケーション能力並びに国際社会で自立して活躍するために必要な知識及びリーダーシップを備えた人材を育成することを目的とする。」と定めている（資料1-03）。

この学部の教育研究の目的に従って、2課程が課程ごとにその目的の実現を図るべく、英語コミュニケーション課程では「実践的な英語コミュニケーション活動及び言語を研究対象とした学問分野の学修を通して、言葉及びコミュニケーションに関する多面的な理解及び洞察力を養うこと」、国際ビジネス課程では「高度な英語運用能力に加え、人文科学及び社会科学系の知識の修得を通して、国際社会に貢献するために必要な考察力及び課題対応能力を養うこと」と、課程の教育研究目的を明示している（資料1-03 第2条の3第2項）。

＜4＞ 文学研究科

文学研究科は、大学院学則第5条の2に、教育研究上の目的を「文学研究科は、伝統的な学問研究の基本的な枠組みを維持して専門分野の研究に必要な素養を身に付けた人材の育成を図るとともに、高度の学業及び研究を積んだ研究者並びに高度の専門性に裏付けられ、様々な職域及び地域の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。」と定めている（資料1-04）。

この研究科の教育研究の目的に従って、4専攻が専攻ごとにその目的の実現を図るべく、日本文学専攻では「日本語、日本文学、漢文学及び日本語教育を総合的に学ぶと同時に個別のテーマによって研究を行い、研究者、日本語教員等として活躍できるような、高度で幅広い学識及び教養を身に付けた人材を育成すること」、英米文化専攻では「英語の持つ言語学的諸相、英米における文学又は映像作品及び社会的実情、価値観等を深く学ぶことを通じて、文化的事象に対する高度な考察力及びそれに裏打ちされた実践的な課題遂行能力を有する人材を育成すること」、芸術学専攻では「芸術の体系的及び歴史的な理解を深め、並びにその制作活動のレベルを上げることによって、地域に根ざすとともに、国際的視野を併せ持ち、並びに芸術及び文化の本質を理解する人材を育成すること」、複合文化専攻では「教養の個別の分野に関する専門的研究を行うとともに、各分野を複合的に学ぶことによって、種々の文化的な事象に関する高度な理解力を得て、情報を世界に向けて発信できる人材を育成すること」と、各専攻の教育研究目的を明示している（資料 1-04 第 5 条の 2 第 2 項）。

〈5〉 国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科は、大学院学則第 5 条の 3 に、教育研究上の目的を「国際コミュニケーション研究科は、高度な英語コミュニケーション能力の向上及び異文化の理解に資するとともに、国際関連の幅広い知識を身に付けることにより、グローバル化が急速に進展する国際社会において活躍し、様々な課題に対する柔軟な思考能力及び深い洞察力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。」と定めている（資料 1-04 第 5 条の 3 第 2 項）。

（2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

大学構成員に対する大学の目的の周知は、以下のごとく着実にを行っている。

まず、教職員に対しては、本学の目的が明文化されている学則の規定を大学ウェブサイトに掲載しているほか、学則全文が、設置者である群馬県がインターネット上で公開している「群馬県法規集」の中にも掲載されている（資料 1-10、資料 1-11）。さらに、全教職員に対して配付している『学生便覧』（資料 1-12）の巻頭と学則等紹介部分にも掲載して周知を図っている。また、その目的を踏まえた本学の教育理念と目標について、学長が学内の構成員に対して入学式、卒業式等各種式典や学内外の行事における学長挨拶など機会あるごとに述べている。

次いで、学生に対しては、全員に配付する『学生便覧』の巻頭と学則等紹介部分にも掲載し、全学生に周知を図っている。また、入学式、入学オリエンテーション、年度初めのガイダンスなど機会あるごとに全学生に対して周知を徹底している。さらに学生に、大学の目的を知っているか否か等について、自己点検・評価運営委員会を主体として 3 年ごとに定期的に「教育評価アンケート」（資料 1-13、資料 1-14）を実施し、結果として多くの学生が本学の目的を承知するうえで有効な周知方法となっている。

また、社会に対しては、上述のとおりインターネット上で学則が公表され（資料 1-10、資料 1-11）、並びに受験生・高校生及び希望する方々に広く配布される『大学案内』（資

料 1-07) における学長メッセージに大学の理念・目的に対する考え方を明示している。

〈2〉 文学部

文学部における教育の目的は、大学ウェブサイトに掲載し、さらに入学時のオリエンテーションや学年始めのガイダンスにおいても周知を行っている。

社会に対しては、大学ウェブサイトでの公表のみならず、『大学案内』を広く配布し、また各種の大学説明会やオープンキャンパスの際には4学科のブースを設けて教員や学生が説明にあたり、また高校訪問を利用して広く周知されることに努めている。

〈3〉 国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部における教育の目的は、大学ウェブサイトに掲載し、さらに入学時のオリエンテーションや学年始めのガイダンスにおいても周知を行っている。

社会に対しては、大学ウェブサイトでの公表のみならず、『大学案内』を広く配布し、また各種の大学説明会やオープンキャンパスの際にはブースを設けて教員や学生が説明にあたり、また高校訪問を利用して広く周知されることに努めている。

〈4〉 文学研究科

文学研究科における教育の目的は、大学ウェブサイトに掲載し、さらに入学時の研究室ごとに実施されるガイダンスにおいても周知を行っている。

社会に対しては、大学ウェブサイトでの公表のみならず、『大学案内』を広く配布し、また大学院説明会を年2回開催して広く周知されることに努めている。

〈5〉 国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科における教育の目的は、大学ウェブサイトに掲載し、さらに入学時の研究室ごとに実施されるガイダンスにおいても周知を行っている。

社会に対しては、大学ウェブサイトでの公表のみならず、『大学案内』を広く配布して周知されることに努めている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

平成14年に、学則第1条の2及び大学院学則第1条の2における、それぞれの教育研究水準の向上を図り、それぞれの目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする規程を根拠として、群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程(資料1-15)を制定し、この年から大学として本格的な自己点検・評価体制を構築した。

自己点検・評価運営委員会は、学長を委員長として両学部及び両大学院に対してそれぞれの現状と課題を検討する全学的な活動を実施した。その活動の下で、平成21年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、その結果を大学ウェブサイトに公表した(資料1-08、1-09)。その翌年度から自己点検・評価運営委員会の下で、毎年、年度ごとに大学の目的、教育研究組織、教育内容・方法、社会貢献、内部質保証等について自己点検・評価を実施し、その結果を「自己評価書」として更新するため、各年度において大学及び大学院の目的の適切性についても点検・評価を行っている。したがって現状では定期的に年数を定めて検証を行うとした規定はないものの、各年度の「自己評価書」の作成を機として目的が時代状況や教育環境の変化の中

で適切性を維持しているか、修正すべき点がないか等を検証している（資料 1-16）。また、3年ごとに実施している「教育評価アンケート」において、大学の目的やカリキュラムとの整合性等について調査し、適切性への検証をしている（資料 1-13、1-14）。

＜2＞文学部

文学部における目的の検証は、自己点検・評価運営委員会での検証を経て教授会を主体として実施する。小規模の検証は、カリキュラム改正等が行われる際には、教務委員会を中心にして学部の目的との整合性を図る過程で行われている。平成 21 年には、自己点検・評価運営委員会の下で教授会において、学部及び 4 学科ごとの教育研究の目的を学則に明記するために明文化する作業を行い、学部と 4 学科における目的に照らすと同時に、それぞれの学科の教育目的との整合性や適切性についても改めて検討し、その結果を教授会で審議し、承認した。このように機会あるごとに、また「自己評価書」（資料 1-16）の文学部の項目作成を機として毎年度定期的に文学部の目的について検証を行っている。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部における目的の検証は、自己点検・評価運営委員会での検証を経て教授会を主体として実施する。平成 21 年には、自己点検・評価運営委員会の下で教授会において、学部及び 2 課程ごとの教育研究の目的を学則に明記するために明文化する作業を行い、学部と 2 課程における目的に照らすと同時に、それぞれの課程の教育目的との整合性や適切性についても改めて検討し、その結果を教授会で審議し、承認した。また平成 26 年度は、創設 10 周年を期して、カリキュラムの一層の充実を図る改正を推進したが、この際、教務委員会を中心にして学部の目的との整合性を検証した。このように機会あるごとに、また「自己評価書」（資料 1-16）の国際コミュニケーション学部の項目作成を機として毎年度定期的に国際コミュニケーション学部の目的について検証を行っている。

＜4＞文学研究科

文学研究科における目的の検証は、自己点検・評価運営委員会での検証を経て文学研究科委員会を主体として実施する。平成 21 年には、自己点検・評価運営委員会の下で文学研究科委員会において、文学研究科及び 4 専攻ごとの教育研究の目的を大学院学則に明記するために明文化する作業を行い、文学研究科と 4 専攻における目的に照らすと同時に、それぞれの課程の教育目的との整合性や適切性についても改めて検討し、その結果を研究科委員会で審議し、承認した。このように機会あるごとに、また「自己評価書」（資料 1-16）の文学研究科の項目作成を機として毎年度定期的に文学研究科の目的について検証を行っている。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科における目的の検証は、自己点検・評価運営委員会での検証を経て国際コミュニケーション研究科委員会を主体として実施する。平成 21 年には、自己点検・評価運営委員会の下で国際コミュニケーション研究科委員会において、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻の教育研究の目的を大学院学則に明記するために明文化する作業を行い、その結果を研究科委員会で審議し、承認した。このように機会あるごとに、また「自己評価書」（資料 1-16）の国際コミュニケ

ーション研究科の項目作成を機として毎年度定期的に国際コミュニケーション研究科の目的について検証を行っている。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

大学の設置目的は、学校教育法第83条の趣旨を踏まえて学則に定めているだけでなく、国際化された社会にあって、「社会的に自立した光り輝く女性」の育成を教育理念として掲げ、小さくても個性ある大学を目指して様々に工夫を凝らした教育活動の遂行を通して大学を活性化させている。このような活動によって大学の目的の達成に努め、近年の社会情勢の中で、学校教育法第83条の大学一般に求められる目的の達成を目指している。

設置目的、教育理念は、大学ウェブサイト、『大学案内』及び各種メディアへの情報提供により広く公開している。また、これらの大学の目的に基づいた学部等ごとの目的を定め、大学ウェブサイトや配布物等により周知を図っている。

大学院の目的は、学校教育法第99条の趣旨を踏まえており、新しい知識、情報及び技術があらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を図ることにより、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを教育研究上の目的としている。

また本学は、県立大学として地域貢献をその使命の一つに掲げ、地域が要請する様々な課題の解決に向けて協力と連携を積極的に行い、大学の人的・知的資源を活用して地域学である群馬学を提唱し、県民向けの公開講座や、県民と学生がともに学ぶ公開授業を開催することにより、地域社会に本学の知的資源を広く提供しており、このことは同時に本学の目的の社会的な周知に繋がっている。

近年、本学の目的とそれに基づいた各種の教育上の取組内容が社会にある程度浸透してきた結果、県内の受験生・高校生からの評価が上がったことに留まらず、地方の小規模大学ながら、大学の目的を理解した学生が全国から集まるようになり、小さくても個性ある大学の目的は、社会の理解を得られている。よって、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

1. 学部及び大学院の目的を明確に策定し、大学ウェブサイトや『大学案内』などの印刷媒体によって、大学構成員のみならず広く社会一般に向けて周知を図っていることに加え、学長自ら、様々な機会をとらえメッセージとして発している。
2. 大学の目的に向かって様々な工夫を凝らした授業や学生支援を行うことにより、学生のモチベーションを高め、大学を活性化させている。
3. 県立大学として大学の人的・知的資源を研究と教育との両面から積極的に活用し、地域が直面する様々な課題の解決に主要な役割を果たす地域貢献を取組として重視、地域の特性を学ぶ「群馬学」の取組をはじめ、県民向けの公開講座・出前講座・県民と学生がともに学ぶ公開授業などを開催し、積極的な地域貢献に努めている（資料 1-01 p8）。

②改善すべき事項

<1>大学全体

本学は、大学の目的及び両学部や両大学院のそれぞれにおける目的を明確に定め、大学ウェブサイトや『大学案内』などの広報を通して社会への周知・理解に努めており、その効果も徐々に現れてきたところであるが、地方の小規模大学のため、大学自体に対する全国的な認知度は未だしの所があり、認知度を高めることが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

1. 自己点検・評価運営委員会において、グローバル化した時代状況や社会情勢の変化に配慮しながら、不断に大学の目的がその変化に対応した実質を維持しえているかを的確に検証し、その結果を迅速に大学構成員に周知させ、また社会に向けても速やかに公表していく。
2. 両学部においては、それぞれの教授会及び教務委員会の責任において大学の目的を的確に反映したカリキュラム構成となっているかや、それを反映させた支援態勢を充実させて学生が学習意欲を一層高められるような工夫、また、大学の目的が周知される方策についても検討していく。
3. 県立女子大学として、地域貢献を大学の重要な取組と位置づけ、効果を上げていることから、地域文化交流委員会及び群馬学センターとにおいて更なる取組を具体化していく。

②改善すべき事項

<1>大学全体

大学の全国的な認知度が充分ではないことが課題であることから、自己点検・評価運営委員会を中心にして広報委員会とも連携しながら、社会へ向けて大学の目的の周知と公表を効果的に行うための方策を検討していくとともに、予算措置を前提として現在の大学ウェブサイトや『大学案内』による広報手段をさらに多様化して充実させていくことを検討する。

4. 根拠資料

- 1-01 平成 27 年度 大学概要
- 1-02 群馬県立女子大学条例
- 1-03 群馬県立女子大学学則
- 1-04 群馬県立女子大学大学院学則
- 1-05 学長メッセージ (<http://www.gpwu.ac.jp/guide/president.html>)
- 1-06 大学の取り組み <http://www.gpwu.ac.jp/guide/theme.html>
- 1-07 大学案内 2015
- 1-08 平成 21 年度実施大学機関別認証評価評価報告書
(http://www.gpwu.ac.jp/guide/ninnsyou_result/result_standard.pdf)

- 1-09 平成 21 年度実施選択的評価事項に係る評価評価報告書
(http://www.gpwu.ac.jp/guide/ninnsyou_result/result_selection.pdf)
- 1-10 設置目的・趣旨の公表状況 (<http://www.gpwu.ac.jp/guide/idea.html>)
- 1-11 群馬県法規集 (8-1-2-6 大学) (<http://www.pref.gunma.jp/07/a3510001.html>)
- 1-12 平成 27 年度 学生便覧
- 1-13 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査票
- 1-14 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査結果概要
- 1-15 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程 (評 14-5)
- 1-16 平成 26 年度自己評価書 (<http://www.gpwu.ac.jp/guide/selfcheck.html>)
- 1-17 群馬県立女子大学大学院文学研究科規程
- 1-18 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科規程

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、家庭生活の向上及び地域社会における文化の進展に寄与し、更に国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成する」(学則第1条)という本学の教育研究の目的を達成するための学部編制として、文学部及び国際コミュニケーション学部を置いている。昭和55年の設立当初は、文学部のみの単一学部の大学であったが、国際社会の進展等、社会情勢の変化に応じて、「国際化した社会にあって、社会的に自立した光り輝く女性の育成」という教育理念を達成するため、平成17年4月に国際コミュニケーション学部を設置し、2学部編制となった。

平成21年4月には、幅広い教養や社会人基礎力の重視等、近年の社会的人材育成ニーズの変化に対応するため、文学部内に「総合教養学科」を設置した。さらに、平成22年4月には、学生の英語学習への意欲と異文化理解への関心をさらに高めるため、文学部「英文学科」を「英米文化学科」に改編するなど、学生や社会のニーズをとらえた組織の見直しを進めている(資料2-01 大学概要 p1 沿革)。

学部内の構成としては、先述の大学の教育研究の目的や教育理念を踏まえ、文学部には、国文学科、英米文化学科、美学美術史学科及び総合教養学科の4学科を置き、国際コミュニケーション学部には、英語コミュニケーション課程、国際ビジネス課程の2課程を置いている。課程間の共通項目を多く設定する等、カリキュラムを工夫することにより、学習意欲に応じた柔軟な教育を可能としている。また、文学部の新学科である総合教養学科では、分野横断的なカリキュラム編成としている。文学部・国際コミュニケーション学部とも小規模であるが、本学の教育研究の目的を踏まえ、「小さくても個性のある大学」を目指した特色ある教育を行っている。

本学の教養教育は従来両学部の学生が共通で履修できる体制を取っており、平成24年度には文学部・国際コミュニケーション学部共通教養教育科目を設置したものの、全学的な運営組織を持っていなかった。この点については平成21年度実施の認証評価の際に改善を指摘されたところであり、平成26年度より両学部共通の教養教育運営委員会を設置して、毎月1回委員会を開催し、両学部で協働して大学全体の教養教育について検討・運営を行っている(資料2-02 学内委員会等組織図)。また、各々の学部・学科が主体となって、プログラム群(日本語表現プログラム、英米文化プログラム、芸術プログラム、リベラルアーツプログラム、国際理解プログラム)を設け、教育内容の企画・点検を行っており、学部・学科体制の違いや授業科目の特性を活かしている(資料2-03 p25、p101 教養教育科目カリキュラム表)。なお、教養教育のみを専門に担当する教員はおらず、各学部の専任教員や非常勤講師が授業を担当している。

大学院においては、先述の教育研究の目的を達成するため、文学部に直結する文学研究科を設置し、学部の学科編制に応じて日本文学専攻、英米文化専攻、芸術学専攻、複合文化専攻を置いている。また、平成 21 年度に開設した国際コミュニケーション研究科は、国際コミュニケーション学部に直結するものである（資料 2-03 p169, p183 各研究科カリキュラム表）。

附置機関としては、附属図書館、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センター及びキャリア支援センターを設置している（附属図書館については、第 7 章で述べる。）。

外国語教育研究所は、平成 13 年 4 月に設立され、所長、副所長、事務職員、嘱託職員の外国人研究員で構成し、所長は学長が兼務している。当研究所の役割は、群馬県における外国語教育の拠点として、外国語教育並びに外国語教育の実践に関する調査や研究を行い、本学の外国語教育の充実を図るとともに、地域社会に貢献し、国際化社会に対応した人材の育成と国際交流の促進に寄与することである。具体的な業務としては、外国語教育の実践に関する調査研究の結果を踏まえて、平成 13、17、21 年度の 3 回にわたり、「英語能力の向上に関する提言」を策定している。また外国語教育の一環として、本学学部の英語授業の担当(外国人研究員)や本学学生への海外留学支援のほか、外国語教育に関するシンポジウム・講演会の開催、英語コンテストや小学校英語活動推進事業、高等学校連携英語授業の実施など、県及び市町村の教育研究機関と連携を図り様々な研究や事業を行っている。さらにグローバル人材育成事業として県内高校生を対象に「明石塾」を運営し、地域社会への貢献として、一般県民を対象とした英会話サロン「グローバルカフェ」の開催や、群馬県観光親善学生大使事業を実施している（資料 2-04 p44、資料 2-05、資料 2-06）。

群馬学センターは、本学が平成 16 年度から提唱している「群馬学」の拠点として、平成 21 年度に新設した機関である。群馬に関する様々な情報を集約し、群馬の「知」を集めた拠点として、県民が自由に利用できるものとなっており（資料 2-07 p7, p44）、学長が兼務するセンター長、及び平成 27 年度から地域貢献の充実を図るため教授 1 名を増員して専任教員 2 名（副センター長（教授）・教授）で構成されている。「群馬学」とは、群馬の来し方行く末を総合的多角的に考える地域学で、本学が広く県民の参加を呼びかけて取り組んでいる事業である。特に各分野で活躍する県内外の有識者を招いて開催する「群馬学連続シンポジウム」は、平成 26 年度までに 27 回、また県の機関である県民局との共催による地域版シンポジウムも 5 回開催し、延べ 1 万 2 千人を上回る参加者を得ており、これらの取組は、マスコミにもたびたび取り上げられ、本学における地域貢献の実際が広く周知されている。県内外の関心の高まりに応じて、「群馬学」という言葉も県民の間に徐々に浸透し、定着している。

地域日本語教育センターは、本県の全人口に占める在住外国人比率が、全国水準を大きく上回る 2% であり、出身国についても多岐にわたっている地域特性（資料 2-08）を背景として、在住外国人等が地域社会で生活するうえで十分な日本語能力を身につけられるようにするための拠点として平成 24 年 4 月に設置された（資料 2-09）。地域の日本語指導者対象の研修や在住外国人向けの公開授業である「生活日本語」を開講したほか、平成 25 年度からは日本語教員養成プログラムの 13 科目を開設した。また、シンポジウ

ムや講演会を開催するなど、関連事業の充実を図っている（資料 2-04 p45、資料 2-10）。

キャリア支援センターについては、学生が目的意識を持って自らの将来のキャリアを考え、生涯を通じた就業力を身につけることにより、社会的職業的な自立を図ることを支援するため、平成 26 年度に設置した。常勤のキャリアアドバイザーに加えて、平成 27 年度から、新たに専任教員を配置し、キャリア教育や各種試験等対策講座並びに学生一人ひとりに対する面談を含むきめ細かな就職支援を行っている（資料 2-04 p46、資料 2-11、資料 2-12）。

（２）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

学部・研究科の教育研究組織の適切性に関しては、適宜、各学科・課程の学科会議・課程会議において、検討を行い、各学部の教務委員会では、学部全体の立場から検討し、さらに各学部教授会において包括的かつ総合的な検討を行っている。研究科の教育研究組織の適切性に関しては、適宜、授業担当者間での検討、各研究科の教務学生委員会での研究科全体の立場からの検討、さらに各研究科委員会での包括的総合的な検討を行っている（資料 2-13 学則第 7 条第 3 項、資料 2-14 大学院学則第 7 条第 3 項、資料 2-15、資料 2-16 規程第 6 条、資料 2-17 規程第 6 条、資料 2-18 規程第 6 条、資料 2-19 規程第 6 条）。

また、教養教育に関しては、両学部共通の教養教育運営委員会を通して、教養教育科目の位置づけについて、またカリキュラム編成や運営等の適切性について検討している（資料 2-20 規程第 6 条）。外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センター及びキャリア支援センターに関しては、それぞれ、両学部の教員も委員として関与する外国語教育研究所運営委員会、群馬学センター運営委員会、地域日本語教育センター運営委員会、キャリア支援センター運営委員会において、組織や事業等の適切性について適宜、検討している。また、教育課程に関する基本方針等、大学全体に係る重要事項については、県民代表も評議員として加わる評議会で審議することとなっており、大学全体としての教育研究組織の適切性についても検討している（資料 2-21 条例第 8 条第 5 項）。

2. 点検・評価

●基準 2 の充足状況

大学の目的及び大学院の目的を達成するために、教育課程を編成し、社会情勢に応じて、学部、学科及び研究科を新設させるなど社会的人材育成ニーズに応じて柔軟に対応し、学部、大学院とも教育研究の目的を達成するうえで適切なものとなっている。

教養教育の体制は、適切に整備されている。平成 25 年度までは科目構成等について、文学部教養教育運営委員会及び国際コミュニケーション学部教務委員会で学部ごとに個別に検討を行ってきたが、教養教育に対する大学全体としての責任体制の明確化のために、平成 26 年度より両学部共通の教養教育運営委員会を設置した。この委員会での検討に基づいて、両学部共通の教養教育科目を提供し、その中で各々の学部が主体となってプログラム群を設けるとともに、各学部でもそれぞれ教養教育科目を提供することで、学部体制の違いや授業科目の特性も活かすことができている。

各研究科における専攻は、各学部の各学科等に連動して構成されており、また、より

高度で幅広い学識・教養を身につけ、様々な分野で文化の発展に貢献し得る人材を育成するために適当な規模となっていることから、大学院の目的を達成するうえで適切な専攻構成となっている。

外国語教育研究所は、外国人研究員を活かした特色ある事業を展開しており、同研究所は「小さくても個性のある大学」を目指す本学の教育研究活動の一端を担っている。

群馬学センターは、本学が推進する「群馬学」の拠点として、群馬の「知」を結集し、県民が自由に利用できる機関として、地域貢献という取組を達成するうえで適切に機能している。

地域日本語教育センターは、文学部国文学科において従来から日本語教育に取り組んできた実績を受け継ぎ、本県で唯一の地域日本語教育のノウハウを持つ機関として、教育、研究、地域貢献の実践に踏み出しており、その拠点として今後の発展が大いに期待できる実績を残しつつある。

キャリア支援センターは、本学が重要視している学生のキャリア支援を十全に行うために、平成26年度に設置され、その後、目的に沿った事業を適切に行っている。

また、各学部・学科において、収容定員を充足している（大学基礎データ-表4）ほか、高い就職率も維持できている（資料2-04 p48）ことから、教育研究組織として社会の要請にも応えられている。

以上により、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

学部と大学院の専攻が連動しており、学部教育で培った学識・教養を修士課程でより発展させることができる体制になっている。

教養教育について、平成26年度に両学部共通の教養教育運営委員会を設置することで、大学の教養教育全般を学部横断的に運営する体制が整った（資料2-02、資料2-20）。新委員会の下、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教養教育科目全般を見直し、整理することによって、大学全体としての教養教育がより体系的に提供できるようになってきている。

キャリア支援センターは、キャリアに関する多様な授業並びに様々な就職支援を通じて、キャリア支援を適切に学生に提供している。

外国語教育研究所の外国人研究員の学部教育への参画により、英語系授業約300科目のうち約210科目をネイティブ教員が担当し、大学、特に国際コミュニケーション学部の特色として広く社会に認知されている。

外国語教育研究所では研究員を地域に派遣することなどによって、また、群馬学センターではシンポジウムの開催や資料の整理・提供などを通して、本学の地域貢献の重要な一部を担っている。さらに、地域日本語教育センターも、指導者の養成、日本語ボランティアのトレーニング、在住外国人への日本語教育などを通して、広く地域社会に貢献している（資料2-01 p08、資料2-04 p45）。

②改善すべき事項

大学院の定員充足率が低いことが平成21年度の認証評価の際に指摘された事項であり、現状においても依然として課題である（大学基礎データ-表4）ことから、全学的な組織において、大学院全体のあり方を検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も学部と大学院の間の教育・研究内容の連携を強化するために、各学部教務委員会と各研究科教務学生委員会との間、ならびに各学部教授会と各研究科委員会との間の情報交換を促していく。

教養教育に関しては、初年次教育のあり方を含め、学生にどのような教養を身につけさせたいかについて、教養教育運営委員会を中心として大学全体で今後も定期的に再考するとともに、両学部の学生にとって教養教育科目がより履修しやすくなるように便宜を図っていく。また、各学部の教務委員会と連携して教養教育科目の点検を進めていく。

平成 28 年度は、従来教養教育科目として置かれていたキャリア支援関係科目を、大学附属機関であるキャリア支援センターに移管する予定であり、また、外国語科目における履修のあり方についても検討している。なお、初年次教育及び教養教育科目の位置づけについて検討していくなかで、新入生の学生生活支援を強化することで学業の充実を図る「新入生スタートアップ支援プロジェクト」が発案された。これにより、平成 28 年度実施に向けて、学生生活支援において組織的なプロジェクトが進行している。

また、キャリア支援センターについては、上述のキャリア支援関係科目の移管により、従来からの就職支援と合わせて、これまで以上に有機的に関連づけられ、かつ充実した形で、学生に対するキャリア支援の提供を推進する。

公立大学としての地域貢献のあり方をさらに検討し、学部、研究科、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センターなどが協力・連携しながら、地域への貢献活動を推し進める方策を探っていく。

②改善すべき事項

大学院の定員充足率が低いという課題を受け、平成 26 年度より自己点検・評価運営委員会の下に大学院改革検討部会を設けた。平成 27 年 10 月に開催された同運営委員会において、文学研究科・国際コミュニケーション研究科の統合の可能性について検討部会報告を受けた(資料 2-22)。今後は、当該報告内容を含め、大学院のあり方について各専攻会議や研究科委員会において、さらに議論を重ねる。

4. 根拠資料

- 2-01 平成 27 年度 大学概要 (既出 資料 1-01)
- 2-02 学内委員会等組織図
- 2-03 平成 27 年度 履修要項
- 2-04 大学案内 2015 (既出 資料 1-07)
- 2-05 外国語教育研究所の事業概要 (<http://www.gpwu.ac.jp/org/ins/index.html>)
- 2-06 パンフレット「The 留学」2013-2014 海外留学支援プログラム報告書
- 2-07 群馬学センター活動内容イメージ図

- 2-08 平成 26 年 12 月末日時点の外国人住民数の状況（群馬県多文化共生推進課まとめ）
(<http://www.pref.gunma.jp/04/c1500213.html>)
- 2-09 群馬県立女子大学地域日本語教育センターの設置及び管理に関する要綱
- 2-10 地域日本語教育センターの活動
- 2-11 群馬県立女子大学キャリア支援センターの設置及び管理に関する要綱
- 2-12 進路支援プログラム
- 2-13 群馬県立女子大学学則（既出 資料 1-03）
- 2-14 群馬県立女子大学大学院学則（既出 資料 1-04）
- 2-15 平成 27 年度学内委員会開催状況（定例のもの）
- 2-16 群馬県立女子大学文学部教務委員会規程
- 2-17 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教務委員会規程
- 2-18 群馬県立女子大学大学院文学研究科教務学生委員会規程
- 2-19 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科教務学生委員会規程
- 2-20 群馬県立女子大学教養教育運営委員会規程
- 2-21 群馬県立女子大学条例（既出 資料 1-02）
- 2-22 自己点検・評価運営委員会 大学院改革検討部会報告（H27.10.14）

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉大学全体

大学として求める教員像は、教育及び研究を行うにあたり十分な能力を備え、また人物として優れ、さらに広く社会的貢献を行いうる者であり、この旨を、本学の教員の採用及び昇任の選考の基準並びに教員人事の基本方針等を定めた学内規程「群馬県立女子大学教員の選考等に関する規程」(資料 3-01)において明示している。さらに、この規程に基づいて、学部・研究科ごとに教員選考基準の詳細を学長が定めている。(資料 3-02～資料 3-29)。なお、「群馬県立女子大学教員の選考等に関する規程」は、群馬県立女子大学条例第 8 条第 5 項(資料 3-30)により、評議会の審議事項となっており、評議会の議に基づき策定している。

教員組織編制については、「方針」という形で明文化されているわけではないが、学部ごとに教授、准教授、講師を配置すること、並びに、研究科には指導教員及び指導補助教員を置き、学部の専任教員のうちから充てることを基本的な方針としており、それぞれ、学則第 4 条及び学部ごとに定める教員選考基準、並びに、大学院学則第 6 条及び研究科ごとに定める研究指導教員等の資格認定のための審査基準において、明示している(資料 3-31、3-05、3-12、資料 3-32、3-19、3-23)。現状としては、本学の専任教員は、平成 27 年 5 月現在、学長を含めて 58 名が在籍している。

教員組織には、学校教育法第 92 条の規定に基づく教授・准教授・講師の区分のほか、部局長として、各学部には学部長を、各研究科に研究科長を置き、それぞれの下に各学科又は課程に学科長又は課程長を配置し、専攻ごとに専攻主任を配置しており、それぞれの単位で教育研究に係る責任を負っている(資料 3-33)。

また、部局長等連絡会議において、学長を中心として、学部、研究科、事務局の部局長が意思疎通と連携を図り、また、各学部・研究科内でも、学科長等連絡会議、課程長等連絡会議、専攻主任等連絡会議において、各学科・課程・専攻間の連携が取れるような体制になっている。なお、これらの連絡会議は、原則、月に 1 回開催している。専任教員間では、各学部学科又は課程単位で学科会議又は課程会議を月に 1 回開催しており、教育課程に係る問題点等についての検討を行うなど、教員間の十分な意思疎通と連携を図っている。

以上のように、明文化された教員組織の編制方針は策定されていないが、学外者を含む評議会において策定された規程の方針に基づいた教員選考基準(学部)や研究指導教員等の資格認定のための審査基準(研究科)等に則り、大学や研究科のあり方を視野に入れつつ教員組織を編制している。教員人事の基本方針と教育研究に係る最終的な責任は評議会に帰するが、その執行の責任は学長にあり、学長の下で学部長、学科長、課程長、研究科長、専攻主任が各々の組織単位ごとに設けられ、教員組織ごとの教育研究に

係る責任の所在は明確になっている。また、学科長・課程長や、学部長・研究科長等が参集する連絡会議が定期的で開催され、教員の組織的な連携体制を確保している。

＜2＞文学部

文学部においては、学則第1条の大学の目的をふまえ、同第2条の2にある文学部の目的に沿った人材育成のための教育研究能力を持つ教員を求めている。このため長年適用・実施している申合わせ事項（資料3-06）に加え、平成27年度に「群馬県立女子大学文学部教員選考基準」として明文化し策定した（資料3-05）。また、学部における教員組織編制のための基本的方針について、「方針」という形で明文化されているわけではないが、学則第4条及び同基準において、教授、准教授、講師を配置することを明示している。文学部全体では38名の専任教員がおり、以下の各学科に配置している（大学基礎データ-表2）。国文学科は、日本語学、日本文学、中国文学（漢文学）及び日本語教育学の分野に、英米文化学科は、英語学、英語教授法、イギリス文学、アメリカ文学、イギリス文化及びアメリカ文化の分野に、美学美術史学科は、美学、芸術学、日本美術史、西洋美術史、絵画、デザイン及びアートマネジメントの分野に、総合教養学科は、その性格からカリキュラムとして分野横断的な3つのプログラムを展開しているため、現員では、哲学、日本思想史・日本文化論、フランス文学、文化人類学、地理学、メディア論、数理論理学及び体育学の分野に配置している。なおこのほか、教職専門の専任教員を国文学科と英米文化学科に配置している。

学部長に加え、各学科に学科長を置き学科の運営にあたっている。また、教員全員が参加する教授会（資料3-34）に加えて、学部長と各学科長等が出席する学科長等連絡会議を原則月1回開催し、学部・学科の運営について協議している。さらに各学科は学科長の主導の下、学科会議を原則月1回以上開催し、教育課程をはじめとする学科内の運営のため、教員の連携を図っている。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部においては、学則第1条にある大学の目的を踏まえ、同第2条の3にある国際コミュニケーション学部の目的に沿った人材育成のための教育研究能力を持つ教員を求めており、「群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選考基準」（資料3-12）において明示している。また、学部における教員組織編制のための基本的方針について、「方針」という形で明文化されているわけではないが、学則第4条及び同基準において、教授、准教授、講師を配置することを明示している。現在、英語コミュニケーション課程に7名、国際ビジネス課程に8名、教員を配置している（大学基礎データ-表2）。

教員採用にあたっては、そのときの教員の専門分野に照らし合わせて、学部として必要な分野で公募している。公募書類には「求める人材像」を明記し、教員に求める能力・資質等を明確化している（資料3-35）。

学部長に加え、各課程には課程長を置き、課程の運営にあたっている。また、教員全員が出席する教授会（資料3-36）に加えて、学部長と両課程長等が出席する課程長等連絡会議を原則月1回開催し、学部・課程運営について協議している。さらに各課程では課程会議を原則月1回開催し、課程運営について協議する場を設けている。このような体制により、教員の組織的な連携体制が担保され、教育研究に係る責任の所在を明確に

している。

〈4〉文学研究科

文学研究科における教員組織編制のための基本の方針としては、「方針」という形で明文化されているわけではないが、大学院学則第6条及び「文学研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」において、研究指導教員及び研究指導補助教員を、学部の専任教員のうちから充てて配置することを明示している（資料3-32、3-19）。平成27年5月現在、教員34名が在籍している。

文学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員並びに非常勤講師の資格認定にあたっては、大学院設置基準及び前述の「文学研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」によることが定められ、厳格に適用している。

教員の授業科目の配分としては、各教員の専門分野との関連で授業ごとに最も適当と判断される教員を割り当てている。各学科の専任教員はほぼ全員が大学院の研究指導教員、又は研究指導補助教員でもあるので、基本的には各専攻とも必要な分野を担当する専任教員が不足していることはない。他に、複数の領域にまたがる分野などについて非常勤講師を採用している。

専任教員間では、文学研究科所属教員全員が出席する文学研究科委員会（資料3-37）を月1回開催し、各専攻単位で専攻会議を月に1回開催しているほか、文学研究科全体に関する教務学生関係の事項を審議する委員会も月に1度開催しており、教員間の十分な連携を図っている。

教員組織には、学校教育法第92条の規定に基づく教授・准教授・講師の区分のほか、文学研究科の責任者として文学研究科長を置くとともに、専攻ごとに専攻主任を配置して、教育に関する責任を負っている（資料3-20）。構成員の専門分野も、例えば日本文学専攻であれば、日本文学（古典・近現代）、日本語学、中国文学、日本語教育学の各分野の教員を配置している。これは他の3専攻も同様である。

〈5〉国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科における教員組織編制のための基本の方針としては、「方針」という形で明文化されているわけではないが、大学院学則第6条及び「国際コミュニケーション研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」において、研究指導教員及び研究指導補助教員を、学部の専任教員のうちから充てて配置することを明示している（資料3-32、3-23）。

国際コミュニケーション研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員並びに非常勤講師の資格認定にあたっては、大学院設置基準及び前述の「国際コミュニケーション研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」によることが定められ、厳格に適用している。

研究科の責任者としての研究科長（現在は国際コミュニケーション学部長が兼任）に加え、専攻の責任者である専攻主任を置き、研究科内の研究教育における責任の所在を明確にしている（資料3-24）。また、研究科所属教員全員が出席する研究科委員会（資料3-38）を原則月1回開催し、教員間の組織的な連携が取れるようにしている。

（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

＜1＞大学全体

本学は、少人数教育により学生の個性に応じたきめ細かい教育活動を行っており、全ての学科等で大学設置基準に規定された教員数を上回る専任教員（大学基礎データ-表2）のほか、非常勤講師を数多く配置（平成27年5月現在140人）している。また、採用にあたっては、大学全体の「教員の選考等に関する規程」及び各学部の「教員選考規程」、「教員採用及び昇任基準に関する申し合わせ事項」等（資料3-01～資料3-29）に基づき、教育及び研究に関する能力のほか、人物、社会的業績等を審査して行うこととしており、質、量ともに十分な教員を確保している。また、教育上主要と認められる授業科目には、一部の科目で専任講師や非常勤講師が充てられる場合があることを除き、原則として専任の教授又は准教授を配置している。また、本学のカリキュラムは、教育目的を達成するために構成されており、各々の教員は、各学部、学科・課程、及び教務委員会での専門分野の検討を経て担当科目が決定しており、自身の研究内容と連動した授業科目を担当するようになっている。その概要は、別表のとおりである（資料3-39）。

本学の大学院の教員は、全て学士課程との兼務で、大学院専任の教員は在籍していない。各研究科は「研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」（資料3-19、資料3-23）に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員を決定している。研究科の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、基準数を満たしており、各専攻とも必要な教員を確保している（大学基礎データ-表2）。

以上が本学における教員組織の現状であるが、この教員組織について、本学では様々なレベルで、その内実の検証、検討を行っている。上述の教員組織編制方針に照らし、教員の科目適合性の観点、また将来の大学運営、計画の観点等から、学士課程においては、学部全体の視点に基づき各学部の教務委員会や各学科・課程会議の場で、またそれを受けて教授会の場で、検証、検討を行っている。修士課程においては、研究科全体の視点に基づき各研究科の教務学生委員会の場で、またそれを受けて研究科委員会の場で検証、検討を行っている。さらには必要に応じて、自己点検・評価運営委員会のような全学的な場でも検証、検討を行っている。

＜2＞文学部

文学部では、学則に記された学部の目的を達成するため4つの学科に必要な教員を配置している。学部の教育課程編成・実施方針に加え、学科ごとに定められた教育課程編成・実施方針に基づき編成されたカリキュラムを実施するために、国文学科では日本語学、日本文学、中国文学、日本語教育の各分野に、英米文化学科では英語学、英語教授法、英米文学、英米文化の各分野に、美学美術史学科では美学、美術史、実技等の諸分野に、総合教養学科ではその性格からカリキュラムとして分野横断的な3つのプログラムを展開しているため、現員では、哲学、日本思想史・日本文化論、フランス文学、文化人類学、地理学、メディア論、数理論理学及び体育学の分野に教員を配置している。授業科目と担当教員の適合性に関しては、各学科で教員の専門分野を検討して担当科目を決定している。また、文学部教養教育科目の中で、特に初年次教育として重視し全学科必修としている「基礎ゼミ」、「日本語文章表現」はすべて専任教員が担当している。各学科の専門教育科目にあつては主要な授業科目と考えられるもの、たとえば国文学科では、基礎演習、概論、演習、文学史、卒業論文指導は専任教員が担当し、講義講読科

目も可能な限り専任教員が担当している。他の学科においても科目名称等に異同はあるが、主要な授業科目は原則として専任教員が担当する考え方は共通している。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、学則に記された学部の目的を達成するために必要な教員を配置している。教育課程編成・実施方針に基づき編成されたカリキュラムを実施するために、英語コミュニケーション課程には、統語論・意味論・語用論・言語習得論・社会言語学・言語教育学等の言語学・応用言語学の諸分野を専門とする教員を7名、国際ビジネス課程には経済学・経営学・政治学・行動科学等を専門とする教員を8名配置している（資料3-40）。また、学部教員の年齢構成にも配慮している（資料3-41）。

授業科目と担当教員の適合性に関しては、各課程内で科目内容と教員の専門分野を検討して担当科目を決定している。また、学士課程教育の中心となる専門科目群に関しては、主として専任教員が担当するように配慮しているが、語学系科目を中心に非常勤講師が充てられている科目も多い。これは、本学が少人数教育を重視しており、特に国際コミュニケーション学部の英語授業においては、一つの授業科目について、習熟度別の複数クラス制（4～6クラス）を採用していることによる（資料3-42）。このような場合には、専任教員が担当分野ごとにコーディネーター役を担っており、担当する非常勤講師と綿密な打ち合わせを行うことにより、授業運営に支障ないよう配慮をしている。

〈4〉文学研究科

文学研究科には、教育課程を遂行するために4つの専攻を設置している。各専攻それぞれの教員数は資料に示す通りである（大学基礎データ-表2）。必要な数・分野の専攻が設置され、各専攻とも大学院設置基準を超える教員を配置している。

各専攻とも、教育課程に応じた必要な分野・数の科目が開講されており、大部分について専任の教員が担当しており、複数の分野にまたがる内容の科目など、特定の科目に限って非常勤講師を配置している。どの教員がどの科目を担当するかは専攻ごとに、専攻会議で審議し、決定しており、授業科目と担当教員の適合性を確保している。

文学研究科の研究指導及び研究指導補助教員並びに非常勤講師の資格は、「文学研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」（資料3-19）に明確に示されており、各専攻・分野ごとに、適正に配置している。

〈5〉国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科では、大学院学則第5条に示された国際コミュニケーション研究科の目的に沿った人材を育成するために、国際コミュニケーション学部との兼務で、学部英語コミュニケーション課程の教員7名が英語コミュニケーション科目を、国際ビジネス課程の教員8名が国際ビジネス科目を担当している。教員の担当科目は、それぞれの専門分野を考慮しながら各課程で検討し決定しているため、授業科目と担当教員の適合性を確保している。また、「国際コミュニケーション研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員を配置している（資料3-23）。また、国際コミュニケーション研究科の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準の基準数を満たしている（大学基礎データ-表2）。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

〈1〉大学全体

教員の募集手続きに関しては、各学部で定められた手順に基づき、公募により行われている。公募は、大学ウェブサイト、各研究機関への要項の送付、及び JREC-IN 研究者人材データベースでの公開により行っている。

大学全体における教員の採用や昇任基準は、「群馬県立女子大学教員の選考に関する規程」(資料 3-01) に定められているほか、学部ごとに詳細を定めている。両学部とも教員の採用及び昇任については、選考委員会を設置して行い、選考委員会の構成員等必要事項については、各々の学部で定めている(資料 3-02～資料 3-29)。

専任教員の採用にあたっては、教育及び研究に関する能力はもちろんのこと、人物、社会的業績等をも審査して行っており、質の高い教員を確保できるようにしている。なお、採用選考時の審査にあたっては、教育についての構想についても審査するとともに、面接及び模擬授業を課して、教育上の指導能力についても評価し、最終的な結論を出している。学士課程の教員の選考基準においては「教育研究上の能力がある」又は「教育を担当するにふさわしい教育上の能力」を持つことが採用の前提となっている。

教員採用は、原則として公募制を採っており、公募の際は年齢や性別を特定することはできないが、職位を指定することによって年齢構成も適切に考慮しており、そのため、おおむねバランスの取れた年齢構成となっている(資料 3-41)。女性教員と外国人教員の任用については、特に目標を定めていないが、本学の「国際社会に対応した女性の育成」という目的に沿って国際コミュニケーション学部が平成 17 年 4 月に設置された後は、特に女性教員と外国人教員の採用が増加している(資料 3-43)。

大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員については、各研究科の「研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」(資料 3-19、資料 3-23)に基づき、研究科人事委員会が資格認定を行っており、研究分野に関して研究指導を行うに十分な高度な教育研究上の能力や研究実績を主な判断基準として実施している。

〈2〉文学部

文学部では、「群馬県立女子大学文学部教員選考規程」(資料 3-03)、「群馬県立女子大学文学部教員選考基準」(資料 3-05)、「群馬県立女子大学文学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項」(資料 3-06)を定めており、規定に基づいて設置された選考委員会において、候補者について審査し、教授会へ報告するまでの一連の業務を行う。採用にあたっては、募集する教員の専門分野、担当科目、応募資格、提出資料、その他募集期間、選考方法等の募集条件を詳細に検討し、応募者の選考においては規定上満たすべき条件、教育上の経歴・実績、教授能力、実務経験や社会的貢献等について審査し、面接、模擬授業の評価結果を加えて、教授会への報告案を作成する。

昇任にあたっては、同じく選考委員会が設置され、研究業績や社会貢献をはじめとする選考項目について審査し、その結果を教授会に報告する。

いずれの場合も選考委員会の推薦が得られた候補者については、教授会において賛否を問う投票が行われ、条件を満たした候補者を最終的に学長に推薦する。

〈3〉国際コミュニケーション学部

教員の募集・採用においては「群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選

考基準」と「群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項」（資料 3-12、資料 3-13）に基づき、教授会で学部長・当該課程長を含む 5 名の教員からなる選考委員会を設置し、当該委員会が募集要項の作成、研究教育業績等の審査、面接候補者の決定ならびに最終候補者の選定までを行い、最終候補者を教授会に推薦する。これを受けて教授会では、最終候補者を学長に推薦するかどうかを投票により決定する。教員の昇任においても同選考基準と同申し合わせ事項に基づき、学部長・両課程長を含む 6 名の教員からなる選考委員会を立ち上げ、研究教育業績等の審査を行い、候補者を教授会に推薦する。これを受けて教授会では、候補者を学長に推薦するかどうかを投票により決定する。以上のように、教員の募集・採用・昇任は、明文化された基準と申合せ事項に基づいて複数教員からなる委員会が中心となって行われており、客観性・透明性のある選考プロセスが確立している。

＜4＞文学研究科

文学研究科では、全ての専任教員が文学部の専任教員でもある。大学全体における教員の採用や昇任基準は、「群馬県立女子大学教員選考規程」、「群馬県立女子大学文学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項」を定めており、文学研究科においては、「文学研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」が定められており、この規定が厳格に適用され、適切な教員人事を行っている（資料 3-19）。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科の教員は、全て国際コミュニケーション学部との兼務である。大学全体における教員の採用や昇任基準は、「群馬県立女子大学教員選考規程」、「群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項」を定めている。研究指導教員・研究指導補助教員の決定に関しては、明文化された「国際コミュニケーション研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準」に基づき行われており、客観性・透明性のある選考プロセスが確立している（資料 3-23）。

（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

＜1＞大学全体

大学における教員の資質の向上のために、本学ではいくつかの方策をとっている。教育及び研究の能力について、それらは、自己点検・評価運営委員会が毎年度実施する「教育研究業績等調査」（資料 3-44、資料 3-45）を通じてその向上を図っている。この調査は、教育活動に対する自身の取組状況や研究活動の振り返りを通じて、教育、研究能力を自ら開発するよう促すことを目的としている。また同調査には、各教員が行う地域・社会貢献の具体的取組に関する項目、それから、学内委員会への参画や所属長としての職務、また大学が行う行事の企画運営等、広く大学の管理運営の状況に関する項目も盛り込んでおり、そのように、教育、研究能力に加えて、大学の教員として求められる他の資質についてもその再確認と向上に向けての方策をとっている。なお、平成 27 年度より、専門委員会を立ち上げ（資料 3-46）、教員の教育研究等の業績を評価し、教員の資質の更なる向上に役立てることになった。

また本学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）という枠組みのなか

でも、教員の資質の向上を図っている。その枠組み自体は、現在、自己点検・評価運営委員会が中心となって運営しているのだが、具体的には、学生支援のありかたを多岐に渡って学ぶ、また学生を取り巻く社会における動向を学ぶといった研修会の開催等を行っている（資料 3-47）。また、FDの一環として、外部団体等で開催される研修会への教員の派遣、それから先進団体に対する視察等を積極的に行い、そうした活動を通して教員の資質の向上に役立てている。さらにこの枠組みにおいては、学生アンケートの実施、学生・卒業生からの意見聴取、教員間の授業公開・参観を行い、教員の教育能力の向上を図っている（資料 3-48）。

＜2＞文学部

自己点検・評価運営委員会を中心とした大学としての取組のほか、平成 26 年度は、特に文学部として独自の取組は行っていない。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では平成 26 年度より、全学対象の自己点検・評価運営委員会での取組とは別に、課程ごとに FD 活動を行っている。原則月 1 回開催される各課程の課程会議の際、一定の時間を確保して、課程の FD 研究会を開催し、カリキュラムや授業の運営について担当教員が発表したり、課程で議論したりして、各課程のカリキュラムの改善や各教員の教育力の向上を図っている（資料 3-49）。

＜4＞文学研究科

文学研究科では、全ての専任教員が文学部の専任教員でもあることから、学部において実施されている教員の教育研究活動等の評価や FD が文学研究科のそれを兼ねるものと考えている。しかし、これについては、文学研究科独自の方策も必要であるかもしれない。今後の検討課題としたい。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科の教員は、全て国際コミュニケーション学部との兼務であるため、研究科独自の FD 活動は行っていない。

2. 点検・評価

●基準 3 の充足状況

教員組織の編成のための基本方針は、学内規程により定め、教員配置については、基本方針に基づき、大学の教育目的に沿った効果的な配置を行い、各教員の専門分野に対応した役割分担となっている。

教員組織には部局長を置き、教育研究に係る責任の所在を明確にしているとともに、部局長等が出席する連絡会議を定期的で開催し、教員間の組織的な連携を確保するための体制を構築している。

教員の募集は原則として公募で行い、また、教員の採用・昇任は、基準等が明確に記された規程並びに申し合わせ事項に則って、教員で構成される教員選考委員会が公正な審査を行っている。学士課程の教員の選考にあたっては、教育上の経歴・実績、教授能力、実務経験や社会的貢献等について審査している。また両学部とも採用候補者との面接を実施し、模擬授業を候補者に課していることから、教育研究上の指導能力の評価を適切に行っている。募集に関しては、規程は整備されていないものの、各学部で定めら

れた手順により厳正に行っている。修士課程の教員の選考では、審査基準に基づいた厳正な選考を行っており、教育研究上の指導能力の評価を適切に行っている。また、採用・昇任にあたっては、教員選考委員会の推薦を経て、教授会において賛否の投票を行い、条件を満たした候補者を学長に推薦する。

学士課程、修士課程ともほとんどの学科等で設置基準を上回る教員が確保されており、教育課程を遂行するために十分な教員体制ができている。また、教育上主要と認められる授業科目についての教員配置には十分な配慮を行っている。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとして、各学部、学科・課程、及び教務委員会が適切に機能している。また、修士課程における研究指導教員、研究指導補助教員は、明確な審査基準により決定しており、適正に配置している。

教員間の授業参観による相互授業評価を組織的に行うことにより教員の教育活動を定期的かつ多様な側面から評価する取組を実施し、その結果を教員間の意見交換会（レビュー）等において協議することにより教員の資質向上を図っている（資料 3-50）。教員の資質向上への取組は授業評価アンケートによっても行われている（資料 3-51）。授業評価アンケートで出された意見への教員の対応や、授業公開に関するレビューで話題に上った内容は、自己点検・評価運営委員会が中心となって集約・評価・議論し、必要に応じて担当教員に助言や指導を行うなど、教育の資質の向上に向けて適切な形で活かされている。

また、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し蓄積している。このように、FD 活動は、大学の自己点検・評価運営委員会が中心となって組織的に、適切な方法で実施され、教員の資質向上に結びつけられている。

以上のことから、教員・教員組織における基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

両学部において、教員の募集・採用・昇任を、教員に求める能力・資質等を明確にした規程並びに申し合わせ事項に基づいて行っている。また、各教員の専門分野・業績等を確認しながら、教育課程を遂行するために必要な教員を授業科目に適正に配置しており、学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備している。教員の募集・採用・昇任の基準や手続きが明示されていて、客観性・透明性のある手続きを確立している。

また種々のアンケートや懇談会等を通して、学生や卒業生から様々な観点からの意見を聴取し、それらのうち、とりわけ教員や事務局では気付くことができなかったものを、現行の教員組織に照らし合わせ、教育課程の観点からみてより適切な教員組織を築くよう努めている。

<2>国際コミュニケーション学部

英語コミュニケーション課程において、カリキュラムの中心となる必修科目を非常勤講師に依頼する場合は、専任教員が担当分野ごとにコーディネーターとなって非常勤講師と綿密な打ち合わせを行い、適正な教員配置により、適正な授業内容・運営が確保されるように配慮している。

国際コミュニケーション学部では、教員の多様性を確保するために、女性や外国人

教員を積極的に登用している（資料 3-43）。

全学対象の自己点検・評価運営委員会での取組に加えて、原則月 1 回開催される各課程の課程会議の際に課程ごとの FD 活動を行い、カリキュラム改善や教員の教育力向上に役立てている（資料 3-49）。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

現在行っている「教育研究業績等調査」は、教員の教育研究活動の現状把握に役立てているが、必ずしも調査結果についての自己点検・評価活動への積極的な活用はなされていないという課題があったが、平成 27 年度に教育研究評価専門委員会が発足し、教員の教育活動に関する評価を実質化するために一步を踏み出した。しかし、当調査をどのような形で自己点検・評価活動へ活用すべきかについては、まだ方針が定められていない。

＜2＞文学研究科

文学研究科所属の教員はすべて文学部所属の教員でもあるため、研究科独自の FD 活動は行っていないが、その必要性については、今後の検討課題である。

＜3＞国際コミュニケーション研究科

研究科独自の FD 活動は行っていないが、学部と大学院における教育のあり方が異なることから、研究科独自の取組が必要かどうかについては、今後の検討課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞大学全体

教員組織に関しては、採用・昇任などについて、学則をはじめ規程等において定められており、適切な編制ができています。また、教員数はほとんどの学科等で大学設置基準・大学院設置基準に規定された教員数を上回る専任教員のほか、非常勤講師を数多く採用し、質、量ともに十分な教員数を確保しています。今後もこの状況を維持していくために、教員採用の際は、既存の枠組みにとらわれず、大学全体としての視点も考慮しつつ長期的な視野で計画的に行っていく。また、現在行われている種々のアンケートや懇談会等により得られる意見について、より積極的な集約を進めるとともに、これまで以上により適切な教員組織の構築のために反映させていく。

＜2＞国際コミュニケーション学部

今後も、専任教員のコーディネーターと非常勤講師との連携を密にし、よりよい非常勤講師の配置を進めていく。また、外国人や女性の登用も積極的に進めていく。

全学的な FD 活動に加えて本学部で行っている課程ごとの FD 活動は、各課程のカリキュラムの改善や教員資質向上などに役立っているため、現在の内容をさらに検討して発展させ、全学の自己点検・評価運営委員会に新たな FD 活動を提案するようなことも行う。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

現在行われている「教育研究業績等調査」の、自己点検・評価活動への活用方法に

関する方針がまだ定められていないという課題を受け、自己点検・評価運営委員会に新たに設置した教育研究評価専門委員会において、その活用方法を検討している。

〈2〉文学研究科

研究科独自のFD活動を行うことの必要性が今後の検討課題であることを受け、今後、教務学生委員会や研究科委員会等で議論する。

〈3〉国際コミュニケーション研究科

大学院においても独自のFD活動が必要かどうかについて検討する必要があるという課題を受け、今後、研究科教務学生委員会や研究科委員会等で議論する。

4. 根拠資料

- 3-01 群馬県立女子大学教員の選考等に関する規程（評 14-4）
- 3-02 群馬県立女子大学文学部長選考規程
- 3-03 群馬県立女子大学文学部教員選考規程
- 3-04 群馬県立女子大学教員の採用及び昇任の発議についての確認事項
- 3-05 群馬県立女子大学文学部教員選考基準
- 3-06 群馬県立女子大学文学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項
- 3-07 群馬県立女子大学文学部学科長の選考等に関する規程
- 3-08 群馬県立女子大学附属図書館長候補者の選考に関する文学部の申合せ事項
- 3-09 群馬県立女子大学外国語教育研究所研究員の英語指導講師委嘱に関する申合せ事項
- 3-10 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部長選考規程
- 3-11 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選考規程
- 3-12 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員選考基準
- 3-13 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教員採用及び昇任基準に関する申合せ事項
- 3-14 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部課程長選考等規程
- 3-15 群馬県立女子大学附属図書館長候補者の選考に関する国際コミュニケーション学部申合せ
- 3-16 群馬県立女子大学大学院文学研究科長選考規程（評 17-1）
- 3-17 群馬県立女子大学大学院文学研究科人事委員会規程
- 3-18 群馬県立女子大学大学院文学研究科教員選考委員会規程
- 3-19 文学研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準
- 3-20 群馬県立女子大学大学院文学研究科専攻主任に関する申合せ事項
- 3-21 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科長選考規程（評 20-1）
- 3-22 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科教員選考規程
- 3-23 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科研究指導及び研究指導補助教員等の資格認定のための審査基準
- 3-24 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科専攻主任に関する規程
- 3-25 群馬県立女子大学外国語教育研究所長選考等規程（評 27-2）
- 3-26 群馬県立女子大学群馬学センター長選考規程（評 27-3）

- 3-27 群馬県立女子大学群馬学センター教員選考委員会規程
- 3-28 群馬県立女子大学群馬学センター教員選考基準
- 3-29 群馬県立女子大学附属図書館長選考規程（評 16-1）
- 3-30 群馬県立女子大学条例（既出 資料 1-02）
- 3-31 群馬県立女子大学学則（既出 資料 1-03）
- 3-32 群馬県立女子大学大学院学則（既出 資料 1-04）
- 3-33 学内委員会等組織図（既出 資料 2-02）
- 3-34 群馬県立女子大学文学部教授会規程
- 3-35 国際コミュニケーション学部教員公募書類の例（求める人材像）
- 3-36 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教授会規程
- 3-37 群馬県立女子大学文学研究科委員会規程
- 3-38 群馬県立女子大学国際コミュニケーション研究科委員会規程
- 3-39 本学教員の研究活動と教育内容との関連
- 3-40 国際コミュニケーション学部の教員と専門分野
(http://www.gpwu.ac.jp/dep/int/prof_list.html)
- 3-41 本学教員の年齢・性別構成
- 3-42 少人数・習熟度別複数クラス制について
- 3-43 本学教員に占める女性教員数及び外国人教員数の割合の推移
- 3-44 教育研究業績等調査票フォーマット
- 3-45 専任教員の教育研究業績（過去 5 年間）
- 3-46 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会 教育研究評価専門委員会設置運営
要綱（H27.7.26 施行）
- 3-47 教員対象研修会・講演会等
- 3-48 FD 及び自己点検等活動状況（平成 26 年度）
- 3-49 国際コミュニケーション学部両課程の FD 研究会議題一覧
- 3-50 教員間授業参観 年度別実績
- 3-51 平成 26 年度（後期）授業評価アンケート調査結果

第4章 教育内容・方法・成果

第4章の1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1>大学全体

大学の目的を受けて、各学部がそれぞれの目的を定め、学部の目的を受けて、各学科・課程が教育研究目的という形で教育目標を明示している（資料4(1)-01 学則第2条の2及び第2条の3）。

また、大学院の目的を受けて、各研究科が目的を定め、さらに各専攻がそれぞれの教育目標を専攻の教育研究目的という形で明示している（資料4(1)-02 大学院学則 第5条の2及び第5条の3）。

学部においては、上記の教育目標に基づいて、次項以下で記すように、各学部・学科ごとに「学位授与方針」を定めている。

大学院においては、上記の目的を踏まえた教育目標に対して、「学位授与方針」として「広い視野と深い学識を備えるとともに、自立して研究あるいは創作活動を行える能力を備え、専門的能力を要する職業等により地域社会や国際社会の発展に寄与しうる者」に修士の学位を授与することを明示しており、両者の整合性は取れているものと判断できる（資料4(1)-03）。

修得すべき学習成果に関しては、平成26年度に策定された各学部・学科及び各研究科・専攻ごとに定める「学位授与方針」の中に明示している（資料4(1)-03、4(1)-04）。

<2>文学部

文学部では学則第2条の2第2項に文学部各学科の教育研究目的という形で教育目標を掲げている。国文学科は、「日本語、日本文学、中国文学及び日本語教育の学びを通して、幅広い知性及びみずみずしい感性を身に付け、豊かな人間性を培うこと」、英米文化学科は、「英語の運用上の技能を高めるとともに、英語学、英米文学及び英米文化の専門的学習を通じて、英米の文化に対する深い見識及び広い視野並びに柔軟かつ密な思考力を培うこと」、美学美術史学科は、「美及び芸術について理論的に考え、それらの歴史を学び、自ら創り上げる能力を高めることを通じて、豊かな感性及び鋭敏な知性に支えられた柔軟な精神を育むこと」、総合教養学科は、「多分野にわたる教養教育、コミュニケーションを重視した双方向授業及び現場で学ぶフィールドワークにより、発見の喜び及び仲間と共に学ぶ楽しみを通して豊かな総合教養力を育むこと」、となっている。

学位については学則に（卒業及び学位）として第13条に明示している。

これらの教育目標や学位については『学生便覧』（資料4(1)-05）に学則として掲載しており、また教育目標については大学ウェブサイトや『大学案内』においても明示して

いる。ただし、こうした学部の目的や教育目標に基づいた学位の規定を「学位授与方針」としてはこれまで明文化してこなかったが、平成 26 年度には、文学部学位授与方針を教務委員会ならびに各学科での議論を経て、文学部教授会において定めた。また、各学科の学位授与方針も文学部学位授与方針と同様に各学科の議論をへて教務委員会で検討し教授会において了承した。

文学部学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

文学部では、人間社会の多様な文化について、人文科学的視点を軸として学修することにより、以下の能力を身につけた学生に「学士（文学）」を授与する。

- ① 人間が築き上げてきた知的遺産を受け継ぎ、幅広い教養と社会の変化に柔軟に対応できる思考力を身につけている。
- ② 専門的学識を備えるとともに、的確な資料や情報を収集・分析し、その成果を他者と共有するために発信・表現できる。
- ③ 直面した課題について問題を発見する洞察力と、問題を分析し解決に導く柔軟な思考力や発想力を身につけている。
- ④ 幅広い教養と柔軟な思考力、専門的学識や技能、問題解決能力を身につけ、地域社会や国際社会に持続的に貢献できる。

この「学位授与方針」と各学科の「学位授与方針」は平成 27 年度に『履修要項』や大学ウェブサイトに掲載し周知している（資料 4(1)-06、4(1)-03）。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、学部の目的を受けて、学部下の 2 課程は教育目標をそれぞれ次の教育研究目的という形で定めている（資料 4(1)-01 学則第 2 条の 2）。

英語コミュニケーション課程は、「実践的な英語コミュニケーション活動及び言語を研究対象とした学問分野の学修を通して、言葉及びコミュニケーションに関する多面的な理解及び洞察力を養うこと。」、国際ビジネス課程は、「高度な英語運用能力に加え、人文科学及び社会科学系の知識の修得を通して、国際社会に貢献するために必要な考察力及び課題対応能力を養うこと。」となっている。

これらの教育目標に基づいて、本学部において達成されるべき学習成果を「学位授与方針」として平成 26 年度に設定した。その中で具体的には、実践的な英語教育と幅広い人文社会科学分野の専門教育を通して、以下の能力を身につけた学生に「学士（国際コミュニケーション学）」の学位を授与することを明示している。

国際コミュニケーション学部学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

国際コミュニケーション学部では、実践的な英語教育と幅広い人文社会科学分野の専門教育を通して、以下の能力を身につけた学生に「学士（国際コミュニケーション学）」の学位を授与する。

- ① 高度な英語力を身につけ、英語での情報を的確に理解し、異文化間でも意思疎通を図ることができる。
- ② 国際社会に目を向け、国家・企業・団体・個人などの間の多様な関係を理解し、広い視野でものごとをとらえることができる。
- ③ 言語・経済・経営・政治などの分野における専門知識を修得し、その過程

を通して論理的思考力・表現力および問題解決能力を身につけている。

- ④ 自分に必要な学びを発見し、自ら計画・実行することにより、生涯にわたって自律的・主体的に学び続ける態度を身につけている。

「学位授与方針」で示された修得すべき学習成果は、大学及び学部の目的とも整合性がとれている。

＜4＞文学研究科

文学研究科では、その目的を実現するために、教育目標はさらに、日本文学専攻、英米文化専攻、芸術学専攻、複合文化専攻の各専攻における教育研究目的として具体化している（資料 4(1)-02 大学院学則第 5 条の 2 第 2 項）。日本文学専攻では「日本語、日本文学、漢文学及び日本語教育を総合的に学ぶと同時に個別のテーマによって研究を行い、研究者、日本語教員等として活動できるような、高度で幅広い学識及び教養を身に付けた人材を育成すること」、英米文化専攻では「英語の持つ言語学的諸相、英米における文学又は映像作品及び社会的実情、価値観等を深く学ぶことを通じて、文化的事象に対する高度な考察力及びそれに裏打ちされた実践的な課題遂行能力を有する人材を育成すること」、芸術学専攻では「芸術の体系的及び歴史的理解を深め、並びにその制作活動のレベルを上げることによって、地域に根ざすとともに、国際的視野を併せ持ち、並びに芸術及び文化の本質を理解する人材を育成すること」、複合文化専攻では「教養の個別の分野に関する専門的研究を行うとともに、各分野を複合的に学ぶことによって、種々の文化的な事象に関する高度な理解力を得て、情報を世界に向けて発信できる人材を育成すること」を、それぞれの教育研究目的として掲げている。

以上に基ついて、平成 26 年度に「学位授与方針」を次のとおり明文化し、平成 27 年度より『履修要項』ならびに大学ウェブサイトに掲載して、学生及び教職員に周知している（資料 4(1)-06 p158、4(1)-04）。なお、明文化にあたっては、文学研究科教務学生委員会で各専攻の意向を踏まえつつ原案を策定し、文学研究科委員会において審議・決定した。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科

定められた期間在学し、所定の単位数を修得するとともに、日本文学、英米文化、芸術学、複合文化のいずれかにおいて個別の研究指導の下に作成した修士論文・修了制作又は課題研究の審査及び最終試験に合格した者で、広い視野と深い学識を備えるとともに、自立して研究あるいは創作活動を行える能力を備え、専門的能力を要する職業等により地域社会や国際社会の発展に寄与する者に「修士（文学）」の学位を授与する。

日本文学専攻

日本語、日本文学、漢文学及び日本語教育を総合的に修得し、個別のテーマに関して深い研究を行った者で、研究者、日本語教員等として活躍できる高度で幅広い学識及び教養を身につけ、修了要件を満たした者に「修士（文学）」の学位を授与する。

英米文化専攻

英語学、英米文学、英米文化に関する専門的知識を修得し、教育・研究職をはじめ、高度な専門性が求められる関連分野での職業人として有すべき能力及び資質を身につけ、修了要件を満たした者に「修士(文学)」の学位を授与する。

芸術学専攻

専攻する領域の学問を専門的に追究し、芸術及び文化の本質を理解し、研究の成果を社会に還元する応用力を身につけ、修了要件を満たした者に「修士(文学)」の学位を授与する。

複合文化専攻

必修科目及び専門分野にかかわる科目による知識を修得し、さらにその関連、周辺領域の知識を身につけ、修了要件を満たした者に「修士(文学)」の学位を授与する。

以上の教育研究目的及び学位授与方針において、文学研究科及び各専攻が育成を目指す人材について示している。また、修了要件として、4専攻すべてにおいて、修士論文、修了制作、課題研究のいずれかの提出に加え、授業科目30単位以上の修得が必須となっており、これらの要件は『履修要項』に記載している。これらの修了要件が示すように、専門的領域における研究成果と、授業での様々な学習活動への参加による広い視野と関連知識の獲得が求められている(資料4(1)-06 p160～)。

<5>国際コミュニケーション研究科

本研究科は、その目的を実現するため、本研究科ではその教育目標を次のとおりとし、大学ウェブサイト等で明示している(資料4(1)-07)。

知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養を持ち、国際化社会に対応できる国際感覚と英語のコミュニケーション能力を備えた高度な教養人を養成します。また、高度なコミュニケーション能力や多様な国際ビジネス関連知識を備え、国際社会において即戦力として活躍できるリーダーを育成します。地域貢献の視点から企業推薦入学試験を実施し、県内海外進出企業の幹部候補者等も社会人学生として受け入れ、高度な英語コミュニケーション能力と異文化知識を身に付けた職業人を養成します。

この教育目標に基づき、修士課程における「学位授与方針」を平成26年度に次のとおり策定し、平成27年度より『履修要項』に記載し、大学ウェブサイト等を通じて大学内外に対して、その「学位授与方針」を明示している((資料4(1)-06 p178、4(1)-04)。

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

国際コミュニケーション研究科では、定められた期間在学して、所定の単位数を修得するとともに、個別研究指導の下に執筆した修士論文または課題研究の審査および最終試験に合格した者で以下の能力を身につけた学生に、「修士(国際コミュニケーション学)」の学位を授与する。

- ① 英語という言語を多面的に理解し、異文化間の高度なコミュニケーションを図るために必要とされる高い専門知識ならびに学究的な思考方法を身につけている。
- ② 国際社会における国家・企業・団体・個人などの関係を理解し、リーダー

として行動するために必要とされる学際的な専門知識ならびに学術的な思考方法を身につけている。

- ③ 以上のような専門的知識に裏打ちされた問題発見・解決能力を持ち、職業人としてグローバル社会で活躍できる能力を身につけている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1>大学全体

学則及び大学院学則に定められた大学、各学部、各研究科の目的並びに教育研究目的の形でまとめられた教育目標に基づき、平成 26 年に各学部・学科、各研究科・専攻の教育課程の「編成・実施方針」を定め、平成 27 年度より『履修要項』及び大学ウェブサイト上に明示している（資料 4(1)-06、4(1)-03、4(1)-04）。

教養教育科目は、大学の目的にある「国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成する」ための「教育方針」に基づいて編成してきたが、平成 26 年度において教養教育運営委員会を全学的組織として再編したことにより、これまでの「教育方針」を再検討し、以下のような「教育課程編成・実施方針」として策定した。

教養教育 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の教養教育では、現代の国際化する社会において、広い教養を備え、成熟した人間として行動できる力をもつ人材を育成するために、以下の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

- ① 初年次教育を中心とした授業科目を通じて、大学で学ぶために必要な基礎知識と能力を養う。
- ② 専門教育への導入となる授業科目を通じて、専門の基礎学力を養うとともに、学問分野を超えた素養を培う。
- ③ 全学の大学教育を通じて、実社会への適応能力を向上させるとともに、豊かな人間性を育む。

学部の授業科目区分は、学則第 8 条に基づき、『履修要項』並びに大学ポータルサイト上のシラバスに記載している（資料 4(1)-06、資料 4(1)-08）。また、必修・選択の別、単位数についても、『履修要項』・シラバスに記載している（資料：同上）。卒業に必要な単位数については、学則第 13 条に定めており、『履修要項』にも明示している（資料 4(1)-01、資料 4(1)-06）。

大学院の科目区分は、大学院学則第 8 条に基づき、『履修要項』並びに大学ポータルサイト上のシラバスに記載している。また、必修・選択の別、単位数についても、『履修要項』・シラバスに記載している（資料 4(1)-06、資料 4(1)-08）。修了に必要な単位数については、大学院学則第 15 条に定めており、『履修要項』にも明示している（資料：4(1)-02、資料 4(1)-06）。

<2>文学部

文学部ならびに文学部に属する国文学科・英米文化学科・美学美術史学科・総合教養学科における教育課程の編成・実施方針は、『履修要項』に教養教育と各学科の「教育方針」として詳細に示し、学生に周知してきた。また大学ウェブサイトには「教育課程の

特色」として掲載し、『大学案内』においても簡略化したものを掲載してきた（資料 4(1)-09）。ただし、こうした「教育方針」や「教育課程の特色」を教育課程の編成・実施方針として明確に位置づけて明文化してこなかったが、平成 26 年度には、「文学部教育課程編成・実施方針」を教務委員会ならびに各学科での議論を経て、文学部教授会において定めた。また、各学科の教育課程編成・実施方針も各学科の議論を経て教務委員会で検討し教授会において了承した。

文学部教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

文学部では、人間社会の幅広い文化を学修し、柔軟な思考力を持った問題解決能力を有する人材を育成するため、以下の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

- ① 人間が築き上げてきた多様な学問について、幅広く基礎的な知識を身につけ、柔軟で開かれた教養を育む。
- ② 各分野における専門的な知識・技能や研究の方法を身につけ、その成果を説得力をもって表現する力を養う。
- ③ 豊かな感性と開かれた知性に基づく洞察力により、問題を発見し、的確な分析と柔軟な発想で課題を解決する力を養う。
- ④ 幅広い教養・専門的学識に基づいて、自他の人間性を尊重し、地域社会や国際社会に貢献する力を養う。

この「教育課程編成・実施方針」と各学科の「教育課程編成・実施方針」は平成 27 年度より『履修要項』や大学ウェブサイトに掲載し周知している（資料 4(1)-06、4(1)-03）。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、平成 26 年度に教育目標に基づいた「教育課程編成・実施方針」を策定し、学生が「学位授与方針」に定める学習成果を達成できるカリキュラム運用を行っている。具体的な教育課程編成・実施方針は次の通りである。

国際コミュニケーション学部教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

国際コミュニケーション学部では、実践的な英語力、高いコミュニケーション能力並びに専門的知識を備えた、国際社会で活躍できる女性リーダーを育成するため、以下の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

- ① 大学での学修を支えるスキルや、社会人として求められる幅広い教養を身につけ、さらに専門科目を学ぶために必要な知的基盤を形成するための教養教育科目を置く。
- ② 高度な英語力を修得するための基盤や、基幹科目の基礎となる知識を身につけるための専門基礎科目を置く。
- ③ 高度な英語力を修得し、さらに自分の研究分野を探り当てるとともに、国際人としてふさわしい知識や教養を身につけるための基幹科目を置く。
- ④ 教養教育科目、専門基礎科目、基幹科目で得た知識を生かし、関心のあるテーマをより深く、専門的に追究・研究するための展開科目を置く。

以上の教育課程編成・実施方針により、教育目標である実践的な英語力、高いコミュ

ニケーション能力並びに専門的知識を備えた、国際社会で活躍できる女性リーダーを育成することを目指している。平成 26 年度には学部全体でカリキュラムの見直し・改変を行い、常に変動する社会の動きを踏まえながら、目的・教育目標を達成するための自己評価・改善を実施している。

〈4〉文学研究科

文学研究科では、平成 26 年度に、研究科並びに各専攻について、教育研究目的及び学位授与方針に沿った「教育課程編成・実施方針」を次のとおり明文化し、平成 27 年度より『履修要項』並びに大学ウェブサイトに掲載し、周知している(資料 4(1)-06、4(1)-04)。なお明文化にあたっては、文学研究科教務学生委員会で各専攻の意向を踏まえつつ原案を策定し、文学研究科委員会において審議・決定した。

教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)

文学研究科

文学研究科は、以下の方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

- ① 日本文学、英米文化、芸術学、複合文化の四専攻により、各専門分野の研究に必要な知識と能力を養うとともに、専攻を超えた広範な視野と柔軟な思考力を培う。
- ② 研究・教育上の目的に沿って設けられた各授業科目及び修士論文・修士制作又は課題研究の作成指導を通じて、広い視野に立つ深い学識と、自立して研究あるいは創作活動を行える能力ならびに高度な専門性を培い、地域社会や国際社会の発展に寄与しうる人材を育成する。

日本文学専攻

日本語、日本文学、漢文学及び日本語教育の各分野を総合的に学び、広い視野に立ちながら個別のテーマに関する高度な研究能力を獲得し、専門的立場から広く社会に貢献できる人材を育成する。

英米文化専攻

専攻が開講する授業科目、ならびに、修士論文あるいは課題研究を通して、英語学、英米文学、英米文化における深い学識を得るとともに、研究遂行能力及び問題解決能力を高め、もって、専門的立場から広く社会に貢献できる人材を育成する。

芸術学専攻

美学、美術史(日本・西洋)、アートマネジメント、実技の四つの領域のいずれかにおいて、芸術の体系的及び歴史的理解を深め、芸術を通じての地域貢献の実践的研究や制作活動のレベルを上げることによって、地域に根ざすとともに国際的な視野をもち、芸術及び文化の本質を理解する人材を育成する。

複合文化専攻

表現・思想、環境・社会及びメディア・情報などの領域のいずれかにおける深い専門的知識を得ることで研究能力を獲得し、各自の専門領域のみならず幅広い分野から広く社会に貢献できる人材を育成する。

また、具体的な教育課程は専攻別に『履修要項』に掲載しており、各授業科目の配当

学年、開講期、必修・選択の別、単位数については、『履修要項』の教育課程表、「時間割表」、及び大学ポータルサイト上の授業シラバスにおいて、個別に欄を設け、全科目において明記している（資料 4(1)-10、資料 4(1)-06 p158～、資料 4(1)-08）。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

学位授与方針と同じく、国際コミュニケーション研究科の教育課程編成・実施方針に関しても、平成 26 年度まで定めていなかったが、平成 26 年度に国際コミュニケーション研究科で本研究科の「教育課程編成・実施方針」を次のとおり策定した。平成 27 年度に『履修要項』に記載し、大学ウェブサイト等を通じて、大学内外に対してその教育課程編成・実施方針を明示している（資料 4(1)-06 p178～、資料 4(1)-04）。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

国際コミュニケーション研究科では、グローバル社会で活躍するために必要な専門知識と英語コミュニケーション能力を持ち、様々な課題に対する柔軟な思考力と深い洞察力を備えた人材を養成するため、以下の方針にしたがって教育課程を編成し、実施する。

- ① 英語という言語を多面的に理解し、異文化間の高度なコミュニケーションを図るうえで必要とされる高い専門知識ならびに学究的な思考方法を身につけるために、「英語コミュニケーション」、「英語学」、「応用言語学」の 3 分野の専門科目を置く。
- ② 国際社会における国家・企業・団体・個人などの関係を理解し、リーダーとして行動するうえで必要とされる学際的な専門知識ならびに学究的な思考方法を身につけるために、「国際経済」、「国際経営」、「国際政治」、「行動科学」の 4 分野の専門科目を置く。
- ③ 専門的知識に裏打ちされた問題発見能力・解決能力ならびに学究的思考方法を身につけるために、修士論文あるいは課題研究の作成にむけて、1 年次から指導教員による個別研究指導を行う。

具体的な教育課程は『履修要項』に掲載しており、それぞれの授業科目の配当学年、開講期、必修・選択の別、単位数については、『履修要項』の教育課程表、「時間割表」、及び大学ポータルサイト上の授業シラバスにおいて明記している（資料 4(1)-10、資料 4(1)-06、資料 4(1)-08）。

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

＜1＞大学全体

大学・学部と大学院の目的及び各学科・課程の教育目標は、『学生便覧』及び大学ウェブサイトに掲載することによって、大学構成員に周知し、社会に公表している（資料 4(1)-05、4(1)-03、4(1)-04）。また、平成 26 年度に策定された各学部・学科、各研究科・専攻の「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」についても、『平成 27 年度 履修要項』及び大学ウェブサイトに掲載した（資料 4(1)-06、4(1)-03、4(1)-04）。さらに、学位授与方針と教育課程編成・実施方針については、入学者受け入れ方針とともに、『大

学案内』の添付資料として、大学説明会などで『大学案内』とともに配布している。

＜2＞文学部

文学部ならびに文学部に属する国文学科・英米文化学科・美学美術史学科・総合教養学科においては教育目標や教育方針を、『学生便覧』や『履修要項』を通じて文書で配布周知するとともに、広く社会に対しては大学ウェブサイトにおいて明示してきた。平成26年度にはそれらを「学位授与方針」や「教育課程編成・実施方針」として策定し、平成27年度より『履修要項』に掲載し（資料4(1)-06）、オリエンテーション等を通して周知するとともに、大学説明会や大学ウェブサイト等を通じて広く社会に対して公表している。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、各課程の全教員による毎月定例のFD研究会を開催し、必要に応じて学部の目的や課程の教育目標を共有・確認している（資料4(1)-11）。本学部の「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」を平成26年度に策定し、平成27年度より次の方法で学生及び社会に公表している。学生には、年度当初に配布される冊子『履修要項』に「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」を掲載し、周知を図っている（資料4(1)-06）。また、11月に1年生を対象に実施する「課程選択説明会」、12月に2年生を対象に実施する「ゼミナール説明会」において、「教育課程編成・実施方針」を詳しく説明することになっている。大学構成員以外にも周知するために、大学ウェブサイトにも「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を公開している（資料4(1)-03）。7月に開催された大学説明会でも両方針を明記した資料を来訪者に配付し、周知を図った。その他、高等学校への訪問時、高校生対象の説明会などにも資料を持参し、必要に応じて両方針に言及して、周知の努力を行っている。

＜4＞文学研究科

文学研究科及び各専攻の教育目標は、文学研究科の目的、及びその目的を実現するために各専攻で定められた教育研究目的として具体化し、大学院学則の「文学研究科の目的等」に係る文言として『学生便覧』に掲載し、学生及び教職員に周知している（資料4(1)-05 p46）。また、これらの目標に基づき、平成27年度から「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を『履修要項』に掲載し、周知している（資料4(1)-06 p158-159）。『学生便覧』と『履修要項』は、大学構成員に配付され、年度初めのオリエンテーションや、個々の学生への履修指導、学生による履修登録等に際して参照されるため、周知の方法として有効と言える。「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」は本学ウェブサイトにも掲載し、学内外に公表している（資料4(1)-04）。また、大学院学生募集要項に大学院案内のページを設け、研究科の目的及び各専攻の「特色と研究指導・授業科目」を掲載している（資料4(1)-12）。さらに、年度ごとに作成する『大学案内』に大学院のページも設け、各研究科・専攻の趣旨等を説明している（資料4(1)-09 p42）ほか、研究科の目的及び各専攻の教育研究目的に基づき作成した案内文を、本学ウェブサイトに掲載し、公表している（資料4(1)-13）。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

教育目標は大学ウェブサイトに掲載して、学生及び教職員に周知している（資料4(1)-07）。また、研究科の目的や教育目標の趣旨は、『大学案内』や大学ウェブサイトを

通じて、大学内外に公表している（資料 4(1)-09 p42、資料 4(1)-13）。「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」に関しては、前述のように、平成 26 年度まで定めていなかったが、平成 26 年度に策定し、平成 27 年度より『履修要項』に明示し、研究科委員会や大学院オリエンテーションを通して教員、学生等に周知している。

学外に対しては、同内容を、大学ウェブサイトを通じて、広く社会に公表している（資料 4(1)-04）。

（４）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

＜1＞大学全体

教育目標の適切性については、定期的、組織的な検証はこれまで行ってこなかったものの、自己点検・評価運営委員会をはじめ、各学部の教授会・教務委員会、各研究科の研究科委員会・教務学生委員会において随時、確認・検討している。

また、自己点検・評価運営委員会が主体となり、学部生・大学院生全員を対象に 3 年ごとに行われる「教育評価アンケート」において、大学・大学院の設置目的の周知度、教育課程との整合性、教育課程の編成方法、授業内容等に関する質問項目を設け、学生の満足度を調査している。これまで平成 17、20、23 年度及び 26 年度に調査を行い、それらのアンケート結果については、いずれも自己点検・評価運営委員会において評価を行い、改善すべき事項については学部や研究科、事務局でそれぞれ見直しを行っている（資料 4(1)-14）。

「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」については、平成 26 年度に策定したばかりであるため、まだ検証を行う段階ではないが、学部については、各学部の教務委員会で検証したものを各学部の教授会で確認し、最終的には全学的な組織である自己点検・評価運営委員会で定期的に検証する予定である。また、大学院についても、各研究科の教務学生委員会で検証したものを、各研究科の研究科委員会で確認し、最終的には学部同様、自己点検・評価運営委員会で定期的に検証する予定である。

なお、「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」は、各学部の教授会・教務委員会、及び各研究科の研究科委員会、教務学生委員会が中心となって策定した。

＜2＞文学部

教育目標や教育方針の適切性については、学生気質や学力あるいは進路希望の状況を具体的に把握できる各学科の学科会議において『履修要項』原案作成に際して毎年度検討され、教務委員会の検討を経て教授会で審議されている。また、自己点検・評価運営委員会において、毎年度の自己評価書作成に際して検討している。平成 26 年度に策定された学位授与方針及び教育課程編成・実施方針についても各学科会議での検討を経て、上記のように教務委員会及び教授会等で定期的に検証していく予定である。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、各課程の全教員による毎月定例の FD 研究会を開催し、教育課程や具体的科目に特化した議論を行う中で、教育目標や「学位授与方針」、「教育課程編成・実施方針」に立ち返り、必要に応じてその適切性も検討している。教育目標等は頻繁に変更すべきものではないが、その必要性が生じたときには各課程会議で検

討したものを、学部教務委員会に上げ、最終的には教授会で全学部的に議論することとしている。

＜4＞文学研究科

「学位授与方針」・「教育課程編成・実施方針」は平成 26 年度に策定したばかりであるため、まだ定期的な検証は行われていないが、学位の授与に関わる事項や、教育課程のあり方、具体的な運営の仕方等については、教育目標を踏まえて年度ごとに各専攻で確認し、研究科教務学生委員会での審議を経て、研究科委員会において審議している。検討すべき事項においてはその都度、各専攻及び上記委員会において審議している。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

教育目標に関しては、随時その内容に関して話し合ってきている。ただ、これまで定期的な検証機会を設けてはこなかった。また、「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」に関しては平成 26 年度に策定し、平成 27 年度から明示したため、定期的な検証の機会はこれまでなかった。今後は、教育目標、「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」に関して、全学的な組織である自己点検・評価運営委員会をはじめ、国際コミュニケーション研究科の教務学生委員会で定期的に検証したものを研究科委員会で議論する予定である。

2. 点検・評価

●基準 4 I の充足状況

大学・大学院全体の目的、各学部・研究科の目的、各学科・課程、専攻ごとの教育目標が学則及び大学院学則に定められており（資料 4(1)-01、4(1)-02）、また、それらの目的に基づいて、平成 26 年度に各学部・学科、各研究科・専攻の「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を策定した（資料 4(1)-03、資料 4(1)-04）。これらの目的・方針は、『学生便覧』、『履修要項』等により大学構成員に周知され、また大学ウェブサイトを通して社会に公表している。これらの目的の適切性については、自己点検・評価運営委員会をはじめ、各学部の教授会・教務委員会、各研究科の研究科委員会・教務学生委員会において、その適切性が随時、確認・検討されることになっているものの、定期的、組織的な検証はこれまで行われてきていない。また、方針については、平成 26 年度に策定されたばかりであるため、その検証については、目的同様、今後、定期的、組織的な検証が必要となる。以上により、同基準をおおむね充足しているが、いくつかの課題も残っている。

①効果が上がっている事項

＜1＞文学部

教育目標や教育方針について毎年度検証する中で、平成 26 年度には学部長の指示の下、懸案であった文学部ならびに各学科の「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」について、各学科ならび教務委員会や教授会での丁寧な議論と検証を経て、決定することができた。

＜2＞国際コミュニケーション学部

平成 26 年度に、学部長の指示の下、学部教務委員会、教授会での議論を通じて、本学部の「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を策定することができた。

＜3＞文学研究科

平成 26 年度に、研究科長の指示の下、文学研究科ならびに各専攻の「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」を策定することができた。

＜4＞国際コミュニケーション研究科

平成 26 年度に、研究科長の指示の下、研究科教務学生委員会、研究科委員会での議論を通じて、本研究科の「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を策定することができた。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

目的や方針の適切性については、定期的、組織的な検証がなされていない。

＜2＞文学部

文学部ならびに各学科の「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を教職員に対しては各種会議を通じて、学生に対してはガイダンスや授業評価等を利用し周知していく体制ができたが、学外に対して広く周知させていく方法についてはまだ十分とは言えない。今後これらを広く社会に発信していくことが課題である。

＜3＞国際コミュニケーション学部

策定した「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」について広く社会にも発信することが課題である。高校生・一般に向けた冊子『大学案内』にも、今後製作する版については掲載を検討する必要がある。

＜4＞文学研究科

策定したばかりの「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」をいかに学内に周知させ、学外に発信していくか、また、これら方針の適切性について今後検証していく必要がある。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

平成 26 年度に策定し、平成 27 年度に明示した「学位授与方針」及び「教育課程編成・実施方針」を、今後、国際コミュニケーション研究科でどのように定期的に検証していくかが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞文学部

「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を策定することができた。年度ごとの『履修要項』を作成する際に、各学科においてこの両方針と具体的なカリキュラムとの対応を検証し、学部教務委員会ならびに教授会において検証していく体制を整えている。

＜2＞国際コミュニケーション学部

「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」は学部を構成する教員全員がその内容を理解し、カリキュラムや授業体系にも方針が反映されていることが確認された。これらの方針は各課程の FD 研究会、課程会議、教務委員会を通じて議論を重ねられる体制になっており、今後も継続的・発展的に各方針を検証していく。

＜3＞文学研究科

「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」が形になったことで、教員がこれらを明確に把握することができるようになった。この両方針に基づき、今後、各専攻、教務学生委員会、研究科委員会において継続的に検証していく。

＜4＞国際コミュニケーション研究科

「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を策定し、研究科の教員がその内容を把握し、カリキュラムにもその方針が反映されていることが確認された。今後も、研究科委員会、研究科教務学生委員会で継続的・発展的に検証していく。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

目的や方針の適切性については、定期的、組織的な検証が必要であるという課題を受け、自己点検・評価運営委員会でその仕組み作りを行う。

＜2＞文学部

「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を広く学外に周知させていく方法として、平成 27 年度は両方針の印刷物を大学説明会等で配布したが、次年度より『大学案内』に掲載し、本学に関心のある学外者に確実に提示していく予定である。

＜3＞国際コミュニケーション学部

教育効果の検証は高等教育機関としての大きな課題でもあるため、「学位授与方針」と「教育課程編成・実施方針」を前提とした個別具体的な教育の実施指針やその効果を定期的に検証していく。

＜4＞文学研究科

「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」の適切性について、今後、教務学生委員会、研究科委員会において定期的に検証していく。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

研究科の「学位授与方針」、「教育課程編成・実施方針」の適切性について定期的に検証を行うような仕組みづくりを行う必要がある。これに関しては、平成 27 年 10 月の自己点検・評価運営委員会において、その下部組織の「大学院改革検討部会」から報告された文学研究科・国際コミュニケーション研究科の統合の可能性などについても考慮しながら、今後、検討を進めていく必要がある。

4. 根拠資料

- 4(1)-01 群馬県立女子大学学則 (既出 資料 1-03)
- 4(1)-02 群馬県立女子大学大学院学則 (既出 資料 1-04)
- 4(1)-03 学位授与方針、教育課程編成・実施方針【学部】
(http://www.gpwu.ac.jp/dep/policy_dep.html)
- 4(1)-04 学位授与方針、教育課程編成・実施方針【大学院】
(http://www.gpwu.ac.jp/pos/policy_pos.html)
- 4(1)-05 平成 27 年度 学生便覧 (既出 資料 1-12)
- 4(1)-06 平成 27 年度 履修要項 (既出 資料 2-03)

- 4(1)-07 本学ウェブサイトー国際コミュニケーション研究科のページ
(<http://www.gpwu.ac.jp/pos/int/index.html>)
- 4(1)-08 シラバス (<http://www.gpwu.ac.jp/stu/life/syl/index.html>)
- 4(1)-09 大学案内 2015 (既出 資料 1-07)
- 4(1)-10 平成 27 年度 時間割表
- 4(1)-11 国際コミュニケーション学部両課程の FD 研究会議題一覧 (既出 資料 3-49)
- 4(1)-12 平成 28 年度群馬県立女子大学大学院 (修士課程) 学生募集要項・研究科の案内
- 4(1)-13 本学ウェブサイト大学院のページ (<http://www.gpwu.ac.jp/pos/index.html>)
- 4(1)-14 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査票 (既出 資料 1-13)

第4章の2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉大学全体

本学の学部の授業科目は、学則第8条により、教養教育として「教養教育科目又は教養科目」、専門教育として「専門教育科目又は専門科目」に区分され、その他教職等の科目として「教職に関する科目」、「博物館に関する科目」に区分している。

平成26年度に「教養教育 教育課程編成・実施方針」を策定し、その方針に基づいた形で授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。教養教育科目は、文学部・国際コミュニケーション学部共通教養教育科目と各学部の教養教育科目で構成している（資料4(2)-01 履修要項 p23）。教育課程の見直しは、両学部共通の教養教育運営委員会を中心に毎年行っている。教養教育は、前述した大学の目的の中で、学生に「広く知識を授ける」役割を担っている。

教養教育の授業科目の必修単位数及び卒業要件に対する割合（平成26-27年度生）については、文学部が、国文学科で20単位（16.1%）、英米文化学科で16単位（12.9%）、美学美術史学科で39単位（31.5%）、総合教養学科で28単位（22.6%）、国際コミュニケーション学部が23単位（18.6%）となっている。

平成26年度に各学部・学科で教育課程編成・実施方針を策定し、その方針に基づいた形で授業科目を開設し、体系的に配列している。専門教育は、教養教育を含めて、各々の基礎教育の内容をさらに発展させ、段階的に専門領域を深めていく構成となっており、大学の目的の「深く専門の学芸を教授研究する」役割を担っている。

専門教育の授業科目の必修単位数及び卒業要件に対する割合については、国文学科64単位（51.6%）、英米文化学科73単位（58.9%）、美学美術史学科52単位（41.9%）、総合教養学科53単位（42.7%）、国際コミュニケーション学部71単位（57.3%）となっている。

両学部通して、広い教養と豊かな情操を備えた人材育成のために、多様な公開授業を充実させ、各分野を代表する一流の講師を招いて地域県民とともに学ぶ機会を豊富に提供しており、これらは、本学の大きな特色のひとつとなっている（資料4(2)-02 大学概要 p9）。

本学大学院は、それぞれの目的に沿って設置された各学部の教育をより深めるため、文学研究科及び国際コミュニケーション研究科を置いており、文学研究科ではその教育目標を、各専攻の教育研究目的として学則に定め、国際コミュニケーション研究科ではその教育目標を、大学ウェブサイト等で明示している。

これらの教育目標に基づいて各研究科で教育課程編成・実施方針を定め、その方針に基づいた形で授業科目を開設している。

文学研究科は、日本文学専攻・英米文化専攻・芸術学専攻・複合文化専攻の4専攻からなり、各分野において研究(講義)・演習・個別研究指導といった授業を用意している。各学生が自身の研究テーマに即して授業を選択することが可能であり、またテーマに隣接する分野の授業を選択することも容易な授業編成である。

「個別研究指導」により、個々の学生と教員とが向かい合って、各学生の研究テーマを具体化し、修士論文・修了制作・課題研究として完成させるべく、1年次から指導が行われているほか、多様な学生の入学への対応を考慮して、導入的役割を果たす科目をも設置している。また、社会人としてバランスの取れた教養を体得した人材を涵養するために特定の専攻に偏らない共通科目群が設置されており、それらの授業が「高度な教養教育科目」としての役割を果たしている。

国際コミュニケーション研究科は、平成17年度に設置された国際コミュニケーション学部が完成年度を迎えたことに伴い、平成21年度に新設された。教育目標に沿い、複雑化・多様化する国際社会のリーダーとして、また、海外進出企業や外資系企業の即戦力として活躍しうる人材の養成を目指し、英語コミュニケーション科目と国際ビジネス科目を開設している(資料4(2)-01 履修要項 p183)。

なお、平成26年度より開設科目群や学修段階等を明確化し、教育課程の体系的編成の明示を図るため、本学が開講するすべての科目にコースナンバーを付した(資料4(2)-01 履修要項 p185)。

教養教育、各学部の専門教育、そして各研究科の専門教育、いずれの場合の教育課程の編成・実施方針も、平成26年度に策定したばかりであるため、まだ検証を行う段階ではないが、全学的な組織である自己点検・評価運営委員会及び教養教育運営委員会での検証をはじめ、各学部の教務委員会から教授会へ、各研究科の教務学生委員会から研究科委員会へと検証の幅を広げていく仕組みに基本的には則る形で、定期的な見直しを行う予定である。なお、教育課程それ自体の適切性の検証については、従来より、学部教育では教務委員会が、大学院教育では教務学生委員会が実質的な主体となって、定期的に行ってきた。

〈2〉文学部

文学部では、全学的な文学部・国際コミュニケーション学部共通教養教育科目に加え、文学部独自の教養教育科目を設置している。特に大学生活の基本と文章表現の基礎を少人数で学ぶ「基礎ゼミ」、「日本語文章表現」及び「情報処理1」を教養基礎科目と位置づけ必修としている。これらは学士課程初年次教育として、高校とは異なる大学での学習方法に慣れ親しむこと、レポート作成等への基礎的な文字力・文章力のスキルアップならびに情報リテラシー及び情報倫理の習得を目的としている。

教養教育の授業科目の必修単位数及び卒業要件に対する割合については、国文学科で20単位(16.1%)、英米文化学科で16単位(12.9%)、美学美術史学科で39単位(31.5%)、総合教養学科で28単位(22.6%)となっている。

文学部の専門教育は、教養教育で養われた広い学問分野の基礎知識・基礎学力とともに各学科の専門的学問分野を往復しながら、学生個人個人が自ら選択した専門領域を段階的に深めていく構成となっている。各学科の教育課程の概要は以下のようになっている。

国文学科では、日本語学・日本文学・中国文学(漢文学)・日本語教育学の4分野を学

問領域と設定しており、初年次に高校教育から大学での自律的な専門教育への橋渡しの役割を果たす「基礎演習」を置き、それぞれの分野について、概論・講義・演習等の科目群が設置され、初年次より無理なく専門的分野を多様な授業形態において学ぶことができるように教育課程を構成している。

英米文化学科では、英語学・英米文学・英米文化の3分野を学問領域としている。また、これらを研究する前提として英語能力が求められるので、「英語基礎演習」や英語コミュニケーション関係の諸科目を置いている。前記の3分野については、講読・基礎講義・講義・演習等の科目群を設置し、基礎からより高度な内容へ進めるように年次配当をしている。

美学美術史学科では、「理論的部門としての美学」、「歴史的部門としての美術史」、「実践的部門としての実技」ならびにそれらを横断し結合する「アートマネジメント」の4領域を学問領域としている。美学、美術史、アートマネジメントについては、概論・概説・特講・演習等の科目群を設置している。実技は、絵画・デザイン・彫塑・工芸から成っている。また、美術館、博物館及び各地の研究機関と密接な連携を保ちながら、豊富な参考資料と視聴覚教材を駆使して立体的な教育を行っている。

総合教養学科は、幅広い教養の修得を目指し、分野横断的に設定した「表現・思想」、「環境・社会」、「メディア・情報」の3つのプログラムを核として、歴史、哲学、心理、環境、情報メディア等の内容を含む多様な授業科目を開設している。平成26年度には社会調査士関連など科目の改変を行った。

専門教育の授業科目の必修単位数及び卒業要件に対する割合については、国文学科64単位(51.6%)、英米文化学科73単位(58.9%)、美学美術史学科52単位(41.9%)、総合教養学科53単位(42.7%)となっている。

以上概観したように、文学部の教育課程は、教養教育の授業科目により学生に幅広い教養を身につけさせる工夫をしつつ、専門教育の授業科目においてそれぞれの学科の教育研究目的に応じた授業科目を設定しており、それらは導入・深化・発展・総括と、順次、学年を追って配当している。専門教育の基盤となる知識を身につけさせたいうで、講義科目と演習科目とのバランスに配慮しながら専門性を深く追求できるようなカリキュラム編成となっており、教育目標及び教育方針に基づいた教育課程の体系性を十分に確保している。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部は英語コミュニケーション課程と国際ビジネス課程で構成され、1年次は全学生が課程共通の科目群を学び、2年次に課程選択を行う仕組みをとっている。学生の学習意欲に応じて往来のしやすい柔軟な組織であるという特徴があり、学部創設以来この利点は守られ続けている。さらに平成25年度には、近年の社会の動きを考慮し、教育目標をより体系的に実現するために、教育課程の抜本的見直しを行った。社会科学科目におけるアクティブ・ラーニングの導入など、専門科目の充実化を図って改変した新しいカリキュラムを平成26年度入学生より施行している。

本学部の卒業要件単位は124単位であり、そのうち教養教育科目から23単位以上、専門基礎科目から11単位、基幹科目から52単位以上を必修又は選択必修として取得しなければならない。基幹科目を修めた学生は、展開科目として、卒業研究を含む専門性の

高い科目を自由に修得することができるようになっている。具体的には、教養教育科目・専門科目に次のように授業科目群を配置し、体系化を図っている（資料4(2)-01 履修要項 p99）。

第一に教養教育科目として、1年次には全員が「スタディ・スキルズ」「問題解決とリーダーシップ」「TOEIC」「TOEIC Lab」及び「情報基礎」を履修しなければならない。「スタディ・スキルズ」と「問題解決とリーダーシップ」の履修を通して、ノートテイキング手法、レポート執筆要領、研究発表のエッセンス、問題設定方法、論理的思考法などの、大学での学習に必要なリテラシーの基礎固めを図っている。「TOEIC」「TOEIC Lab」では英語検定に対応できる能力と構えを実践的に身につけると同時に、専門課程で必要な英語力修得を支える役割も持ち合わせる。加えて「情報基礎」により基本的な情報処理能力を全員が身につけることになっている。以上の科目群が初年次学習を分野横断的に担う役割を果たす。さらに1年次から履修できる教養教育科目には複数の科目群を全学的に開講しているが、中でも“国際理解プログラム”には本学部の専門科目への橋渡しになる科目を15科目配置してある。この科目群から「国際理解と平和」「現代社会と経済」「航空と観光ビジネス入門」「マスコミと広告ビジネス入門」「世界の宗教」「地球社会と共生」などを選択履修することにより、国際的な政治・経済・経営・文化等を俯瞰し、知識を広く習得できるようになっている。教養教育科目にある“外国語科目”には、「STRIPE-A」「STRIPE-B」を集中講義として開講し、夏季休業中でも学生が英語学習に励める体制を整えている。

第二に専門科目として、1年次から3年次にかけて専門基礎科目を10科目開設している。専門基礎科目では、「Pronunciation」「Grammar」を全員が履修することで、英語の基礎力を養うことができる。人文社会科学の専門的基礎を固める科目として「英語のしくみ」「国際経済のしくみ」「国際政治のしくみ」を必修科目として配置している。3年生以上を対象に、より高度な文章構成法を学ぶための科目として、「アカデミック・リテラシー」を平成27年度より新たに設置した。

第三に専門分野をより深く学ぶプロセスでは、英語コミュニケーション課程と国際ビジネス課程の各課程で基幹科目が配置されている。両課程に共通して、英語運用能力を養うために1年次から2年次にかけて全員が「Reading」「Listening」「Presentation」「IP Communication」などの22科目を履修し、英語の4技能（読む・聞く・話す・書く）をバランス良く体系的に習得することになっている。また、ディベート、プレゼンテーションなどを通して社会に必要な英語コミュニケーション能力を身につけることが求められている。実践的な英語能力を維持するために、3年次ではより高度な英語科目

「Current News Issues」「Presentation」が配置されている。課程の専門分野である言語学あるいは社会科学の学術基礎知識を習得する科目群として“専門コア科目”が開講され、2年次から履修できるようになっている。英語コミュニケーション課程では「英語研究入門」「言語習得入門」など13科目が、国際ビジネス課程では「マクロ経済学」「ビジネスリーダー論」などの17科目を開講している。3年次からは高度な専門知識を習得しつつ、学生が蓄積した知識をもとに自ら主体的に学習を行うことも想定した“専門選択科目”を英語コミュニケーション課程で13科目、国際ビジネス課程で14科目配置している。カリキュラムの最高峰に位置する展開科目としては「ゼミナール」「卒業研

究」があり、学生自らが問題を設定し、長期的な視野でその解決に挑戦することで本学部での最も高度な学びを修めることができるようになっている。

また“その他選択科目”として、英語力のきわめて高い学生（TOEIC800点以上）に向けた科目群「Honors English Program」も展開されている。基礎作りから高度な英語能力の更なる伸長まで十分に対応できるシステムとなっている。

以上のボトムアップ・システムと並行して、本学部の特徴的な学びに「自律学習」がある。これは通常の授業とは異なり、教員の指導の下に学生自ら自主的に計画を立てて遂行する学習である。「英語自律学習」と「リーダーシップ自律学習」があり、それぞれ5項目を活動として認定している（資料4(2)-03）。事前に教員と相談しつつ計画して活動を実施し、所定の成果あるいは学習時間に達した場合に単位が認定される。必修化された自律学習を遂行することにより、計画力と実行力を身につけ、生涯に渡って主体的に学び続ける態度を養うことを目的として、全学年に配置している。

＜4＞文学研究科

教育課程編成・実施方針は『履修要項』に明示し、それに基づいて教育研究目的や授与される学位に合致するよう、教育課程を編成している（資料4(2)-01 p159）。

文学研究科は、日本文学専攻・英米文化専攻・芸術学専攻・複合文化専攻の4専攻からなり、各分野において研究（講義）・演習・個別研究指導等の科目を置いている。日本文学専攻では日本語、上代・中古・中世・近世・近現代の日本文学、漢文学、日本語教育に関する各科目、英米文化専攻では英語学、英米文学、英米文化に関する各科目及び英語論文作成法に関する科目、芸術学専攻では美学、日本美術史、西洋美術史、実技、アートマネジメントに関する各科目、そして複合文化専攻では、表現・思想、環境・社会、メディア・情報等の各領域における個別の分野に関する各科目と、各分野を複合的に学ぶための各科目を開設している。また、各専攻には、基礎的な研究方法を学ぶための導入科目を置いている。このほか専攻を横断した学際的な「共通科目」を設置している。

各専攻に導入的授業を設置することによって、専門分野の研究方法を段階的に学べるよう配慮している。また、各専攻が設置している「個別研究指導」は1年次から修了年度まで毎学期の履修を義務付けており、各学生の研究テーマを具体化し、修士論文・修了制作・課題研究として完成させるべく、学生個々の研究への習熟度や研究の進捗状況に即して指導を行っている。

講義・演習・実技形式で行われる授業科目は、30単位以上の修得が修了要件となっており、これらの科目の履修を通して、専門領域への理解を深めると共に広い視野と関連知識を獲得することを目指している。一方、必修科目である「個別研究指導」により、指導教員の下で各自の研究課題を追究し、修士論文・修了制作・課題研究の完成を目指す。このように、講義・演習・実技形式の授業科目と「個別研究指導」とが組み合わせられることにより、コースワークとリサーチワークがバランスよく機能している（資料4(2)-01 履修要項 p160～、資料4(2)-04 シラバス「個別研究指導」）。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科では、本研究科の教育目的を達成するため、異文化間の高度なコミュニケーションを英語で図るうえで必要とされる高い専門知識を養うこと

を目的とした英語コミュニケーション系科目群と、国際社会における国家・企業・団体・個人などの関係を理解し、リーダーとして行動するうえで必要とされる学際的な専門知識を養うことを目的とした国際ビジネス系科目群を配置している。英語コミュニケーション系科目群では、「英語コミュニケーション」、「英語学」、「応用言語学」の3分野の専門科目を、また、国際ビジネス系科目群では、「国際経済」、「国際経営」、「国際政治」、「行動科学」の4分野の専門科目をバランスよく配置している。履修にあたっては、それぞれの専門領域を中心にしながらも、関連性のある、あるいは関心の高い科目を履修することにより、各学生が自分の研究をより効率的にできるように配慮している。以上、講義・演習で行われる授業科目は、30単位以上の修得が修了要件となっている（資料4(2)-01 履修要項 p178～、資料4(2)-05 大学案内 p42）。

修士論文に向けての研究指導は、1年次前期より指導教員の指導の下、週一回個別研究指導の時間をとりながら研究指導が行われ、修士論文、課題研究を作成していく。

以上のように、授業科目と「個別研究指導」とがうまく組み合わせられており、コースワークとリサーチワークがバランスよく機能している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉大学全体

全学的な教養教育科目群として、文学部・国際コミュニケーション学部共通教養教育科目を設置している。日本語や日本文学を通して豊かで自律的な日本語表現能力を身につける「日本語表現プログラム」、英米文化の基礎的理解に資する「英米文化プログラム」、芸術に親しみ、芸術世界にふれる「芸術プログラム」、総合的な文化理解へつなげる「リベラルアーツプログラム」、多岐にわたる国際的な教養を学ぶ「国際理解プログラム」、自然科学から人文科学、社会科学にまたがる科目からなる「教養科目」、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ポルトガル語、中国語、ハンガール語からなる「外国語科目」及び「体育実技」から構成されている。

大学附属の研究機関である群馬学センター及び地域日本語教育センターは、それぞれ独自に授業科目を開講しており、履修者には上限の設定はあるが卒業に必要な単位として認定している。また、県内の3公立大学（高崎経済大学、前橋工科大学、群馬県立県民健康科学大学）との単位互換をはじめとする他大学との単位互換制度によって幅広い学修機会を提供している。

初年次教育として、文学部では「基礎ゼミ」、国際コミュニケーション学部では「スタディ・スキルズ」等の科目を設置し、初年次に大学での学びの基礎的内容を身につける機会を提供しているほか、A0入学試験及び推薦入学試験の合格手続き者の中、希望する者には入学前学習の機会が与えられ、高大連携に配慮している。

大学院においては、各専攻とも、それぞれに設置されている分野（たとえば、日本文学専攻であれば、古典文学、近現代文学、中国文学、日本語教育学）ごとに専任教員が配置され、それらの教員が担当する専門科目が開講されており、各分野それぞれについて高度な教育内容が提供されている（資料4(2)-05 大学案内 p42）。それぞれの科目と担当教員の研究分野が密接に関連しており、細分化され高度化した現代の研究水準にも十分に対応できるものとなっている。

〈2〉文学部

文学部各学科の教育課程の方針は平成 26 年度において、これまでの「教育方針」を各学科とも再検討し、「教育課程編成・実施方針」として策定した（資料 4(2)-01 履修要項 p9）。

国文学科では「日本語・日本文学・中国文学・日本語教育の専門的知識を身につけ、地域社会や国際社会に貢献できる人材を育成する」ことを目標としてカリキュラムを編成・実施している。

この方針に基づき、日本語学概論・日本文学概論・中国文学概論・日本語教育学概論を設けている。日本語学領域においては音韻・文字、文法・語彙の歴史や方言については講義及び演習を開設している。日本文学領域では上代・中古・中世・近世・近代・現代の各時代にわたる文学史ならびに講義講読、演習を開いており、中国文学領域においても講義講読と演習を開設し、日本語教育領域においても同様に講義と演習を開設している。

さらにそれぞれの領域についてより専門的な特講やフィールドリサーチも開設し、学生の特性に応じた専門的学修が行えるように広範な科目が開設されており、国文学科のカリキュラム方針に則った教育内容を提供している。

英米文化学科では、「英語の運用上の技能を高めるとともに、英語学、英米文学及び英米文化の専門的学習を通じて、英米の文化に対する深い見識及び広い視野並びに柔軟かつ緻密な思考力を培う」ことを目標としてカリキュラムを編成・実施している。

この方針に基づき、コミュニケーション科目と基礎演習とからなる基礎的科目群を開き、英語学・イギリス文学・アメリカ文学・イギリス文化・アメリカ文化の各領域については概論を設けている。より専門的な講読ならびに講義科目においては、英語学や英米の詩や小説、映画や映像、メディアや社会論にわたる広範な領域の科目を設定し、学生の多様な知的好奇心に対応している。こうした講義群と「英語学演習」や「英米文化演習」といった演習科目のバランスの良い配置によって「広い視野」と「柔軟な思考力」を培うという方針にあった教育内容を提供している。

美学美術史学科は、芸術のあり方について深い理解を得、芸術を通じて地域に貢献できる学生を育むことを目標として、カリキュラムを編成・実施している。本学科のカリキュラムは「理論的部門としての美学」、「歴史的部門としての美術史」、「実践的部門としての実技」ならびにそれらを横断し結合する「アートマネジメント」の 4 領域から構成されている。

「美学概論」、「日本美術史概説」、「西洋美術史概説」、「絵画（素描）」、「デザイン概論・図法」、「アートマネジメント概論」、「東洋美術史概説」において本学科の 4 領域の基礎を学ぶとともに、教養教育科目と専門教育科目を縦断する「芸術プログラム」を展開し、プログラム中の「芸術の現場へ」において芸術制作の現場へのフィールドワークを行う。より専門的な特講が美学、日本美術史、西洋美術史、東洋美術史、アートマネジメントの領域において開設され、実技においては「絵画（彩画）」、「絵画（日本画）」、「彫塑（粘土）」、「デザイン（立体）」、「デザイン（企画）」等が開設されている。3 年次からはゼミに所属し演習等によって論理的思考と表現の能力を高め、4 年次で卒業論文・卒業制作に結実させるというカリキュラム編成となっており、学生の段階的学修に配慮するとと

もに、地域のアートプロジェクトにも積極的に関わるなど、広範な領域について充実した教育内容を提供している。

総合教養学科では、異なる分野を横断して考察する力を養い、専門的知識を総合的に修得することを目標として、カリキュラムを編成・実施している。本学科のカリキュラムは「表現・思想」、「環境・社会」、「メディア・情報」の3つの系から構成されている。

入門科目として「リベラルアーツ入門」と「読書の楽しみ」、フィールドワーク科目として「フィールドワーク基礎」と「フィールドワーク演習」が開設されている。これらは学科の最も基礎的な科目であるとともに核に位置づけられており、必修となっている。これに続く基礎科目として、「表現・思想」、「環境・社会」、「メディア・情報」プログラムが開設され、展開科目として「文学」、「西洋思想」、「日本文化」、「環境」、「人間社会」、「メディア」、「情報」等が開設されている。3年次からは「表現・思想系」、「環境・社会系」、「メディア・情報系」の演習が開設されている。現代的課題に応じようとする学科の教育課程編成・実施方針、すなわち「異なる分野を横断」し「専門的知識を総合」する野心的な教育内容となっている。

教養教育を含めその学修成果が総合的に結実するものとして、どの学科も卒業論文、卒業研究あるいは卒業制作を重視している。従来選択としていた総合教養学科も平成26年度入学者から卒業研究・卒業制作を必修とする教育課程の改変を行った。

＜3＞国際コミュニケーション学部

平成26年度から導入された新カリキュラムでは、「教育課程編成・実施方針」に沿った次の3つの軸の内容を保証して学士課程教育に相応しい教育内容を提供している（資料4(2)-01 履修要項 p12、資料4(2)-06）。

第一の軸として、高度な英語力の修得とその基盤の確立があげられる。専門基礎科目では英語学習の基盤を確立し、基幹科目では英語学習の実質化を図り、学生の能力に対応した段階的な学びを提供している。学生の英語能力を測る指標として、本学部ではTOEICを学習管理及び目標に活用している。半期ごとTOEICを実施し、学生の成績と学習態度等を加味して習熟度別クラス編成を行い、履修生のレベルに合わせた授業を展開している。習熟度別のクラス編成を行うことで、英語学習における教員と学生の双方向コミュニケーションが活かされる環境が整えられており、語学教育でのアクティブ・ラーニングが実現されている。第二の軸として、幅広い教養と国際人としてふさわしい知識の習得があげられる。本学部を特徴づけるグローバルな教養の獲得を目的として、文学部・国際コミュニケーション学部共通教養教育科目には“国際理解プログラム”が配置されているが、その中の「国際理解と平和」では、年間を通じて15名の駐日大使やNGOのリーダーを講師として招き、現代社会の生きた知識を吸収できるようになっている。本科目は必修ではないが、毎年1年生は全員が履修している。

専門分野の基盤を身につけ、高度で深い学術知識を修得するために1年次には専門基礎科目を、2年次には基幹科目（“専門コア科目”と“専門選択科目”を含む）を、3年次以降は展開科目を配置して体系的・順次的な履修により知識の蓄積を可能としている。展開科目に続くことを想定して設置された“専門コア科目”と“専門選択科目”では、2科目を除くすべての科目を本学部の専任教員が担当することで、段階的かつ網羅的な知識の獲得を保証するものとなっている。一般に、社会科学系の専門授業は学生が受け身

の講義になりがちだが、国際ビジネス課程の“専門選択科目”では、科目の半数以上（14科目中9科目）がアクティブ・ラーニング指定（A）され、学生が培った知識を生かして主体的・自律的に学ぶことを推奨しており、本学部にもふさわしい教育内容であると考えている。アクティブ・ラーニングを明示することにより、学生の授業時間外学習を促進する効果もある。

最も高度な科目「ゼミナール」ではすべての科目を本学部の専任教員が担当することで、学生の資質や興味を的確に把握し指導できるようになっている。そのため、ゼミナールの履修は自由だが例年全学生が少なくとも1つのゼミナールを履修する。

第三の軸として、「自律学習」があげられる（資料4(2)-03）。自律学習には「英語自律学習」と「リーダーシップ自律学習」を配置し、教員の指導の下、積極的な自己学習、学外活動が行われている。培った英語能力や国際的な幅広い知識を生かすことで、グローバル・コミュニケーションの実質化を図っている。

これらの教育内容は、平成25年度に各課程長を中心に課程会議においてカリキュラムを見直して大規模な改革を図り、平成26年度から運用している。細かな科目ごとの教育内容についても、毎月1回第一水曜日に課程ごとのFD研究会を開催し、教育内容と成績評価を個別に検討している（資料4(2)-07）。

＜4＞文学研究科

文学研究科では、研究科及び専攻の「教育課程編成・実施方針」に沿って配置された各科目において、各研究分野を専門とする個々の担当教員が、各人の専門分野に即して学界の研究動向も反映しつつ、少人数教育の利点を生かして、受講する各学生の研究課題にも配慮しながら授業を進めている。コースワークとリサーチワークを有機的に組み合わせた課程編成の下、受講生が研究対象への理解を深め、各領域・分野に応じた対象を分析・批評する力を培い、高度な研究能力あるいは作品制作のための力を身につけられるよう、段階的に指導を行っている（資料4(2)-08 p21～）。

また、研究上の視野を広げ、かつ社会人としてバランスの取れた教養を体得した人材を育成するために、特定の専攻に偏らない学際的な「共通科目」群が設置されており、「高度な教養教育科目」としての役割を果たしている（資料4(2)-01 履修要項 p169～）。

さらに、他専攻、他研究科、学部、群馬学センター、地域日本語教育センター、単位互換協定による他大学院で修得した単位を、修了要件の一部に含めることが認められており、学生各人の研究課題や興味関心に応じた学修が可能となっている（資料4(2)-01 履修要項 p161）。

平成26年度から導入されたティーチング・アシスタント制度では、大学院生に学部学生への学習支援を行わせることにより、将来教員・研究者等の高度な専門性が求められる職を担うためのトレーニングの機会を提供している（資料4(2)-09）。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

前述したように、国際コミュニケーション研究科では、異文化間の高度なコミュニケーションを英語で図るうえで必要とされる高い専門知識を修得できるように、「英語コミュニケーション」、「英語学」、「応用言語学」という3つの異なった分野の科目をそれぞれ開設している。また、国際ビジネス系科目においても、国際社会における国家・企業・団体・個人などの関係を理解し、リーダーとして行動するうえで必要とされる学際的な

専門知識を修得できるように、「国際経済」、「国際経営」、「国際政治」、「行動科学」という4つの異なった分野の科目をそれぞれ開設している。以上のコースを履修することにより、学生は、異文化間の高度なコミュニケーションを英語で図るうえで必要な専門知識、国際社会における国家・企業・団体・個人などの関係を理解し、リーダーとして行動するうえで必要とされる専門知識を深めることができる。また、コースワーク（授業科目）とリサーチワーク（研究指導）を適切に組み合わせることにより、学生の興味・関心に応じたきめ細かい教育を提供している（資料4(2)-01 履修要項 p178～）。

2. 点検・評価

●基準4Ⅱの充足状況

両学部とも、教育課程編成・実施方針に基づき、教養教育と専門教育のカリキュラムを編成している。多彩な教養教育の授業科目により、学生に幅広い教養を身につけさせるための工夫をしつつ、専門教育の授業科目において、それぞれの学科・課程の教育目的に応じた授業科目を設定しており、それらは導入・深化・発展・総括と、順次、学年を追って配当されていることから、専門教育の基盤となる知識を身につけさせたいうえで、さらに進んだ専門科目や演習・ゼミナールにおいて専門性を深く追求できるようなカリキュラム編成であると言える。必修科目と選択科目の割合も、基盤となる部分は必修として全員履修を確保しながら、選択科目により学生一人ひとりの個性に合わせた個別カリキュラムを実現するための工夫であると言える。

大学院では、教育課程編成・実施方針に沿い、専門知識を涵養し、自主的な調査・研究とその成果発表の能力を培い、指導教員との緻密な関係を形成できる授業内容となっており、また、学生個々の専門的知識や研究能力を深めると同時に、共通科目によって広い視野や社会人としての基礎的能力の涵養に資しているものとなっている。また、大学院の目的に沿って広い視野から研究能力や高度の専門性が求められる職業を担う能力を養うことができるよう体系的に教育課程を編成し、学問分野や職業分野における期待に応える授業構成になっており、多様な学生を導くための工夫をした授業内容になっている。

以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>文学部

教育方針に基づき、教養教育、専門教育に区分して授業科目を配置し、幅広い教養を身につけ、段階的に専門性を深く追求できるようなカリキュラムとなっている。国文・英米文化・美学美術史の3学科では、各々の分野ごとに概論、講義、演習等の科目を配置しており、総合教養学科では、幅広い教養の修得を目指し、分野横断的で多様な授業科目を開設している。各学科の特性が具現化したカリキュラムとなっている。また、各学科において学生の現状やニーズに合わせた工夫もしている。

<2>国際コミュニケーション学部

平成25年度に学部全体でカリキュラムの大規模改革を行い、平成26年度より運用を開始した。カリキュラムの改革前には平成24年度末に、卒業生を対象としてアンケート調査を行い、本学部のカリキュラム改善に向けた指針を得た。したがって、新し

いカリキュラムは学生の声も反映されたものになっている。これらのカリキュラムは課程ごとのカリキュラム・マップとして大学ウェブサイトで公開しており、学内外への発信も行っている（資料4(2)-10）。

②改善すべき事項

＜1＞文学部

文学部及び各学科においても平成26年度に教育課程編成・実施方針を定める過程でカリキュラムの整理等が実現するなど、現時点では早急に改善すべき事項は認められない。ただし、全学的な組織である自己点検・評価運営委員会がおおむね3年ごとに実施している在学生全員を対象とした教育評価アンケートにおけるカリキュラム関連の項目では、「カリキュラムの体系的編成」について「あまり思わない」（12.3%）と「まったく思わない」（0.8%）を合わせて13%を超えている（資料4(2)-11 問IV(3)）。学生に対して学部や学科のカリキュラムに関する考え方を理解させていく必要がある。

＜2＞国際コミュニケーション学部

平成26年度より運用している新しいカリキュラムに関する教員の率直な意見や評価を常時モニタリングし、改善につなげることが求められている。あわせて、学生からの率直なフィードバックや教育効果の検証も今後の課題である。

＜3＞文学研究科

教育課程編成・実施方針が平成26年度に策定されたばかりであるので、今後、それをもとに、教育課程、教育内容を検証していく必要がある。

＜4＞国際コミュニケーション研究科

平成27年度に明示された教育課程編成方針・実施方針に照らし合わせ、今後、あらためて教育課程、教育内容を検証していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞文学部

各学科とも学科の特性に見合う形で教養教育と専門教育のバランスの取れた教育課程が編成・実施されており、学生や社会のニーズにも対応し柔軟にカリキュラムの見直しを行っている点では効果が上がっているが、学生も社会も常に変容している。課題の洗い出しは常に必要であり、学生にとってより魅力的で学修効果を高めていく教育課程の編成の努力を継続していく。

＜2＞国際コミュニケーション学部

新カリキュラムを開始して約2年が経過したが、旧カリキュラムで履修する学生のフォローアップも含め、大きな問題もなく順調な運用が続いている。課程会議で必要性が指摘された新規科目（「アカデミック・リテラシーI、II」「地球社会と共生」など）も、教務委員会を通して迅速に開講された。新カリキュラムの総合的な評価は今後実施すべきであるが、その結果を受けて引き続き改編を継続していく。

②改善すべき事項

＜1＞文学部

本学で実施されているカリキュラムについて学生の理解を深めていくために、来年度

から予定されている新入生オリエンテーションの拡充の中で、「教育課程編成・実施方針」と具体的な授業科目との関連について具体的に教授していく必要がある。

＜2＞国際コミュニケーション学部

学習指導方法及び評価方法の改善を通して、カリキュラムが学生のより良い学びにつながるよう努めなければならない。課程のFD研究会（資料4(2)-07）では、過年度に学習指導方法について教員間の情報共有を行ったが、平成27年度以降には成績評価方法等についても情報共有を実施する必要がある。これらの議論を通して、学生の学びの質の向上を図るとともに、急速に変化する社会のニーズによって出現するであろうカリキュラムの問題点を追い、改善につなげる必要がある。

＜3＞文学研究科

平成26年度に策定されたばかりの教育課程編成・実施方針に基づき、教育課程、教育内容の適切性を、今後、各専攻及び教務学生委員会で検証していく。

＜4＞国際コミュニケーション研究科

平成27年10月の自己点検・評価運営委員会において、その下部組織の「大学院改革検討部会」から報告された文学研究科・国際コミュニケーション研究科の統合の可能性などについても考慮しながら、本学の研究科全体として教育課程、教育内容改善を考えていく必要がある。

4. 根拠資料

- 4(2)-01 平成27年度 履修要項 (既出 資料 2-03)
- 4(2)-02 平成27年度 大学概要 (既出 資料 1-01)
- 4(2)-03 平成27年度版自律学習の手引き
- 4(2)-04 シラバス (<http://www.gpwu.ac.jp/stu/life/syl/index.html>) (既出 資料 4(1)-08)
- 4(2)-05 大学案内2015 (既出 資料 1-07)
- 4(2)-06 国際コミュニケーション学部カリキュラム体系
- 4(2)-07 国際コミュニケーション学部両課程のFD研究会議題一覧 (既出 資料 3-49)
- 4(2)-08 平成28年度群馬県立女子大学大学院(修士課程)学生募集要項・研究科の案内 (既出 資料 4(1)-12)
- 4(2)-09 群馬県立女子大学ティーチング・アシスタント要綱
- 4(2)-10 国際コミュニケーション学部教育課程の特色
(<http://www.gpwu.ac.jp/dep/int/curriculum.html>)
- 4(2)-11 教育評価アンケート(平成26年度実施)調査結果概要 (既出 資料 1-14)

第4章の3 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉大学全体

本学は少人数教育を特徴の1つとして掲げており、それは多くの授業で実現している。全科目の受講者数の分布（平成27年度前期）をみると100名を超える授業はわずかに0.4%に過ぎず、その一方で20名以下の授業が66.5%を占めている（資料4(3)-01）。

両学部において、初年次の基礎ゼミや演習科目、ゼミナールでは学生の発表やそれに関する対話・討論を中心とした授業形態、知識の教授が必要とされるような専門科目では主として講義形式が採用され、また学生のインターアクションが必要となる英語のコミュニケーション科目などでは習熟度別にクラス編成による少人数の授業形態を採用している。

学習指導法の観点からみると、様々な授業でパソコン・AV機器・レジュメ等を用い、一方的な講義に終わらないような工夫をし、それを各授業のシラバスにも明記している。特に英語科目では、CALL教室を効果的に使用して、AV機器やコンピュータソフト、インターネットを利用した様々な指導法を実施している（資料4(3)-02）。さらに、英語のネイティブスピーカーが英語のみによる直接法の授業を実施することによって、コミュニケーション力や英語力の養成に努めている（資料4(3)-03）。また、両学部における情報関係の授業でも、情報機器を使用した実践的な指導を展開している。加えて、授業の一部に、博物館等へのフィールドトリップを取り入れているものもある。

これまで学生に対して各学期の履修科目数が適正なものとなるように各学部で指導してきたが、平成26年度新生より新たにキャップ制を導入した。この制度の下では、学生たちの1学期間の履修単位数の上限が24単位となり、過剰に履修してそれぞれの科目への取組が疎かになることを防ぐことが可能となった（資料4(3)-04 p15）。

修士課程においても、両研究科とも授業は少人数制で行われ、その利点を生かし、教員と学生又は学生相互のコミュニケーションを軸にしながら、講義科目や演習科目、実技科目を配している。教員との直接対話や学生相互の討論により、教員からの細やかな指導が受けられる状況にある。情報機器や視聴覚機器を活用する授業も行っている。文学研究科では、ほとんどの分野で講義科目と演習とをセットで設置し、演習にも講読型と発表型と様々な態様をそろえている。また、芸術学専攻の授業では、視聴覚機器やパソコン等情報機器を活用した授業を行っている等、多様な形態の授業を用意している。国際コミュニケーション研究科は、社会人が働きながら学べる弾力的なカリキュラム編成を特色としており、講義の平日夜間開講、インターネットを活用した研究指導などを、大学院生のニーズに応じて行うようにしている。

修士課程では適正な履修科目数となるように、指導教員が履修科目選択の指導も個別に行うため、キャップ制は導入していない。

文学研究科では、「大学院文学研究科規程」第3条（資料4(3)-05）に基づき、各々の学生にその研究テーマに即した、あるいは隣接する研究分野の教員2名を主指導教員・副指導教員として定め、主として「個別研究指導」の時間に研究指導を行っている。国際コミュニケーション研究科では、平成26年度までは複数指導体制を取っていなかったが、平成27年度より「大学院国際コミュニケーション研究科規程」第3条（資料4(3)-06）を改正し、各々の学生にその研究テーマに即した、あるいは隣接する研究分野の教員を主指導教員・副指導教員として定め研究指導を行うこととした。また、平成27年度に向けて両研究科において、「学位論文審査基準」を定めることに加え、「研究指導計画書」を作成することを制度化し、より適切な研究指導、論文作成指導ができる体制を整えた（資料4(3)-07、資料4(3)-08、資料4(3)-09、資料4(3)-10）。

〈2〉文学部

本学の教育方法の根幹には少人数教育がある。講義科目もほとんどが40人以下の少人数で行われている。このことは、高度な知識や思考方法を習得するうえで極めて重要であると考えられる。大教室の講義と異なり、講義科目においても学生一人ひとりの疑問に細やかに対応することを可能とし、多くの授業で学生の表情や授業態度をごく自然に観察し双方向の授業を可能とするからである。

とりわけ文学部の教育方法の根幹にある1年次生に必修の教養基礎科目である「基礎ゼミ」と「日本語文章表現」は、学生が直面する初年次の様々な課題、たとえば大学での学習スタイルやレポート等の執筆方法という最も重要な学習姿勢や方法ならびに技術の基礎的な習得を目指しており、原則15名以下となるようにクラス編成がなされ、学生個人々人に対応したきめ細かい指導が可能となっている。

文学部の各学科で開設している基礎演習や専門科目の演習も、学生の発表やそれに関する対話・討論を中心とした学生の主体的学修と参加を促す授業であり、また少人数授業であることで充実した授業が行われ、学習効果を上げている。また、各学科とも高等学校教育と大学教育との橋渡しの役目を果たす基礎科目が設定され、各々の授業においては、教員が予習復習への指導を行っている。学修上の相談などに応じることが出来るよう、全専任教員のオフィスアワーが設定され、個別指導が恒常的に行えるようになっている（資料4(3)-11 学生便覧 p18）。

平成26年度には、過剰な履修登録を防ぎ、各授業の予習・復習にかける学習量の充実を図るため、1学期に登録できる単位数の上限を24単位とするキャップ制を設けた（資料4(3)-04 履修要項 p15）。

なお、他学科、他学部、群馬学センター及び地域日本語教育センターの開講科目、他大学の単位互換科目の履修については学科ごとに定めている。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部の英語科目では、年間2回のTOEIC受験、年間1回のTOEIC Speaking/Writing受験を通して学生の英語能力を把握し、TOEICの成績と授業中の学習態度等を加味して、学生のクラス編成をきめ細かに実施している。このことで、個人々の習熟度に合わせた英語教育を提供できるよう十分な配慮を行っている。具体的には、1学年の学生を4分割（Listening・Reading・Grammarなど、1クラス16～20名程度）あるいは6分割（Paragraph Writing・Essay Writing・Debate & Discussion・IP Communication

など、同 10～13 名程度) して授業を行っている。少人数制を徹底することで、学生参加型の演習形式の授業が実施できている。さらに英語科目の 7～8 割で、英語のネイティブスピーカーが直接法の授業を実施することで、コミュニケーションな英語運用能力の養成に努めている(資料 4(3)-04 履修要項 p104)。以上のように英語能力の基盤を徹底的に確立すると同時に、基幹科目で英語学習の実質化を図り、きわめて高度な英語能力を持つ学生のために「Honors English Program」による科目群を置き、学生の能力に対応した段階的な学びを提供している。このシステムにより、卒業生の TOEIC 得点は全学生のベストスコアの平均が平成 25 年度に 729 点、平成 26 年度にも 729 点を達成し、成果が目に見える形で現れている(資料 4(3)-12、資料 4(3)-13)。英語学習の効果は、同資料にある TOEIC スコアの大幅な上昇からも見て取れ、卒業時までには学生の平均点ベースで例年おおよそ 250 点の伸びがある。

英語科目以外でも少人数制を徹底しており、初年次教育の「スタディ・スキルズ」「問題解決とリーダーシップ」は、1 クラス 15～24 名程度で実施されている。どのクラスも専任教員が演習形式で担当することで学生の習熟度を細かく把握できている。3 年次、4 年次に履修できる「ゼミナール」の定員は 8 名以下に設定している。この人数が厳格に守られているため、教員の指導が学生一人ひとりに十分に行き渡っている。以上のように定員制限は厳格だが、平成 26 年度の実績では、新 3 年生 77 名中 74 名が第一希望のゼミナールを、残り 3 名も第三希望までのゼミナールを履修できることになり、大多数の学生は第一に希望したゼミナールを履修することができている。このことは、ゼミナールに至るまでの専門基礎科目・基幹科目での教育があらゆる専門分野で適切に実施されていることの証であると言える。そのため学生の興味が偏らず、選択式にもかかわらず特定の分野への履修偏りも生じていない。

専門教育はその多くを専門基礎科目・基幹科目群で実施しているが、これらの科目では広く基盤となる知識を教授することを目的に、講義形式の授業を採用している。しかしながら、少人数で授業が行われるため必然的に学生の学習状態が把握でき、ICT 機器を用いながら双方向で議論、プレゼンテーションする授業展開となっている。とりわけ国際ビジネス課程には“専門選択科目”の半数以上がアクティブ・ラーニング指定されており、学生がそれまで蓄積した知識を使って主体的に学ぶことが要請されている(資料 4(3)-14)。

自律学習では、海外語学実習として留学による学習を奨励している。平成 26 年度の実績では、留学経験者は平成 23 年度 4 月に入学し、平成 26 年度に卒業した学生 74 人中 49 人(うち 6 ヶ月以上の長期留学は 25 人)であり、卒業生の約 66%が国外での学びを修めている。リーダーシップ自律学習では、海外ボランティア、海外インターンシップなどを単位認定している。平成 26 年度には 35 人がボランティアなどの自律学習を実施して認定されており、グローバル・コミュニケーションの実質化が図られている。その他、積極的な資格取得も奨励している。平成 26 年度には、実用英語技能検定、TOEFL などの英語能力検定で 23 件、MOS 試験などの情報処理試験で 4 件、漢字・文章能力検定で 4 件、秘書技能検定試験などのその他検定で 7 件の単位認定があり、適切な教育指導による成果を示す結果と考える。

以上のように、教育の目的に照らして、講義・演習等の授業形態の組み合わせやバラ

ンスが適切であり、学生の主体的参加を促すアクティブ・ラーニングも実施され、それぞれの教育内容に応じた学習指導の工夫が行われていると言える。なお、本学部においてもキャップ制が採用され、半期間に履修登録できる単位の上限は24単位であり（自律学習等を除く）、授業時間外学習の時間を確保している（資料4(3)-04 p89）。

＜4＞文学研究科

文学研究科では、各専攻において、講義形式・演習形式の授業、作品制作のための実技など、分野の性質や科目の趣旨等に応じた授業形態を採用している。必要に応じて、視聴覚機器やパソコン等情報機器も活用され、また分野によっては、地域と連携した制作活動（資料4(3)-15）や、外国人講師による英語論文指導等も行われている。さらに、学生と指導教員の的一对一で行われる「個別研究指導」は4専攻で每学期必修となっている。一部の演習科目を学部との共通科目に設置しており、これは授業内において学部学生に対する指導的役割を果たすことを通じて、大学院生の能力の育成にも資するものである。さらに、社会人の学生に対しては開講科目の曜日や時間に配慮するなど、柔軟に対応している。以上のように多様な授業形態と、少人数での教育により、学生の主体的な授業参加を促している（資料4(3)-01 履修者分布、資料4(3)-04 履修要項）。

1単位あたりの授業時間については、「大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程」により定め（資料4(3)-16 第2条）、教育課程の概要を年度当初のガイダンスで説明しており、社会人学生やシニア学生等、勤務しながら通学する学生で2年間以上の長期履修を希望する学生に対しては、別途個別の履修指導を行っている。

文学研究科では、大学院文学研究科規程第3条（資料4(3)-05）に基づき、各々の学生にその研究テーマに即した、あるいは隣接する研究分野の教員2名を主指導教員・副指導教員として定めている。毎学期の履修登録は、各学生の主指導教員・副指導教員と相談のうえ、各指導教員の承認の下に行われる（資料4(3)-05 第4条～第6条）。個々の学生の将来の希望や学術興味の方向を確認し、主・副指導教員との協議によって、過密な履修状態に陥ることを防ぎ、当該学生が自主的な学習をしやすい、無理のない系統的な履修計画を行えるよう履修指導をしている。

また各専攻において「個別研究指導」を1年次からカリキュラム化し、時間割にも記載している（資料4(3)-17）。専攻ごとの研究指導計画は、この「個別研究指導」のシラバスに明示し、学生に周知している（資料4(3)-18）。学生は「個別研究指導」の履修を通じて、各自の指導教員から修士論文・修了制作又は課題研究の指導を受ける。さらに、以上の体制をより明確にするため、平成27年度入学生からは「研究指導計画書」の作成とそれに基づく指導が行われており、これらについては、文学研究科委員会申し合わせ事項として明示するとともに、『履修要項』にも記載し、学生と教職員に周知している（資料4(3)-09、4(3)-10、資料4(3)-04 p163）。なお、上記申し合わせ事項の内容及び「研究指導計画書」の書式については、文学研究科教務学生委員会で原案を策定し、文学研究科委員会で審議・決定した。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科は、少人数制の利点を生かし、教員と学生又は学生相互のコミュニケーションを軸にして講義・演習の授業を行っている。授業では、教員との直接対話や学生相互の討論が活発に行われ、教員からの細やかな指導が受けられる状

況にある。また、社会人の学生に対しては授業の平日夜間開講などを含め、開講科目の曜日や時間を配慮したり、インターネットを活用した研究指導をしたりするなど、学生のニーズに柔軟に対応した教育を行っている（資料4(3)-17、資料4(3)-18）。また、履修者の状況により、英語による授業も提供している。

現在のところ履修登録単位の上限は設定していないが、各々の学生に対しては、入学時より主指導教員・副指導教員の2人の指導教員がつき、必ずその指導教員の指導を受けて履修科目の選択を行うことになっており、学生の履修計画にもしっかりと目が行き届いている（資料4(3)-04 履修要項 p182、資料4(3)-06 研究科規程第3条、第4条）。

研究指導、学位論文指導に関しても、1年次よりきめ細かく行っている。まず、学生は1年次4月に、修士課程修了までを見通した研究計画書（「研究計画書Ⅰ」）を提出することになっているが、この研究計画書作成の際、指導教員と相談し、綿密な研究計画を立てる。修士課程在学中は、上述したように各学生に指導教員がつき、この研究計画に沿いながら、必要に応じて計画の修正を加えて、1年次より個別研究指導の時間を通して研究指導、学位論文指導をきめ細かく行っている（資料4(3)-04 p182、資料4(3)-06 第3条）。

さらに、修士論文、課題研究の指導にあたっては、修士論文に関しては修了前年度の3月末までに、課題研究に関しては、前期後期、年2回提出する関係で、それぞれ修了前年度の3月末と修了年度の9月末までに、指導教員の指導の下、研究計画書（「研究計画書Ⅱ」）を提出させる。主指導教員・副指導教員は、その研究計画に基づいて修士論文、課題研究の指導を複数教員体制で懇切丁寧に行っていく（資料4(3)-06 第3条、資料4(3)-09、資料4(3)-10）。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

＜1＞大学全体

全学で統一した形式でシラバスを作成し、毎年、全学生に『履修要項』に記載して配布していたが、平成26年度の大学ポータルサイトの導入に伴い、シラバスはポータルサイト上でのみ掲載することとした（資料4(3)-19）。各授業のシラバスは、統一の記載事項として、授業目標・到達目標・授業概要・授業計画・テキスト・参考文献・成績評価の方法、使用する機器等・準備のための学習の指示のほか、学生への要望や注意事項等を記述することになっている。なお、シラバス公開前に記載内容をチェックする仕組みはないものの、各教員にシラバスの作成を依頼する際は、上記の項目ごとに留意点を詳しく説明した文書を配布して、必要かつ十分な記述がなされるよう配慮している（資料4(3)-20）。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、自己点検・評価運営委員会が主体となって毎学期実施する授業評価アンケートの中で「シラバスに沿っていたか」という質問を設けて、確認するようにしている（資料4(3)-21）。各担当者はその結果を見て、授業内容や方法、あるいはシラバスの記述を調整している。

平成26年度に全学部の学生を対象に実施した教育評価アンケート調査結果によると、シラバスについて、91.2%とほぼ全員と言っていいほどの学生が科目内容の把握や履修計画に役立っていると回答しており、内容についての不満を持つと回答した学生は、僅か

2.5%のみであった。内容的に不満な点として主にあげられたのが、情報量の多寡や授業内容とシラバス内容の不一致という点であった（資料4(3)-22）。

大学院のシラバスは、学部と同様、平成26年度より大学ポータルサイト上のみでの公開となった。平成26年度に全大学院生を対象に行った教育評価アンケート調査結果によると、100%の大学院生が、履修の際に役立ったと回答しており、内容面での不満を持つと回答した学生は、皆無であった（資料4(3)-22）。

＜2＞文学部

全学で統一した形式でシラバスを作成し、全学生に『履修要項』に記載して配布してきたが、平成26年度より、大学ポータルサイトの運用が始まり、ポータルサイトで閲覧し、必要なシラバスをA4一枚にプリントできる形にしている。各授業のシラバスは、統一の記載事項として、授業目標・到達目標・授業概要・授業計画・テキスト・参考文献・成績評価の方法、使用する機器等・準備のための学習の指示のほか、学生への要望や注意事項等を記述している。

学生は常にシラバスを参照し、授業計画を確認しながら予習等を行うことができるようになっている。平成26年度の全学部の学生を対象に実施した教育評価アンケート調査結果によると、シラバスについて、93.5%とほぼ全員と言っていいほどの学生が履修に役立っていると回答しており、内容についての不満を持つと回答した学生は、僅か2.3%のみであった（資料4(3)-22）。

＜3＞国際コミュニケーション学部

全学的に統一したシラバスを作成基準に基づいて教員が作成し、インターネット上で公開している。複数の外部講師がリレー式で講義を担当する科目には専任教員を1名以上配置し、講師の専門を加味しながら、授業内容が有機的に関連づけられるよう調整を行っている。授業内容や方法とシラバスとの整合性に関しては、平成26年度後期に実施した授業評価アンケートの結果から、「シラバスに沿っていたか」との質問に対し、本学部合計で90%の履修生が「よく当てはまる」あるいは「当てはまる」と回答していることからわかるように、あらかじめ公表している授業計画を実際の授業で適正に実施していると言える（資料4(3)-21）。

＜4＞文学研究科

統一した形式でシラバスを作成し、平成26年度からシステム化された大学ポータルサイト上で当該年度の初めから学生及び教職員に周知している。シラバスには開講期間、配当年、単位数、必修・選択の別、授業目標、到達目標（平成27年度より明示）、全15回分の授業概要・授業計画、使用テキスト、参考文献、成績評価の方法の各項目を設けている。以上は統一項目としてすべての科目において記載され、学生があらかじめ授業の趣旨や方法を知ることができる（資料4(3)-19）。また実際の授業では、シラバスに沿いつつ、受講する学生の様態にも配慮している。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

シラバスは、全学的に統一した形式で作成し、授業目標、到達目標、授業概要・授業計画、テキスト、参考文献、成績評価の方法がインターネットの大学ポータルサイト上で公開されている。また、授業15回の内容も可能な範囲でシラバスに書かれていて、院生の側に立った分かりやすい内容のものにしている。授業は、このシラバスに基づいて、

適正に行っている（資料 4(3)-19）。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

単位修得の認定及び学修の評価に関しては、学部ごとに「文学部履修及び学修の評価に関する規程」及び「国際コミュニケーション学部履修及び学修の評価に関する規程」として規程を定めて評価方法・評価基準を明示しており（資料 4(3)-23、資料 4(3)-24）、学生全員に配布する『学生便覧』に記載しているほか、学修の評価に関しては、『履修要項』にも明記しており、試験の種類に関する詳細と学業成績の評価・単位修得の認定等についての説明をしている（資料 4(3)-11 p36、資料 4(3)-04 p16, p90 等）。また、各授業科目の成績評価の方法は、シラバス（資料 4(3)-19）に記載している。

卒業認定については、学則第 13 条第 1 項（資料 4(3)-25）に定められており、これは『学生便覧』に記載されているほか、学部ごとに在学期間・修得単位に関する卒業要件を詳しく記載している（資料 4(3)-11 p27、資料 4(3)-04 履修要項 p14、p88）。

具体的な成績評価・卒業認定方法は以下のとおりである。

成績評価は、試験及び平素の成績から総合的に行われている。具体的な成績評価方法が、科目ごとにシラバスの「成績評価の方法」の項目に明示され、それに基づいて各教員が成績評価・単位認定を行っているため、成績評定の透明性が確保できている。また、成績評価の厳密性や成績基準のある程度の統一性を担保する意味から、当該授業時間数の 3 分の 2 以上に出席していない者には、期末試験を含む試験の受験を認めていない（資料 4(3)-04 履修要項 p16）。なお、一部の学生からは、成績評定について教員間のばらつきがある旨、改善を求める意見が出されている。

卒業認定に関しては、卒業に必要な全修得単位数 124 単位を満たしているか、必修科目の単位取得状況や科目区分ごとに設定された単位数の条件を満たしているか等に関する教授会での審議を経ており、認定の適切性は確保している。なお、文学部においては、総合教養学科を除き（H26 年度入学生より「卒業研究・卒業制作」が必修）、卒業論文・卒業制作が卒業要件になっているが、それぞれの学生について、主査・副査による口述試験を実施して成績の原案を作成し、それを各学科構成教員の合議を経て評価を行っている。

従来から学生の申し出により事実上行っていた成績評価に関する確認申請を平成 20 年度から制度化し、明文化した（資料 4(3)-04 履修要項 p18）。この制度では、学生は成績評価に関して異議がある場合、原則として成績通知書の交付後 2 週間以内に限り、当該成績評価の確認申請を行うことができる。確認申請が行われると事務局から当該授業担当教員に連絡し、授業担当教員は、採点ミス等がないかを再確認する。ここまでの過程で成績修正に至らなかった場合、各学部教務委員会が授業担当教員及び申請した学生から意見を聴取し、当該成績評価の妥当性について判断を下す。教務委員会で議論された結果は、申請した学生に対して文書により回答される。

平成 26 年度新入生から成績評価に「秀」を加え、その比率を受験者の 2 割程度以内とするなど、成績評価の厳格化のための諸規程が決定された。また、GPA 制度及びキャップ制の導入の諸規程が決定された（資料 4(3)-04 履修要項 p16、資料 4(3)-26）。GPA 制

度下では成績は5段階で評価され、100点満点の90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とすることとなった。ただし、「秀」は履修者の2割程度にするなど、成績評価の厳格化のための申し合わせが定められている。各成績評価に対するグレード・ポイントとして、秀を4、優を3、良を2、可を1と定め、1単位あたりの成績の平均値をGPAとして示している。GPAは、学期GPA、通算GPA、通算修得GPAの3種類を成績表に記載し、学生の学習改善に役立てるようにしている。

修士課程における成績評価、単位認定、修了認定の基準については、学部同様、「大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程」及び「国際コミュニケーション研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程」として規程(資料4(3)-16、資料4(3)-27)を定めて評価方法・評価基準を明示しており、『学生便覧』に記載しているほか、その要点を学生に周知している(資料4(3)-04履修要項p161、p179)。また個々の授業における成績評価は、シラバスの「成績評価の方法」の欄において評価の観点を知っている。また、学部同様、平成26年度新入生から成績評価に「秀」を加え、GPAも算出して、学生の学習改善に役立てるようになっている。

学生が国内外の他大学又は短期大学等で授業科目を履修して修得した単位について、60単位を超えない範囲で、本学の単位として認定している(資料4(3)-25学則第15条)。

編入学又は転入学する前の他大学等における既修得単位の認定を受けようとする場合も、一定の範囲で認めている(学則第15条の3第1項)。

編入学、転入学等以外の場合は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えない範囲内で認定している。(学則第15条の3第3項)いずれの場合も、教務委員会の審議を経て、教授会で単位認定しており、公平性が担保されている。

〈2〉文学部

文学部では成績評価と単位認定については、「文学部履修及び学修の評価に関する規定」によって定められ、『学生便覧』に明示している(資料4(3)-23)。

成績の評価は『履修要項』の「学修の評価」の項にも明記されており、各授業科目の成績評価の方法は、シラバスに記載している。

単位認定については、「文学部履修及び学修の評価に関する規定」に、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」計算するとして、次のような原則に従っている。

講義は15時間の授業をもって1単位とする。ただし、外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

演習、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

なお、成績評価に関する確認申請を制度化している。この制度では、学生は成績評価に関して異議がある場合、原則として成績通知書の交付後2週間以内に限り、当該成績評価の確認申請を行うことができる。確認申請が行われると事務局から当該授業担当教員に連絡し、授業担当教員は、採点ミス等がないかを再確認する。ここまでの過程で成績修正に至らなかった場合、各学部教務委員会が授業担当教員及び申請した学生から意見を聴取し、当該成績評価の妥当性について判断を下す。教務委員会で議論された結果

は、申請した学生に対して文書により回答する。

＜3＞国際コミュニケーション学部

全学的に統一した成績評価に従って単位認定を行っている。個別具体的な科目における成績評価はシラバスの「成績評価の方法」の項目に明示され、それに基づいて各教員が成績評価・単位認定を行っている。初年次教育科目や習熟度別英語科目など、複数の教員が同一の授業内容を教授する場合には、非常勤講師を含めて随時授業進行を連絡するとともに、成績評価の方法について打ち合わせを行い、クラス間で差が出ない工夫を行っている。

海外留学、転編入学、転部などにより他教育機関や他学部で認められた単位は、学則に従って60単位を上限に本学部の単位として認定している。学部教務委員会が申請のあった学生個別の成績評価案を作成し、教授会の議を経て認定、という手続きを踏む。単位認定の学部基準は頻繁に変更するものではないが、学生の留学時の勉学意識向上を目指した改善が平成26年度に実施され、平成27年度より運用されている。具体的には、海外語学学校で履修した科目を本学部の単位として認定する際に授業時間の上限(200時間)を設け、上限を超えた授業時間数の単位認定が厳格化された(資料4(3)-28 細則第3条第3項、資料4(3)-11 学生便覧 p45)。この措置により学生の留学先大学での正規授業の履修を促すことができると考える。また、平成26年度入学生から成績が「秀・優・良・可・不可」の5段階評価に改められたことにより、平成27年度には、長期留学時に派遣先大学で取得した単位と成績の読替基準を改訂した。このような変更は、留学時の単位認定を担当する専任教員の問題意識に基づき、教務委員会と教授会の議を経て決議される仕組みになっている。本学部の英語コミュニケーション課程の専任教員は全員国外の大学で博士号を取得しており、グローバルな基準に迅速に対応できる体制が整っている。

＜4＞文学研究科

平成27年度入学者より、学部同様に成績評価を従来の4段階から5段階に変更し、GPA制度を導入した。成績評価、単位認定、修了認定の基準については、学部同様、学内規程に定めており(資料4(3)-16)、その要点を学生に周知している(4(3)-04 履修要項 p161)。また個々の授業における成績評価は、シラバスの「成績評価の方法」の欄において評価の観点を周知している(資料4(3)-19)。成績評価、単位認定、修了認定は以上に基づいて行っている。

なお、学部と同様、学生による成績評価確認申請を平成20年度から制度化している。

それぞれの授業科目等に対しては、単位制度の趣旨に沿って単位が設定されており、その認定にあたっては、文学研究科委員会において審議・決定される。また修士論文・修了制作・課題研究については、主査1名と副査2名による審査が行われ、その概要は最終的に研究科委員会において報告・審議のうえ、評価が決定される(資料4(3)-29)。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

成績の評価、単位修得認定、修了認定に関しては、学内の規程(資料4(3)-30 大学院学則第15条、第16条、第17条、資料4(3)-27)に定められている。また、その内容は『履修要項』にも明記し、学生にも周知している(資料4(3)-04 p179)。成績評価方法はシラバスに明示され、成績評価は、その評価方法に基づき適切に行っている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉大学全体

まず授業の内容及び方法の改善を図るための大学全体の組織として、学長を委員長とする自己点検・評価運営委員会があり、この委員会において「学生による授業評価」の内容の確認をその都度行ったうえで、毎年、学期ごとに原則全授業科目に対するアンケートを実施している（資料4(3)-21）。アンケート項目には教育成果に係わるものも設定しており、そのように定期的に教育成果に関する資料の収集及び検証を行っている。このアンケートの結果は大学全体、各学部、授業科目ごとに整理されて、自己点検・評価運営委員会に報告され、委員会として教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるための検討を行っている。さらにこの結果内容は、全ての教員に個別に示され、各教員は、それにより自らの授業の問題点を把握・分析し、改善策を検討して、コメントを提出することになっている。なお、必要に応じて、自己点検・評価運営委員会が各教員の対応状況を確認し、コメントの未提出の者に対しては、学部長から指導を行う等の措置を行っている。また教員からのコメントは集約された後、学内にて閲覧公開され、これにより担当教員の授業に対する意識の向上を図り、教育内容の改善に結び付けている。教員の具体的な対応状況については、たとえば、授業での説明が専門的で難解だという意見に対しより分かりやすい説明を心掛けるというもの等があり、実際に教育の質の改善につながっている。

また、自己点検・評価運営委員会が主体となって、3年ごとに「教育評価アンケート」を実施し、定期的に大学教育全般に関する学生の意見収集に努めている（資料4(3)-22）。このアンケートの結果も自己点検・評価運営委員会に報告され、対応すべき事柄が生じた場合は関係部署に対応を指示している。さらに、教育の成果についての、こうした学生からの意見聴取、集約、対応といったプロセスは、「なんでもオピニオンBOX」の場合でも行われている（資料4(3)-31）。また、同様のプロセスは、「卒業生の意見を聴く会」においても働いている。この会は、平成20年に、大学の教育に関する意見を、卒業生から直接、学長ならびに学部長が聴取するための懇談会として発足した。そこでの意見もまた、自己点検・評価運営委員会に報告されるとともに、各学部、各研究科における教育課程の編成に際して積極的に活用されている（資料4(3)-32）。

加えて、他の教員から客観的意見を受けることによって、授業改善に資することを目指し、平成20年度から教員が互いの授業を公開・参観し、意見交換会を開催して互いの授業を評価し合う取組を実施しており、平成23年までの4年間で、文学部31名、国際コミュニケーション学部11名、計42名の教員が授業を公開し、学部ごとに開催された意見交換会において、それぞれの授業改善の方法についての話し合いが行われた（資料4(3)-33）。その意見交換会では、授業の進め方、説明の仕方、資料の使用法等、授業運営全般について、各教員から活発な意見交換がなされ、参加した教員からは、他の教員が同じ教育上の悩みを持っていることが分かった、また、別の視点からの意見を得ることができたといったように、大変有意義であった旨の感想が得られている。その後、授業参観、評価のあり方について見直すため一時中断したが、更なる教育の質の向上及び

授業改善を目指し、平成 26 年度から他学部・附属機関開講科目の授業参観を可能にした全学的取組として再開し、前期と後期に実施した後、後期に両学部合同で意見交換会（レビュー）を行った（資料 4(3)-33）。

〈2〉文学部

文学部では各学科において卒業論文・卒業制作の評価を複数の審査員が行い、審査の結果が各学科会議で報告され、優れた論文、評価の割れる論文などについて意見交換がなされる。4 年間の学修成果を学科会議によって判断し、カリキュラムや成績評価の基準などについて検証している。検証の結果カリキュラムの改訂が必要とされた場合は各学科においてカリキュラム案を策定し、教務委員会において更に検証して原案を作成し、教授会で審議され、学長が承認しカリキュラムが改訂されることとなっている。

また、各学期に行われる「学生による授業評価」の結果は自己点検・評価運営委員会から教員にフィードバックされ、教員は学期ごとに「学生による授業評価」を踏まえた授業改善の方法について検討し自己点検・評価運営委員会へ報告し、授業改善を促している。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、全学的に実施される FD 講演会への教員参加、公開される授業の積極的な見学のほか、毎月第一水曜日に各課程長を中心とする教員の FD 研究会を実施している。複数の教員が担当する同一科目の成績評価基準の申し合わせや、科目間の授業内容の整合性を検証する場となっている。加えて、詳細な科目ごとの授業内容と成果、反省点、成績評価結果について担当教員が報告し、他の教員が良い教授方法を積極的に学ぶことができるような研究会の場となっている。

その他学部全体にかかわる教育内容について、課程会議や教授会であがった意見を学部教務委員会で議論し、フィードバックすることとなっており、授業現場での改善点が速やかに反映されるシステムとなっている。平成 27 年度には、「卒業研究」の実施・単位認定方針の改訂が行われ、『卒業研究提出要項』が作成された（資料 4(3)-34）。同年度より、本要項に基づいた卒業研究の指導が、ゼミナール横断的に実施されている。

〈4〉文学研究科

修士論文、修了制作、課題研究については、個々の概要や審査結果について研究科委員会で報告・審議される。また年度末には、修了年次生の単位修得状況が研究科委員会で検証される。以上により、教育成果を教員相互に確認するとともに、その後の指導に役立てている。また自己点検・評価運営委員会が主体となって 3 年ごとに全学生を対象に行われる「教育評価アンケート」にシラバスやカリキュラム内容について個別に満足度を尋ねる質問項目を設けている。これまでに行われた平成 17、20、23 年度及び 26 年度のアンケート結果については、いずれも自己点検・評価運営委員会において評価を行い、改善すべき事項については研究科や事務局でそれぞれ見直しを行っている（資料 4(3)-22）。

また、同じく自己点検・評価運営委員会の主催により、全学的に FD を実施し、授業や学生指導の改善を図るため、外部講師を招いての講演会やシンポジウムを開催している（資料 4(3)-33、資料 4(3)-35）。

〈5〉国際コミュニケーション研究科

定例の研究科委員会や教務学生委員会で出てきた教育方法改善に関しての意見をその都度、教務学生委員会、研究科委員会で議論、検証している。また、自己点検・評価運営委員会主催のFD講演会などにも教員が積極的に参加をすることにより、教育内容・方法の改善につなげている。

2. 点検・評価

●基準4Ⅲの充足状況

分野の特質や授業の目的に応じて、講義形式・演習形式をバランスよく配置していると言える。また、少人数クラスも英語科目・ゼミナールを中心に多数あるために、学生一人ひとりに目が行き届くような指導が可能となっている。パソコン・AV機器などの活用は、教育効果の向上に役立っている。

修士課程においても、全体として、授業形態の組合せがバランスを有しており、また小規模の大学院という実態に照らし合わせて、適切な指導法がとられていると考える。また、平成27年度より、「研究指導計画書」を作成することを制度化し、より適切な研究指導、論文作成指導ができる体制を整えた。

学士課程、修士課程ともに、各授業科目のシラバスには、授業目標、到達目標、授業概要・授業計画、成績評定の方法など、必要な情報が明記されており、学生が各授業科目の準備学習を進めることができるように配慮している。学生アンケートの結果からも、シラバスの活用がうかがえる。また、学士課程においては、「授業評価アンケート」により、授業内容・方法とシラバスの整合性についても確認している。

学士課程においても修士課程においても、成績評価基準や卒業・修了認定基準は、学則のほか、学部・研究科ごとに規程化しており、それぞれ全学生に配布する『学生便覧』や『履修要項』に記し、学生に周知されている。平成26年度新入生より成績評価に新たに「秀」を加え、その比率を受験者の2割程度以内にするなど、成績評価の厳格化のための諸規程も決定された。また、明確な基準に基づいて、各々の授業において多様な成績評価がなされ、教授会・研究科委員会の議を経て卒業・修了認定を行っている。

平成20年度より導入された成績評価確認申請制度は、学生と教員が直接接触することを必要としないため、学生にとってより活用しやすい体制を整備するとともに、教務委員会による調整を経ることにより、成績評価の透明性・正確性を高めることができた。

以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉文学部

教育評価アンケートにおいて、シラバスの内容について不満とする意見が3年前の調査時には5.1%あったが、平成26年度のアンケートでは2.3%にまで減少した（資料4(3)-22）。成績評価は、具体的な成績評価方法が、科目ごとにシラバスの「成績評価の方法」の項目に明示され、それに基づいて各教員が成績評価・単位認定を行い、成績評価に関する確認申請可能となっており、成績評定の透明性が確保できている。

〈2〉国際コミュニケーション学部

シラバスの内容を統一し、詳細に記述することで、授業内容及び成績評価方法が明

確になっている。複数の教員が同じ科目を担当する場合、その授業内容は事前に詳細に打ち合わされ、成績評定についてクラスごとに差が出ないように、随時連絡を行い、情報共有している。このことにより、クラスでの授業内容及び成績評価の質を保証している。平成 27 年度に『卒業研究提出要項』が作成されたことにより、卒業研究の統一指針が示された（資料 4(3)-34）。

＜3＞国際コミュニケーション研究科

効果が上がっている事項として、以下の 2 つがあげられる。第一に、平成 27 年度より、1 年次の 4 月から、修士課程修了までを見据えた研究計画に基づく、計画だった研究指導体制を開始した。第二に、平成 26 年度まで、学生によっては指導教員が 1 人の場合もあったが、平成 27 年度より、全学生に対して主指導教員・副指導教員が指導にあたる複数指導教員体制を導入した（資料 4(3)-19、資料 4(3)-06 第 3 条）。

②改善すべき事項

＜1＞文学部

シラバスは統一的基準によって記述しており、内容についての不満も少なくおおむね良好と言えるが、直近の「教育評価アンケート」において教員によって精粗があるとの指摘もあった。また大学ポータルサイトのみで提供しているため、紙媒体での配布を望む声があった。成績評価については、「総合的に評価」という記述ではあいまいであるとの意見が出されている。

＜2＞国際コミュニケーション学部

同一内容の科目についての成績評価基準は教員間で情報共有されているが、あらゆる科目の成績評価について、教員間の統一的な基準があるとは言いがたい。『卒業研究提出要項』が作成されたが、論文書式等の統一性を含め、平成 27 年度に提出される卒業研究を検証しながら改編していかなければならない。

＜3＞国際コミュニケーション研究科

現在、国際コミュニケーション研究科では、研究科全体としての教育成果に対する組織的な検証は行われていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞文学部

シラバスに対する不満は減少したが、平成 26 年度より導入した大学ポータルサイトの様式の整備や記入上の注意等によって教員間の精粗等を更に改善していく。成績評価の透明性についてはこれまでも様々な方策によって確保する努力を行ってきたが、平成 26 年度から導入された GPA についても、学生の自己評価としてだけでなく、各教員の成績評価の妥当性の指標等としても、その活用方法を模索していきたい。

＜2＞国際コミュニケーション学部

平成 26 年度より導入された GPA 制度により、学生の学習到達度がより明確に示されるようになった。平成 27 年度に作成され、運用されている『卒業研究提出要項』について、教務委員会、教授会で引き続き改良を加え、提出書式を整えていく。

＜4＞国際コミュニケーション研究科

現在、全学自己点検・評価運営委員会、そしてその下部組織である検討部会の下、PDCA サイクルがうまく機能し、以下のような効果が上がっている。第一に、平成 27 年度より、一年の 4 月から修士課程在学中全体を見渡した研究計画を立てることにより、先までも見据えた、より計画性のある懇切丁寧な研究指導ができるようになってきている。第二に、平成 27 年度より、1 人の学生に主指導教員・副指導教員が指導にあたる複数指導教員体制を導入したので、1 人の教員による知識や指導内容の偏りが起こりにくくなっている（資料 4(3)-19、資料 4(3)-06 第 3 条）。今後この改善が学生の研究指導に効果を上げていくか、引き続き検証を続けていく。また、平成 26 年度に導入された GPA に関しても、学生指導のためだけでなく、教員間の成績評価の妥当性の指標としての利用など、その有効な活用を検討していく。

②改善すべき事項

＜1＞文学部

シラバスについて、学生からは紙媒体での配布を望む声があったが、学生には、A4 一枚にプリントできるように設定されているので、各自プリントするなど大学ポータルサイトの利用法を指示していく必要がある。

シラバスに記載している情報量の多寡や成績評価基準の必ずしも均質化できない点について、教員は説明責任を負うものと考えられる。そうした責任を果たすためには、FD 研修などで教員同士の意見交換を行うなどして、学部学科で共通理解を形作っていく必要がある。

＜2＞国際コミュニケーション学部

学部内の成績評価の統一性や透明性を確保するため、FD 研究会などの場で GPA をもとに成績評価の状況を共有しなければならない。GPA を効果的に活用し、科目横断的な妥当性を確保していく方法を模索する必要がある。

＜3＞国際コミュニケーション研究科

現在のところ、国際コミュニケーション研究科としての教育成果に対する組織的な検証は行われていない。自己点検・評価運営委員会とも連携しながら、今後の改善を考えていく必要がある。

4. 根拠資料

- 4(3)-01 平成 27 年度授業における履修者分布
- 4(3)-02 CALL 教室時間割
- 4(3)-03 英語授業でのネイティブ教員担当状況(平成 27 年度)
- 4(3)-04 平成 27 年度 履修要項 (既出 資料 2-03)
- 4(3)-05 群馬県立女子大学大学院文学研究科規程 (既出 資料 1-17)
- 4(3)-06 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科規程 (既出 資料 1-18)
- 4(3)-07 文学研究科学位論文審査基準
- 4(3)-08 国際コミュニケーション研究科学位論文審査基準

- 4(3)-09 研究指導計画について
- 4(3)-10 研究指導計画書
- 4(3)-11 平成 27 年度 学生便覧 (既出 資料 1-12)
- 4(3)-12 国際コミュニケーション学部第 7 期生(2014 年度卒業)の状況について
(<http://www.gpwu.ac.jp/fic/archives/fic20150703.pdf>)
- 4(3)-13 国際コミュニケーション学部第 6 期生(2013 年度卒業)の状況について
(<http://www.gpwu.ac.jp/fic/archives/fic20140703.pdf>)
- 4(3)-14 国際コミュニケーション学部カリキュラム体系 (既出 資料 4(2)-06)
- 4(3)-15 芸術学専攻の地域連携制作活動の事例
- 4(3)-16 大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程
- 4(3)-17 平成 27 年度 時間割表 (既出 資料 4(1)-10)
- 4(3)-18 個別研究指導シラバス例
- 4(3)-19 シラバス (<http://www.gpwu.ac.jp/stu/life/syl/index.html>) (既出 資料
4(1)-08)
- 4(3)-20 各教員あてシラバス作成依頼文書
- 4(3)-21 平成 26 年度 (後期) 授業評価アンケート調査結果 (既出 資料 3-51)
- 4(3)-22 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査結果概要 (既出 資料 1-14)
- 4(3)-23 文学部履修及び学修の評価に関する規程
- 4(3)-24 国際コミュニケーション学部履修及び学修の評価に関する規程
- 4(3)-25 群馬県立女子大学学則 (既出 資料 1-03)
- 4(3)-26 学業成績の評価「秀」に係る申し合わせ事項
- 4(3)-27 大学院国際コミュニケーション研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程
- 4(3)-28 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部留学及び短期海外研修により
修得した単位等の認定に関する細則
- 4(3)-29 修士論文等審査結果の各報告書様式
- 4(3)-30 群馬県立女子大学大学院学則 (既出 資料 1-04)
- 4(3)-31 なんでもオピニオン BOX に対する主な意見と対応状況 (H26 年度)
- 4(3)-32 「卒業生の意見を聴く会」実施状況
- 4(3)-33 教員間授業参観 年度別実績 (既出 資料 3-50)
- 4(3)-34 国際コミュニケーション学部卒業研究提出要項
- 4(3)-35 FD 及び自己点検等活動状況 (平成 26 年度) (既出 資料 3-48)

第4章の4 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉大学全体

本学の教育目的、カリキュラム内容、教育活動の取組等、本学の教育全般についての学生全体の達成状況を調査するため、3年に一度全学生を対象として「教育評価アンケート」を実施しており、その結果については、いずれも自己点検・評価運営委員会において学部ごとに評価を行い、改善すべき事項については各学部や事務局でそれぞれ見直しを行っている。平成26年度はその実施の年にあたり、その結果によれば、本学の教養教育について満足又は特に不満がないと回答した学生は、95.7%、専門教育について同様に回答した学生は、94.7%。本学の教育内容全般についての満足又は特に不満でないと回答した学生は、95.9%であった（大学院の学生では100%）。本学に在籍したことによって、将来に生かせる知識、能力が身に付いたかとの問いに対しては、86.7%の学生が身に付いた（大学院では100%）と回答している（資料4(4)-01）。

また、平成27年3月卒業生・修了生を対象にアンケート調査を行い本学の教育内容について満足度を尋ねたところ、学部卒業生については、96.6%が満足又はやや満足、大学院修了生については、全員が満足又はやや満足という回答だった（資料4(4)-02）。また、平成20年度から、本学卒業生から大学運営に関する意見を直接聴取する機会として、学長、各学部長等出席の下、「卒業生の意見を聴く会」を実施している（資料4(4)-03）。出席した卒業生と学長、各学部長との間で、活発な意見交換がなされ、卒業生からは、今後の本学のあり方についての要望等が出されたほか、近年の本学の取組に対する評価や、本学の教育が社会に出てから有益であったとの意見が出された。

学生の成果をみるその他の指標からみた教育の成果では、例えば国際コミュニケーション学部のTOEIC得点の伸びがあげられる（資料4(4)-04）。入学時から全学生が受験するTOEIC得点をみると、平成26年度卒業生の平均点は入学時の平均点は469点であったが、卒業時の平均点は729点と、大幅に伸びていることが分かる。また、文学部美学美術史学科や国際コミュニケーション学部で学生が様々なコンテストで受賞し、また地域や企業と連携した取組で成果をあげている（資料4(4)-05 p10、p22）。このほか、平成27年度より、本学の地域日本語教育センターで学んだ学生が、国際交流基金が行っている「日本語パートナーズ派遣プログラム」で海外に派遣されている（資料4(4)-06）。文学部でも、社会調査士資格取得者や日本語教育能力検定試験合格者を出すことができた。

なお、平成26年入学者より、GPA制度を導入した。経年推移を観察するためには多少の年月を要するが、さしあたり初年度の数字を示しておく、前期の平均が2.75、後期の平均が2.54、通算GPAの平均が2.65（大学院は前期が2.59、後期が3.13、通算GPAが2.87）となった。新たな指標として今後注意深く推移を見守りたい。

最後に就職状況から見た成果である。学部における就職希望者に対する就職率は、毎

年 90%を上回り、特に平成 23 年度以降平成 26 年度まで含めて 95%を上回っている。このように、本学部生の就職率は、全国大学平均を上回っている（資料 4(4)-07）。また、大学院等進学希望者に対する進学率は、平成 20 年度以降 100%と高率で定着している（資料 4(4)-08）。

就職の質については、過去数年の厳しい経済状況もあり、一部上場企業への内定率が平成 20 年度以降下降傾向となっている（資料 4(4)-09）。教員採用者数は、この 5 年間でみると順調に増加を続け、採用数を伸ばしている（資料 4(4)-10）。公務員採用者数も平成 24 年度に一度大きく下降したが、平成 25 年度から徐々に回復してきている（資料 4(4)-10）。

なお、これらの内定先については、卒業生に対して行ったアンケートによると、平成 24 年度卒業生では、5 割以上の者が第一志望であったと回答している（資料 4(4)-11）。

〈2〉文学部

文学部では、各学科の教育研究目的（学則第 2 条の 2 第 2 項）という形で教育目標を定めているが、その研究結果を自らの手で表現、発信することをも重視して、卒業論文（美学美術史学科の実技においては卒業制作）にこだわり、必修としている。これは本学が特徴とする少人数教育が最も有効に機能する機会でもある。そして完成した卒業論文・卒業制作は主査・副査の 2 名によって審査され、評価基準の公正を図ると同時に、教育成果を教員が確認するための指標としても有効である。また、学部・学科をあげてというわけではないが、卒業論文について語る会や卒業制作の展示会なども行われ、教育成果を学内で公表している。

なお、平成 26 年度新入生から、学習成果を知る一指標としての GPA 制度を導入した。しばらくデータを蓄積しながら経年変化を見なければ、その良し悪しについては言い難いが、平成 26 年度の対象者（1 年生のみ）の平均は、前期は 2.65、後期は 2.43、通算 GPA の平均は 2.55 であった（資料 4(4)-12）。

また、社会に対して研究成果を問いかけたり示したりした例として、絵画やデザインのコンテスト類への参加、県からの依頼による方言調査とその成果の発表、地元の小中学校での学習支援、地域の特性を踏まえた地域日本語教育の学習支援などがある（資料 4(4)-05 p10、p22）。

ところで、平成 26 年度には 3 年に一度行われる「教育評価アンケート」が実施された。その結果によれば、本学の教育内容に対して「非常に満足」「満足」とする回答が 65.3%、教養教育科目に対して「非常に満足」「満足」とする回答が 61.1%、専門教育科目に対して「非常に満足」「満足」とする回答が 66.4%であった。おおむね良好と見て良い数字であろう。また「将来に生かせる知識・能力が身についたと思うか」という質問に対して「非常に思う」「ある程度思う」とする回答が 83.7%にも及んでいる。文学部での学習が社会で役立つものの代表のように言われる風潮がある中、「将来」＝「社会」とは限らないながら、将来の人生に役立つものとしての期待は非常に高い（資料 4(4)-01）。併せて、卒業生へのアンケートにおいても、本学の教育に対する満足度は高く、社会に出た後もその有効性は失せてはいないことを示している（資料 4(4)-02）。

その他、学生に関する数値をあげてみると、平成 26 年度における在学者の総数 686 名に対して退学・除籍者の合計が 11 名、割合で 1.6%となっている。過去 5 年の動向をみ

るとおおよそ1%と2%の間を上下しており、平成26年度もその範囲内ながらもやや高めになった(資料4(4)-13)。また標準在籍年数(4年)の者165名のうち4年で卒業した者が157名(95.2%)、最終学年在籍者数188名のうち卒業判定合格者数(3月卒、9月卒)が172名(91.5%)と、過去5年の動向と比しても平成26年度は非常に高い数値を示している(資料4(4)-14、資料4(4)-15)。

平成26年度の就職希望者の就職率は94.0%、この3年間90%台の半ばを維持し続けている。文学部としては十分に健闘している数字であろう。その内訳に触れると、教員16名、公務員8名、これはともに過去5年間で最多であるが、学芸員は残念ながら0名であった。また、大学院進学者は9人であり、昨年は少なめだったものの、本年は例年並みに持ち直している(資料4(4)-07資料4(4)-10)。

なお、平成26年度の実績として特筆すべきこととして、社会調査士資格取得者1名、日本語教員養成プログラム修了者3名及び日本語教育能力検定試験合格者3名を出すことができた。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、課程の教育研究目的(学則第2条の3第2項)という形で教育目標を定めている。これらの教育目標に照らして、入学時から全学生が受験するTOEIC得点をみると、平成26年度卒業生の平均点は入学時の469点から卒業時の729点と、大幅に伸びていることが分かる(資料4(4)-16)。200点以上の上昇者は58名、うち300点以上の上昇者は24名である。本学部は開学部以来、TOEIC730点(多くの企業において海外赴任の目安として使用される点数)を学生が取得すべき目標として掲げてきたが、例年の顕著な結果をさらに上昇させるべく、平成27年度からTOEIC800点を目標とすることに改めた。また英語で発信する力・表現する力を評価するため、平成26年度入学生よりTOEIC Speaking/Writingについても全学生が受験することとした。このことにより、英語学習の総合的な評価を続け、教育内容の改善を適切に図ることができる。

本学部では、学生が培った知識やリーダーシップを発揮し、挑戦する場としての学外の各種コンテストへの積極的な応募を奨励している。「全国学生英語プレゼンテーションコンテスト(主催:神田外語グループ・読売新聞社)」では、本学部の当時3年生が平成25年度に個人の部において文部科学大臣賞(最優秀賞)を受賞、平成26年度にも当時3年生がグループの部において優秀賞を受賞したほか、上位入賞者も輩出され、本学部の英語教育が成果に結びついていることを示す結果となっている。群馬県との連携プロジェクト「事業所の男女共同参画推進事業」へ積極的に参加し活動した学生は学長表彰制度において表彰を受けたほか、「大学生観光まちづくりコンテスト(主催:大学生観光まちづくりコンテスト2013運営委員会)」「NRI学生小論文コンテスト(主催:野村総合研究所)」「青雲塾・中曽根康弘論文募集(主催:公益社団法人青雲塾)」などのプレゼンテーションや論文コンテストに主体的に応募し、入賞する学生が例年続いていることが、本学部の教育成果を示す例としてあげられる(資料4(4)-05 p22、資料4(4)-17)。

卒業後の進路として、平成26年度の実績では民間企業への就職率は100%であり、民間企業への就職活動を行った学生63名に対し、内々定取得数は106社(うち上場企業は35社)であった(資料4(4)-16)。培った知識や能力を社会に還元しようとする力が、成

果に結びついていることを示している。卒業後の学生の進路は、開学部以来の全データをウェブサイトで公開している（資料 4(4)-18）。

〈4〉文学研究科

文学研究科の目的及び各専攻の教育研究目的に基づいて行われる教育の成果は、修了者数、修了年度までの単位取得状況、個々の授業科目における成績評価、修士論文・修了制作・課題研究の評価、専修免許取得者数、卒業後の進路、「教育評価アンケート」等を指標として確認できる。

単位取得状況は研究科委員会での修了判定において確認・審議される。

修士論文、修了制作、課題研究に関しては、主査 1 名、副査 2 名による審査が行われ、その概要と最終試験結果は、研究科委員会で報告・審議される（資料 4(4)-19）。

過去 5 年間の入学者数に対する 2 か年での修了者数は、平成 21 年度生 9 名中 5 名（55.0%）、平成 22 年度生 10 名中 8 名（80.0%）、平成 23 年度生 17 名中 12 名（70.6%）、平成 24 年度生 8 名中 8 名（100%）、平成 25 年度生 8 名中 6 名（75.0%）であった。また平成 26 年度生は 6 名中 6 名、平成 27 年度生は 12 名中 12 名が在学中である（平成 27 年 7 月現在）。入学者には長期履修者や社会人も含まれるなど、就学状況は必ずしも一様ではないが、翌々年度以降を含めると 8 割以上が修了している（資料 4(4)-20）。

過去 5 年間の専修免許取得者数は、平成 22 年度 1 名、平成 23 年度 7 名、平成 24 年度 11 名、平成 25 年度 2 名、平成 26 年度 3 名であった。また修了後の進路としては、中学・高等学校の教員、博物館職員、公務員のほか、他大学の博士後期課程へ進学する者、民間企業で専門性を生かした職種・業種に就く者もおり、修士課程での学修の成果が現れている（資料 4(4)-21、資料 4(4)-22）。

全学生対象に 3 年ごとに行われる「教育評価アンケート」では、大学院生のみを対象とした質問項目を設け、在学中の学内外での研究活動に関する動向を調査している。また学生の自己評価に関しても、「本大学院に在籍したことにより、将来に生かせる知識、能力が身に付いた（付く）と思いますか」という質問項目を設けており、平成 26 年度に行われた調査では、文学研究科の回答者全員が「思う」と回答した。これまでに行われた平成 17、20、23 年度及び 26 年度のアンケート結果については、いずれも自己点検・評価運営委員会において評価を行い、改善すべき事項については研究科や事務局でそれぞれ見直しを行っている（資料 4(4)-01）。

文学研究科の研究誌『大学院諸究』には、大学院生が論文や研究ノートを発表しており、個々の研究成果を確認できる場となっている（資料 4(4)-23）。また専攻によっては学部と合同の研究発表会や、学内外での作品展示などが行われ、成果を発表・確認している（資料 4(4)-24）。

なお、年度末に行われる学習成果の検証により、特に優れた研究業績を認められた大学院生に対し、研究科長の推薦により学長表彰を行っている（資料 4(4)-25）。

〈5〉国際コミュニケーション研究科

本研究科の第 1 期生が卒業した平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間で、2 年間で修了した者の数ならびに修了率は、平成 21 年度生 2 人（50%）、平成 22 年度生 4 人（80%）、平成 23 年度生 2 人（66.67%）、平成 26 年度 1 人（25%）である。平成 25 年度は、その年度の入学者が 0 人だったため、修了者は 0 である。入学者の中には、社

会人で長期履修をしている学生も一定数いるものの、過去4年間で修了予定者16人のうち学位を授与した者が9人で、割合として56%にとどまっていることは、今後改善すべき課題である（資料4(4)-20）。

「教育評価アンケート」に関しては、大学院生のみを対象とした質問項目を設けており、国際コミュニケーション研究科が創設されてから、平成23年度、平成26年度と2回、アンケートが行われている。平成23年度のアンケートに関しては、まだ創設2年目ということで、「カリキュラム」、「教育方法」の見直しを行うという意味では時期尚早であったが、平成26年度末の結果に関しては、これから評価を行い、必要に応じて、改善を行っていく。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

<1>大学全体

学部については、学則の第13条に、「本学に4年以上在学して、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する」とあり、大学院については、大学院学則の第15条に「修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学大学院の行う修士論文、修了制作又は課題研究の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする」、第16条第1項に「修士論文、修了制作又は課題研究は、在学期間中に提出しなければならない」、同条第2項に「修士論文、修了制作又は課題研究の審査及び最終試験は、在学期間中に受けなければならない」、第17条に「修士課程の修了の認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う」、第18条に「修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する」とあり、これらの学則の条文は、各学生に配布される『学生便覧』の中に明記している（資料4(4)-26、資料4(4)-27、資料4(4)-28）。また同じく各学生に配布される『履修要項』には、上の卒業要件・修了要件を明記するほか、文学部の各学科・国際コミュニケーション学部の各課程で定めた細目も明示している（資料4(4)-29）。

また、これらのうちの要点は、大学ウェブサイトの「学修の評価、卒業認定基準等」にも示している（資料4(4)-30）。

手続きとしては、各学生の単位修得状況が確認された後、各学部教授会、各研究科委員会において合否を決議している。

さらに、平成27年度より、研究科で「学位論文審査基準」を明示し、学生の研究成果の基準に対しても、教員、学生に周知し、客観性の確保に努めている（資料4(4)-31、4(4)-32）。

<2>文学部

文学部の卒業要件の大枠については、『学生便覧』所収の学則第13条や『履修要項』の「卒業要件」に、また各学科が定める単位に関する細目については、「教養教育科目」カリキュラム表の注、及び各学科の「専門教育科目」カリキュラムの注に記載され、学生に周知されており、オリエンテーション時等にも口頭で注意を喚起している（資料4(4)-28、資料4(4)-29）。また大学ウェブサイトの「大学概要－学修の評価、卒業認定

基準等」にも大枠を示し、さらに学科ごとの必要単位区分を図示したうえで、詳細については『履修要項』を参照するよう指示している。

各授業の成績評価の観点については、シラバスの「成績評価の方法」に明記しており、卒業論文（美学美術史学科の実技においては卒業制作）に関しては、提出後に主査・副査の2名の教員によって口頭試問が行われ、公平かつ総合的に評価する。

最終的には、各々の学生の単位修得状況についてチェックされた後、教務委員会が説明、その可否を発議し、学則第13条に従って文学部教授会において卒業を判定し、その決定を受けて学位が授与されるという手順を経ている。

＜3＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、卒業に必要な要件を全学生に配布する冊子『履修要項』及び『学生便覧』に明示し、いつでも参照できるようになっている（資料4(4)-28、資料4(4)-29）。手続き面では学則第13条の規定にもとづき、国際コミュニケーション学部教授会において卒業判定を行い、在学期間と修得単位を満たす学生を合格としている（資料4(4)-26）。

本学部では卒業論文の提出を学位取得の条件としていないが、4年次にゼミナールに所属する学生は卒業研究を提出できるものとし、平成27年度に教授会の議を経て「卒業研究提出要項」を定めた（資料4(4)-33）。卒業研究の単位取得には研究成果を論文として提出しなければならないが、論文の分量を日本語2万字以上、もしくは英語6,000 words以上としている。卒業研究は学位取得の要件ではないが、平成26年度卒業生74人のうち28人が卒業研究を提出して卒業している。

＜4＞文学研究科

成績評価、単位認定、修了認定の基準については、学部同様、学内規程（資料4(4)-34）に定め、その要点を『履修要項』に明示して学生に周知している（資料4(4)-29 p160～）。また個々の授業における成績評価は、シラバスの「成績評価の方法」の欄において評価の観点を周知している。最終的な修了認定は、研究科委員会で行っている（資料4(4)-30 大学院学則第17条）。

修了要件及び学位授与に関しては大学院学則及び群馬県立女子大学学位規程（以下単に「学位規程」という。）で定め、かつ要件を『履修要項』にも掲載するとともに、「学位授与方針」を『履修要項』及び本学ウェブサイトで明示している（資料4(4)-27 大学院学則第15条～第18条、資料4(4)-29 p158、資料4(4)-35 学位規程第3条～第13条）。修士論文、修了制作、課題研究に関しては、研究科ごとに要項を策定し、オリエンテーション等で学生に配付・周知している（資料4(4)-36）。審査は主指導教員・副指導教員及びその研究・制作を審査するに相応しい者からなる3名で行っている。審査担当者は、修士論文、修了制作、課題研究を精査し、口頭試問を行ったうえで、審査の内容と結果を書面にまとめて、研究科委員会に報告し、最終的に研究科委員会で学位授与の可否を審議している（資料4(4)-29 p164, p168、資料4(4)-37）。

以上の審査過程及び審査・認定の客観性・厳格性を確保する方策をより明確にするため、平成27年度から修士論文、修了制作、課題研究の「審査基準」を明文化し、『履修要項』に掲載して学生・教職員に周知している（資料4(4)-29 p164、資料4(4)-31）。明文化にあたっては、文学研究科教務学生委員会で各専攻の意向を踏まえつつ原案を策定

し、文学研究科委員会において審議・決定した。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

本研究科では、大学院学則において修士課程の修了要件を、学位規程において学位論文、課題研究（以下、「修士論文等」という。）の受理、審査、授与について定めており、この規程に従って、厳正に単位認定及論文審査を行った後、学位授与を行っている。特に論文審査においては、研究科が指名する3人以上の審査委員が口頭試験を含めた厳正な審査を行っている（資料4(4)-27 大学院学則第15条～第18条、資料4(4)-35 学位規程第3条～第13条）。また、論文審査・単位認定の客観性・厳格性を確保するために、平成27年度より、修士論文・課題研究の審査基準、「学位論文審査基準」を明示し、『履修要項』を通して、学生・教職員に周知している（4(4)-29 p182、資料4(4)-32）。そのお陰で、学生の研究成果の評価の基準に対して、ばらつきが起きうる可能性が低くなっている。

2. 点検・評価

●基準4Ⅳの充足状況

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用については、人文系学問では、学習成果を数値的に把握できるような学内独自の評価指標の開発は、なかなか困難であるが、研究成果の学内外への公表、各種コンテスト類への応募、TOEIC等学部ごとの特性に沿った外部評価の積極的援用、さらには就職状況等をも合わせて総合的に勘案し、評価指標としている。

学生による教育の評価については、3年に一度、全学生を対象にした「教育評価アンケート」を実施しており、学部・大学院ともにおおよそ授業内容に満足しているとの回答を得ている。但し、これについては更なる有効活用が考えられる旨、「3②改善すべき事項」に記したとおりである。

また年に一度、学長・各学部長・附属図書館長及び事務局長出席の下で「卒業生の意見を聴く会」を開催し、本学の教育の卒業後における有効性、社会から見える本学のイメージ等についての忌憚ない意見を聴く機会としている（資料4(4)-03）。

学位授与基準の適切性については、卒業要件・修了要件ともに学則の中に明示され、それらは各学生に配布される『学生便覧』に収められ、周知されている（資料4(4)-28）。また同じく学生に配布される『履修要項』には、上の要件に加えて、文学部各学科、国際コミュニケーション学部各課程が定める細目も記されており、こちらもあらかじめ周知されている（資料4(4)-29）。

学位授与手続きについては、学則により、単位修得状況を確認した後、それぞれの教授会・研究科委員会に合否判定が発議され、決定している。

学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策については、学則に定められた通り、それぞれの教授会・研究科委員会において厳正かつ適切に合否の判定を行っている。

文学部の卒業論文・卒業制作においては主査1名副査1名の計2名の教員、文学研究科の修士論文・修了制作・課題研究、国際コミュニケーション研究科の修士論文・課題研究においては主査1名副査2名の計3名の教員が審査することにより、公平性・厳格

性を保っている。

以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

全学学生を対象とした「教育評価アンケート」により、本学の教育内容全般についての満足又は特に不満でないと回答した学生は、95.9%であった（大学院の学生では100%）。また、本学の卒業生に対して実施したアンケートによると、学部卒業生については97%が、大学院修了生については、100%が本学の教育内容に満足している。ここ数年における標準修業年限内での卒業率、就職内定率及び進学率も毎年度高水準を維持しており、これらの点から、教育の成果・効果が上がっていることが確認できる（資料4(4)-01、資料4(4)-02）。

このほか、文学部では卒業論文・卒業制作の必修を維持し続け、教育成果をあげている。また、国際コミュニケーション学部のTOEICの得点が入学後4年間の間に急上昇しており、平成26年度よりTOEICの目標点を730点から800点に引き上げている点や、文学部美学美術史学科や国際コミュニケーション学部の学生が様々なコンテストで受賞し、また地域や企業と連携した取組で成果をあげている点、本学の地域日本語教育センターで学んだ学生が、国際交流基金が行っている「日本語パートナーズ派遣プログラム」で現在海外に派遣されている点、また社会調査士資格取得者や日本語教育能力検定試験合格者が出た点などからも、教育の成果・効果が上がっていることが明らかである（資料4(4)-04、資料4(4)-05 p10, p22）。

また、学位審査及び修了認定の客観性を確保するために、平成27年度より、研究科では「学位論文審査基準」を明示し、学生の研究成果の基準に対しても、教員、学生に周知している（資料4(4)-31、資料4(4)-32、資料4(4)-29）。

〈2〉文学部

学生の関心が大学の学問・研究よりも就職にシフトしがちであることは、多くの大学が抱えている悩みの種であろうが、そのような趨勢においても卒業論文・卒業研究を学業の集大成として課することができるのは、個々の授業で発想力や問題解決能力を養い、また表現力、発進力を培い、本学の特徴である少人数教育によって学生各々に目を配ることができる結果である。

また従来型の座学に止まることなく、絵画やデザインの地域連携や産学連携、美術館や博物館との提携によるアートマネジメント、地元の方言調査等とその結果をまとめた冊子の作成、小中学校学習支援、そして地域の特性に即した地域日本語教育の学習支援などは、表現し発信する文学部としての成果を社会に対して十分に表すものであると言えよう（資料4(4)-05 p10, p22、資料4(4)-38、資料4(4)-39、資料4(4)-40）。

さらに、平成26年度新たな資格取得者や検定合格者を輩出した点も、順調に成果をあげている証左となろう（資料4(4)-17）。

〈3〉国際コミュニケーション学部

本学部の教育の成果は、TOEICの得点の伸び（資料4(4)-04）や群馬県との連携プロジェクト、学外での各種コンテストへの積極的な応募、コンテストでの様々な賞の受賞、入賞などに十分に現れている（資料4(4)-05 p22、資料4(4)-17）。また、就職

率の良さも、一人ひとりの学生を大切に丁寧な教育の成果の現れである（資料 4(4)-07、資料 4(4)-16、資料 4(4)-41）。さらに、これらの成果に満足することなく、社会の動きを見据え改変した新しいカリキュラムを平成 26 年度入学生より施行することができた（資料 4(4)-29 履修要項 p109, 119）。

また、高度な英語運用能力を身につけるという目標を達成するために、昨年度（平成 26 年度）入学生より、年 1 回全員が TOEIC Speaking and Writing Tests を受験するようになった。平成 25 年度までは、TOEIC テストにより学生の英語力の伸びを Listening と Reading の面から測っていたが、学生の Writing 力と Speaking 力の伸びに関しては測ってこなかった。しかし、それでは、学部の教育目標の高度な実践的英語力の習得状況を把握することができなかつたため、昨年度（平成 26 年度）入学生より、TOEIC Speaking and Writing Tests を学生に受験させるようになった。

<4>文学研究科

平成 27 年度から学位論文審査基準に従って修士論文や修了制作の審査が行われることになり、審査がより適切に行われるようになった。

<5>国際コミュニケーション研究科

学生の研究成果の評価のばらつきが起きる可能性を抑えるため、平成 27 年度修士論文、課題研究に関して、研究科で統一された「学位論文審査基準」が明示された（資料 4(4)-32）。

②改善すべき事項

<1>大学全体

3 年に一度行われている「教育評価アンケート」はその時の在学生を対象として実施されるものであるから、在学中にその機会に一度だけ会う学年の学生も、二度会う学年の学生も、まったく同列の母集団として扱われることになる。そうした偶然性を排除したり、アンケート結果の教務関係部分だけでも教員全体に周知するなど、もっと多様に活用する方策を工夫する必要がある。

また、平成 26 年度より、本学でも GPA 制度を導入したが、まだ GPA を実際に学生の教育指導に利用しておらず、これからその活用方法を検討していく必要がある。

<2>文学部

文学部という学部の性格、そして各学科が扱う学問内容の相違もあって、統一的かつ可視的に成果を測るための指標を形成しにくい、というのが実状である。学生の研究の集大成として、卒業論文・卒業制作にこだわるにしても、そこから窺える教育成果を数値的に捉えることは困難である。

また、そこにこだわるといっても、大学生全体の学力低下は全国的な課題であり、学生の学習意欲をいかに向上させ維持させるかが重要な問題である。

<3> 国際コミュニケーション学部

改善すべき点は、英語力の伸びの指標として利用されている TOEIC のスコアの変化から分かる、学生の Listening 力の伸びに対する Reading 力の伸びの低さである。学生の英語力は、過去 3 年間の卒業生の TOEIC スコアをみると、入学時から卒業時まで、だいたい 250 点から 270 点上昇し、大幅な伸びを示している（資料 4(4)-42）。一方、Listening のスコアと Reading のスコアを比較すると、Listening がスコアの伸び

として、4年間の間に150点近く、スコアとして400点ぐらいになっているのに対し、Readingでは、スコアの伸びとして120点前後、スコアとしても330点前後で、4年次後期の段階で、各学年ともリーディングのスコアがリスニングのスコアに比べて80点程度低くなっている（資料4(4)-43）。

〈4〉国際コミュニケーション研究科

本研究科では大学院を2年間で卒業した学生の割合が過去5年間で修了予定者16人のうち学位を授与した者が9人、割合として56%とやや低い状態にある。指導教員の指導の下、個々の学生の研究指導もしっかり行っており、各授業においても少人数制の教育が行き届いているはずなのだが、修了率にはその教育成果が十分に現れていない（資料4(4)-20）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

「教育評価アンケート」の結果に満足することなく、各学部や各学科・課程の特質を生かしつつ、本学の特徴である少人数教育のきめ細かな指導によって教育成果の維持・向上を目指す。またその成果を自ら表現させ、発信させるよう努める。

学位審査及び修了認定の客観性の確保に関しては、平成27年度より明示された研究科「学位論文審査基準」を、今後とも教員、学生に様々な機会に周知し、引き続き、学位審査及び修了認定の客観性、公平性の確保に努めていく。

〈2〉文学部

教育成果の提示として二つの方向があると思う。一つは学内教員や他の学生（下級生なども含む）を対象とする言わば学内でのもの、もう一つは対社会的なもの（上で述べた地域との連携や支援活動など）である。現時点で既に二つの方向で行われているが、特に前者の場合、各学科の特性を生かしながら広く発展させる余地はある。

〈3〉国際コミュニケーション学部

学習の成果をみる指標として、TOEIC得点の伸びや学生の様々なコンテストでの活躍、地域や企業と連携した取組等がある。それぞれの指標からみて、本学部の教育成果は十分に上がっていることが分かる（資料4(4)-04、資料4(4)-05 p22、資料4(4)-17）。さらに、専門科目のカリキュラムの改善や、学習の成果をみる指標として TOEIC Speaking and Writing Tests を導入したことにより、以下のような、将来の更なる発展が期待される。

昨年度（平成26年度）入学生より、年1回全員が TOEIC Speaking and Writing Tests を受験するようになり、これまで測られていなかった Writing 力と Speaking 力の伸びを確認できるようになった。このことにより、今後さらに学生の4技能（リーディング、リスニング、ライティング、スピーキング）にわたる英語力の伸びをチェックしながら、高度な実践的英語力を習得させるためのより良い英語教育を工夫していくことができる。

また、新しい専門科目のカリキュラムを平成26年度入学生より施行したことにより、

学生への専門教育がさらに充実し、その成果として、今後さらに様々な大学外のコンテストや地域や企業と連携した取組での活躍が期待される。さらに、国際社会で活躍するための社会科学的知識の効果的な伸長やその評価の仕組みを模索し始めている。

＜4＞文学研究科

学位論文審査基準が定められたばかりであり、たとえば課題研究の審査との整合性など、その適切性の検証は研究科委員会において引き続き行っていく。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

平成 27 年度、修士論文、課題研究に関して、研究科で統一された「学位論文審査基準」が明示されたことで、学生の研究成果の評価のばらつきが起きる可能性がより小さくなり、より客観的な学位論文審査が行えると期待される（資料 4(4)-31、4(4)-32）。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

教育成果を動的に把握するために、「教育評価アンケート」をもっと活用する余地があると考えられる。具体的には、一人の学生に対して 2 回、1 年次又は 2 年次終了後と卒業時とに行う（つまり毎年 2 つの学年に対して実施する）、といった工夫があれば、途中の時点と修了時点とで意識変化があるものかどうか、あるとすればその傾向の分析結果を授業や研究指導にフィードバックできるであろう。

平成 26 年度に導入された GPA の活用の仕方をこれから検討していき、学生の学習成果全体を把握し、より適格な学習指導が出来るように努めていく。さらに、カリキュラムの教育成果の検証にも活用していく。

＜2＞文学部

学部の目的、また平成 27 年度に明示した学位授与方針の中に、洞察力、思考力、問題解決能力といった言葉が見えるが、その集大成が卒業論文・卒業制作であるとして、しかしそれらの能力の涵養は大学入学時点で既に始まっている。表現し発信する能力も然りである。だが何らかの事情で最初のうちに躓いて、大学と疎遠になる学生が学年に何人かいることも否定できない。GPA などを手がかりにしてそれらの学生を早期に見出し、個別にフォローしていく必要がある。

また卒業論文・卒業制作の質を維持するためには、少人数教育体制による緻密な指導が欠かせないが、それでも網の目から漏れる学生がいなくても限らない。成果の質を下げずにこうした学生の向上心をいかに刺激するか、例えば上にあげた卒業論文・卒業研究の発表や展示など、学部・学科をあげて方策を検討する必要がある。

＜3＞国際コミュニケーション学部

英語力の伸びの指標として利用されている TOEIC のスコアの変化から分かるように、学生の入学後の TOEIC のスコアは大幅に上がっているものの、Listening 力の伸びに比べると Reading 力の伸びはかなり低かった（資料 4(4)-41、資料 4(4)-42）。そこで、学生の英語のリーディング力をより一層高めるために、平成 26 年度の新入生から、多読プログラムを始めた（資料 4(4)-44）。具体的には、図書館で Graded Readers などを借りて、3 年生の終わりまでに 100 万語を読むことを目標としている。今後、この多読と学生のリーディング力の伸びの相関関係を調査していき、リーディング力を伸ばすためのより適切な教育方法を検討していく。

〈4〉国際コミュニケーション研究科

2年間での学生の修了率の低さに関してだが、平成27年度より、入学当初から各学生に主指導教員ならびに副指導教員がつき、複数指導教員制を始めた。また、入学当初より指導教員の指導の下、修士論文、課題研究の書き上げまでの2年間を見通した研究計画を立てさせ、その研究計画に基づいて研究指導を行っていくようになった。さらに、卒業年次の始まる直前に修士論文、課題研究作成に関しての研究計画を立てさせ、より綿密な計画、指導の下、論文作成の指導を行っていく。このような改善により、学生の修了率の向上を図る（資料4(4)-45）。

4. 根拠資料

- 4(4)-01 教育評価アンケート(平成26年度実施)調査結果概要 (既出 資料 1-14)
- 4(4)-02 卒業生・修了者に対する本学教育内容の満足度調査結果
- 4(4)-03 「卒業生の意見を聴く会」実施状況 (既出 資料 4(3)-32)
- 4(4)-04 国際コミュニケーション学部 TOEIC 得点の伸び (自己ベスト平均点)
- 4(4)-05 大学案内 2015 (既出 資料 1-07)
- 4(4)-06 国際交流基金が行っている「日本語パートナーズ派遣プログラム」に関する資料
- 4(4)-07 就職率 (過去5年分)
- 4(4)-08 進学希望者に対する進学率の状況
- 4(4)-09 内定企業に占める一部上場企業の割合
- 4(4)-10 教員 (採用形態)、公務員、学芸員への就職状況 (推移)
- 4(4)-11 内定先の志望度
- 4(4)-12 平成26年度平均 GPA
- 4(4)-13 退学・除籍者数/在籍者数 (過去5年分)
- 4(4)-14 在籍4年間での卒業生数/在籍4年の者の数 (過去5年分)
- 4(4)-15 卒業判定合格者数/最終学年在籍者数 (過去5年分)
- 4(4)-16 国際コミュニケーション学部第7期生(2014年度卒業)の状況について
(<http://www.gpwu.ac.jp/fic/archives/fic20150703.pdf>) (既出 資料 4(3)-12)
- 4(4)-17 学生の活躍を紹介する資料
- 4(4)-18 国際コミュニケーション学部卒業後の進路に関する情報
(<http://www.gpwu.ac.jp/fic/data.html>)
- 4(4)-19 修士論文等審査結果の各報告書様式 (既出 資料 4(3)-29)
- 4(4)-20 大学院入学者数、修了者数・規定年数での修了率 (過去5年分)
- 4(4)-21 中学・高校専修免許取得者数 (過去5年分)
- 4(4)-22 大学院修了生の卒業後の進路 (過去5年分)
- 4(4)-23 大学院諸究
- 4(4)-24 大学院学生の成果発表等の資料
- 4(4)-25 学長表彰
- 4(4)-26 群馬県立女子大学学則 (既出 資料 1-03)
- 4(4)-27 群馬県立女子大学大学院学則 (既出 資料 1-04)

- 4(4)-28 平成 27 年度 学生便覧 (既出 資料 1-12)
- 4(4)-29 平成 27 年度 履修要項 (既出 資料 2-03)
- 4(4)-30 学修の評価、卒業認定基準等
(http://www.gpwu.ac.jp/guide/summary/09_evaluation.html)
- 4(4)-31 文学研究科学位論文審査基準 (既出 資料 4(3)-07)
- 4(4)-32 国際コミュニケーション研究科学位論文審査基準 (既出 資料 4(3)-08)
- 4(4)-33 国際コミュニケーション学部卒業研究提出要項 (既出 資料 4(3)-34)
- 4(4)-34 大学院文学研究科履修、試験及び成績の評価に関する規程 (既出 資料 4(3)-16)
- 4(4)-35 群馬県立女子大学学位規程
- 4(4)-36 「修士論文要項」の例 (文学研究科)
- 4(4)-37 修士論文等審査結果の各報告書様式 (既出 資料 4(3)-29)
- 4(4)-38 国文学科 やまさと応縁隊 2014「六合のことばで学ぶ 六合のこと 食文化のこと」
- 4(4)-39 美学美術史学科 中之条ステキ発信プロジェクトやま・さと応縁隊記録集
- 4(4)-40 2012-2013 榛名湖温泉ゆうすげ・群馬県立女子大学アートイベント記録集
- 4(4)-41 国際コミュニケーション学部第 6 期生(2013 年度卒業)の状況について
(<http://www.gpwu.ac.jp/fic/archives/fic20140703.pdf>) (既出 資料 4(3)-13)
- 4(4)-42 過去 3 年間の卒業生の TOEIC スコア (ベストスコア) の変遷のグラフ
- 4(4)-43 過去 3 年間の卒業生の TOEIC の Reading と Listening のスコア (ベストスコア) の変遷のグラフ
- 4(4)-44 100 万語英語多読プログラムについて
- 4(4)-45 研究指導計画について (既出 資料 4(3)-09)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1>大学全体

学生の受け入れ方針、及び入学するにあたり修得しておくことが好ましい科目については、学部ごとに、そして文学部にあつては学科ごとに、明確に定めている。また大学院では、大学院の目的、ならびに各研究科の定める目的あるいは概要のうちに求める学生像を示しており、さらに文学研究科にあつては、専攻ごとの「受験生へのメッセージ」のなかで、国際コミュニケーション研究科にあつては、研究科独自の「受験生へのメッセージ」のなかで、求める学生像をより詳しく示している。

それらの方針等は学生募集要項、各入学試験要項等の冊子、ならびに大学ウェブサイトに掲載し、広く公表している。さらに方針等は、学部の場合、高等学校教員を対象とする大学説明会や、受験生及び保護者を対象とするオープンキャンパスを含む、大学に関する説明が行われるあらゆる場面において、参加者に対して周知を図っている。大学院の場合、種々の大学院説明会において、また教職員が受験希望者に個別に対応する場面でも、周知を図っている（資料 5-01～資料 5-12）。

障がいのある受験志願者への対応に関して、大学として以下の基本方針を定めている。

「ノーマライゼーションの考え方に基づき、障がい者がともに学び研究を行える大学であるために、本学はできる範囲で最大限の努力を行うこと。」

<2>文学部

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、以下のように定めている（資料 5-01）。

文学部は、人間が築き上げてきたことばや文化、芸術に対する幅広い知識と深い洞察力を身に付け、柔軟な発想力と応用力、問題解決能力を持った有能な人材を育成することを教育目標としています。

そのため、文学部は次のような学生を求めています。

- ①ことばや文化、芸術に対する強い関心や好奇心を持ち、感受性豊かな人
- ②自分で問題を発見し、情熱を持ってそれに取り組む探求心と持続力を持つ人
- ③文章を理解する能力、論理的に物事を考えていく能力、考察した結果を表現する能力を持つ人

その上で、各学科はそれぞれ以下の項目のいずれかに該当する人を求めています。

- ・国文学科

- ①日本の古典文学や近代文学、または漢文学に強い関心を持つ人
- ②日本語に強い関心を持つ人
- ③日本語教育を通して国際交流に貢献したいと考えている人
- ・英米文化学科
 - ①英語の学習に積極的で、その力をさらに伸ばしたい人
 - ②英語学、英米文学、英米文化のいずれかの分野に強い関心を持つ人
 - ③英語教育のほか、英語力をいかして広く社会貢献をしたいと考えている人
- ・美学美術史学科
 - ①芸術とその歴史に強い関心を持つ人
 - ②広く芸術を鑑賞し、創作、実践する意欲を持つ人
 - ③芸術文化の国際的交流や地域貢献などに強い関心を持つ人
- ・総合教養学科
 - ①書物を読み解くことによって、多彩な文化に触れたい人
 - ②現場での調査や体験を通じて、生きた知を探求したい人
 - ③文科系、理数系を問わず、様々な領域の考え方を身につけたい人

「大学入学までに学んでおいてほしい教科・科目」として、以下のように定めている（資料 5-01）。

大学で学ぶために必要な学力を身につけておいてください。そのためには、高等学校で学習する教科について幅広く学習しておくことが大切です。

「各入試の求める学生像」として、以下のように定めている（資料 5-01）。

- <AO 入試> 十分な学力と学習意欲を持ち、それを自分の言葉で表現できる人
- <推薦入試> 充実した高校生活を送り、それにより培われた学力と学習意欲を身に付けた人
- <一般選抜・前期> 大学での学びに必要な基礎学力を有する人
- <一般選抜・後期> 大学で学ぶ専門分野に関心を持ち、言葉による表現力を有する人
- <転編入> 大学で学ぶ専門分野に関する基礎的能力を有し、学習意欲の高い人
- <社会人> 大学で学ぶ専門分野に関心を持ち、学習意欲の高い人
- <私費外国人留学生> 外国の学校教育を修了し、大学で学ぶ専門分野に対して学習意欲の高い外国籍の人
- <帰国子女> 外国の学校教育を修了し、大学で学ぶ専門分野に対して学習意欲の高い帰国子女

<3>国際コミュニケーション学部

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、以下のように定めている（資料 5-01）。

国際コミュニケーション学部は、実践的な英語力、高いコミュニケーション能力、そして幅広い社会科学の知識を活かして、国際社会で活躍できる女性リーダーの育成を目指しています。そのため、次のような個性豊かでチャレンジ精神旺盛な学生を求めています。

- ① 高度な英語運用能力の習得に強い意欲を持っている人
- ② 異文化に関心を持ち、国際社会で活躍したいという積極的な人
- ③ 広い視野と多面的な視点から論理的に考え、自ら問題解決に取り組んでいける人
- ④ 留学、海外実地体験、ボランティア活動、国際交流活動、地域社会活動など学内外の活動に積極的に参加してみようという探求心旺盛な人

「大学入学までに十分に学んでおいてほしい教科・科目」として、以下のように定めている（資料 5-01）。

英語、国語、地理歴史（特に世界史）、公民（特に政治経済）の学習をしっかりと行ってきてください。

「大学入学までにチャレンジしてほしい資格試験」として、以下のように定めている。

英検、TOEIC、TOEIC Bridge、GTEC for STUDENTS などの英語力を測るテストを積極的に受けてみてください。

「各入試の求める学生像」として、以下のように定めている（資料 5-01）。

< AO 入試 >

- ① 自己表現能力、特にプレゼンテーションスキルの高い人
- ② 英語の勉強に意欲的に取り組んできた人
- ③ 勉学、部活動、生徒会活動、ボランティア活動、社会教育体験活動などで頑張った人
- ④ 元気はつらつとした積極性のある人

< 推薦入試 >

- ① 自己表現能力の高い人
- ② 英語の勉強に意欲的に取り組んできた人
- ③ 勉学、部活動、生徒会活動、ボランティア活動、社会教育体験活動などで頑張った人
- ④ 元気はつらつとした積極性のある人

< 一般選抜・前期 >

- ① 英語を得意科目とする人
- ② 高校時代、しっかりと勉強し、幅広い学力を身につけてきた人

< 一般選抜・後期 >

- ① 英語の勉強に意欲的に取り組んできた人
- ② 1 科目だけでも得意科目がある人

< 転編入 >

- ① 2 年次または 3 年次への転入学・編入学を希望する、学習意欲の高い人
- ② 英語の習得に意欲的に取り組んできた人

< 社会人 >

- ① 自らの社会経験を活かして、大学の学習に取り組む意欲のある人

< 私費外国人留学生 >

- ①学習意欲の高い人
 - ②英語の習得に意欲的に取り組んできた人
- <帰国子女>
- ①学習意欲の高い人
 - ②英語の習得に意欲的に取り組んできた人

<4>大学院全体（文学研究科・国際コミュニケーション研究科共通）

大学院の目的として、以下のように定めている（資料 5-10）。

本学大学院では、学部で学問を修めることの意義を実感してさらに高度の研究を志される方のほか、大学卒業後、社会で活躍される中で改めてその社会での経験を通して形成された問題意識などを整理したり、キャリアアップの必要を実感されたりしている方、さらに、学部で何を学んだかということにこだわることなく、新たなる課題に意欲的に取り組もうとされる方や留学生の方などと、研究し学ぶことの楽しさを分かち合いたいと思っています。

<5>文学研究科

文学研究科の目的として、以下のように定めている（資料 5-10）。

文学研究科の目的は、新しい知識、情報及び技術があらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を図るとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことにあります。

日本文学専攻は、以下のような「受験生へのメッセージ」を定めている（資料 5-10）。

本専攻で学びたい学生には、次のことを希望します。

現代の国際化社会の中で日本人が立脚している足元に強い関心を持ち、その意味をより深く探求することを望むこと、具体的には、日本文学・日本語学・漢文学・日本語教育学のいずれかの分野について基礎的な知識を持ち、さらにそれを深めようとする意欲を持っていること。

そして各々の課題を追求しながら、その成果を広く学会に披露し、またそこで培われた力を、学校教育、社会人教育、外国人への日本語教育など、社会のさまざまな場に還元することを意識して、研究に励むことを期待します。

英米文化専攻は、以下のような「受験生へのメッセージ」を定めている（資料 5-10）。

わたしたちの研究は、特定の視点を通してはじめて見えてくる世界を対象にしています。ですから、その世界に近づくためには、研究者が各々固有の問題意識を持っていなければなりません。個人個人の問題意識は英語研究、文学研究、文化研究のなかに独自の場所を見いだす出発点であると同時に、既存の研究に疑問を投げかけるよりどころとなるでしょう。大学院での研究活動は、このように、最初は個人的とも言える小さな関心を次々に連鎖させ、同じ問題を扱った先行研究を検討し、次第に大きく展開していく過程です。外国語の文献を読みこなす語学力、どこまでも対象を追ってゆく粘り強い資質、そして果敢な批判精神が必須です。熱い探究心を期待しています。

芸術学専攻は、以下のような「受験生へのメッセージ」を定めている（資料 5-10）。

本専攻で学びたいと思う学生には次のようなことを希望します。芸術全般に広く興味を持つとともに、自分の専攻したいと思う分野に対して強い探求心を持っていることが大切です。また、以上に記したことを学んで行くに当たって、美学と美術史に関して全般的な基礎知識を有することが望まれます。美術実技においては、独自の発想や豊かな感性に加え、素描力と色彩表現力が求められます。さらに、各分野での学問を専門的に追究し、その成果を社会に還元したいと願う学生を希望します。

複合文化専攻は、以下のような「受験生へのメッセージ」を定めている（資料 5-10）。

本専攻で学びたい学生には次のようなことを求めます。まず、広く文化一般に対して飽くなき好奇心をもち、さらに自分自身の研究したい課題につよい関心を抱いていることです。その上で自分の課題や問題関心についてある程度の専門的知識を修得していることを望みます。そして各自の専門的知識を深めることで、その成果を世界に向かって発信し、世界に貢献したいという願望をもっている学生を求めます。

〈6〉国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科の目的として、以下のように定めている（資料 5-10）。

国際コミュニケーション研究科の目的は、本学部の主たる研究分野である英語コミュニケーション分野を中心に学修をさらに深め、異文化の理解に資する国際関連の幅広い知識と高度な英語コミュニケーション能力を身に付けることにより、グローバル化が急速に進展する変化の激しい国際社会において活躍できる人材を養成し、あわせて様々な課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察力を兼ね備えた人材を育成することにあります。

さらに、以下のような「受験生へのメッセージ」を定めている（資料 5-10）。

本研究科は、国際語としての英語の広くかつ深い研究と、異文化の理解に資する国際関連の幅広い知識の修得を通じて、現代の国際社会における異文化間のコミュニケーションに関わる諸課題に、高いコミュニケーション能力と深い異文化理解能力を持って対応できる豊かな学識と創造力を備えた人材を養成することを目的としています。そのため、研究意欲が旺盛で、将来、国際社会において活躍したいと考えているなど、目的意識がはっきりしており、国際関係・国際ビジネスに係る幅広い知識・技能と併せて、より高度な英語コミュニケーション能力を身に付けようとする高い学習意欲を持っている学生・社会人の応募を期待します。

（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉大学全体

学部では、一般選抜試験（前期・後期）、推薦入学試験、A0 入学試験、特別選抜試験

(社会人、私費外国人留学生、帰国子女)、また転入学及び編入学試験により入学者選抜を行っているが、いずれの試験も、それに対応する学生の受け入れ方針に基づき考案、採用された選抜方法の下、適切に実施している。大学院では、学内進学選抜、一般選抜、私費外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜、シニア特別選抜、また国際コミュニケーション研究科では、加えて企業推薦特別選抜(県内)を行っているが、いずれの試験も、大学院の目的、ならびに研究科及び専攻の求める学生像に基づいた形の選抜方法の下、適切に実施している。

学生募集は、出願資格等を選抜要項及び募集要項に明示して行っている。要項の内容は、紙媒体や電子的媒体により広く社会に周知しているほか、各種説明会や高等学校訪問などの機会もとらえて、周知を図っており、いずれの場合でも、適切かつ公正に行っている(資料5-01～資料5-12)。

入学者選抜の実施に関連する事項の全般は、各学部の入学試験委員会が所掌し、募集要項の作成から、試験問題の作成・管理、選抜試験の実施まで、公正を旨として業務を行っている。選抜試験は、試験のその都度、学長を本部長とし、入学試験委員会委員を中心に構成される実施本部が組織され、そのもとに、関係者全員の連携の下、適切に実施している。試験問題は、作成、点検ともに、明確な責任の下、複数の担当者により適切に行っている。合否判定は、各学部の全教員による合否判定会議を経て、学長が最終的に決定している。また大学院においても、学部と同様の仕組み、手順の下、公正かつ適切に入学者選抜を行っている。

〈2〉文学部

一般選抜試験(前期・後期)は、調査書を提出させ、大学入試センター試験及び学科ごとの個別学力検査を課している。推薦入学試験は、推薦書、調査書を提出させ、面接試験及び小論文、もしくはデッサンを課している。A0入学試験は、志望理由・自己推薦書、面接用作文を提出させ、面接試験を課している。特別選抜試験(社会人、私費外国人留学生、帰国子女)は、志望理由書、また必要に応じて成績に関する書類を提出させ、学科ごとの学力試験及び面接試験を課している。転入学及び編入学試験では、志望理由書、成績に関する書類を提出させ(県内推薦の場合は、推薦書も提出させる)、英語及び学科ごとの学力試験と面接試験を課している(県内推薦の場合は、面接試験のみ課している)。

なおそれぞれの学生募集要項の冒頭に入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を掲げ、入学者選抜がそれに基づき、公正かつ適切に実施していることを明瞭に示している(資料5-01～資料5-09)。

〈3〉国際コミュニケーション学部

一般選抜試験(前期・後期)は、調査書を提出させ、大学入試センター試験及び個別学力検査(前期は英語、後期は面接)を課している。推薦入学試験は、推薦書、調査書を提出させ、面接試験を課している。A0入学試験は、志望理由・自己推薦書、活動記録書、プレゼンテーションのための質問票、調査書を提出させ、プレゼンテーションを含めた面接試験を課している。特別選抜試験(社会人、私費外国人留学生、帰国子女)は、志望理由書、また必要に応じて成績に関する書類を提出させ、面接試験を課している。転入学及び編入学試験では、志望理由書、成績に関する書類、活動記録書を提出させ、面

接試験を課している。

なおそれぞれの学生募集要項の冒頭に入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が掲げられ、入学者選抜がそれに基づき、公正かつ適切に実施されていることを明瞭に示している（資料 5-01～資料 5-09）。

＜4＞文学研究科

学内進学選抜は、推薦書、研究計画書、成績証明書を提出させ、専攻ごとの口述試験を課している。一般選抜（第Ⅰ期・第Ⅱ期）、私費外国人留学生特別選抜及び社会人特別選抜は、研究計画書、成績証明書及び個々の専門分野での論文あるいは作品を提出させ、専攻ごとの学力試験及び口述試験を課している。私費外国人留学生に関しては、必要に応じて日本語能力試験・日本留学試験成績等の提出も課している。シニア特別選抜は、研究計画書及び志望理由書を提出させ、口述試験及び専攻に応じて学力試験を課している（資料 5-10、資料 5-11）。

＜5＞国際コミュニケーション研究科

学内進学選抜及び私費外国人特別選抜は、志望理由書、成績証明書を提出させ、面接試験を課している。私費外国人留学生に関しては、必要に応じて日本語能力試験・日本留学試験成績通知書等の提出も課している。一般選抜（第Ⅰ期・第Ⅱ期）及び社会人特別選抜は、志望理由書、成績証明書、TOEIC 又は TOEFL のスコア（任意）を提出させ、面接試験を課している。シニア特別選抜は、志望理由書、TOEIC 又は TOEFL のスコア（任意）を提出し、面接試験を課している。県内企業特別選抜は、志望理由書、成績証明書、推薦書、TOEIC 又は TOEFL のスコア（任意）を提出し、面接試験を課している（資料 5-10、資料 5-11）。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

＜1＞大学全体

学部では、本学の理念・目的に基づき、かつ本学の重要な特色のひとつである少人数教育を実行するための適切な収容定員となっている。そして、現在の在籍学生数は、収容定員に基づき適正に管理しているといえる（大学基礎データ-表 4、資料 5-14）。本学の入学定員及び入学者に関する最近の推移をみると、平成 27 年度は、入学定員 221 人（転入学及び編入学定員 21 人を含む）に対し、入学者 252 人（転入学及び編入学 14 人を含む）であるところから、おおむね例年通りとなっている。また入学定員充足率もほぼ横ばいであり、これは、教育の実効性の観点からは、十分適切な範囲内にある（大学基礎データ-表 3）。ただし、平成 21 年度の認証評価の際に改善を指摘された 2・3 年次編入での入学定員充足率については充たしていない状況が続いている（資料 5-15）。

大学院でも同様に、理念・目的に基づいた適切な定員を定めている。しかし全体的にみて、収容定員に対する在籍学生数は、やはり平成 21 年度の認証評価の際に入学定員充足率について改善を指摘されたが、未充足の状況が続いている（資料 5-14、大学基礎データ-表 3、表 4）。

＜2＞文学部

平成 27 年度実績を含む最近において、文学部では、いずれの学科においても定員割れ

あるいは大幅な定員超過はない（大学基礎データ-表 4、資料 5-14）。しかし転入学及び編入学試験での入学定員充足率は、年度又は学科によっては充足している場合もあるが、学部全体としては、おおむね未充足の状況で推移している（資料 5-15）。

〈3〉国際コミュニケーション学部

平成 27 年度実績を含む最近において、国際コミュニケーション学部では、定員割れあるいは大幅な定員超過はない（大学基礎データ-表 4、資料 5-14）。転入学及び編入学試験での入学定員充足率は、未充足の状況で推移していたが、平成 26 年度実施入試においては、定員 6 名を充足した（資料 5-15）。

〈4〉文学研究科

平成 25 年度より複合文化専攻が新設され、文学研究科は 4 専攻となったが、それ以前も含め、平成 27 年度までの 5 年間、いずれの専攻においてもおおむね定員割れの状況が続いている。この点については、関係教員のすべてが認識しているところである（資料 5-14、大学基礎データ-表 4）。

〈5〉国際コミュニケーション研究科

平成 27 年度までの 5 年間、定員割れの状況が続いている。この点については、関係教員のすべてが認識しているところである（資料 5-14、大学基礎データ-表 4）。

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

学生募集ならびに入学者選抜の実施に関する検証は従前より行っている。各学部、研究科とも、それぞれの入学試験委員会が中心となり、年度内に行ったすべての入学者選抜に関して、問題点を洗い出すとともに、その対応策、改善策を議論し、そしてその検討結果は、つぎに各教授会、研究科委員会へと報告され、そこでは、全教員による問題点の共有を図るとともに、入学試験委員会で議論された諸策について、別の角度からの更なる検討が行われる。

こうした検証に基づき実行された、近年の具体的な改善例としては、推薦入学試験における被推薦資格を見直したこと、障がいのある学生に対しよりきめ細かな対応が行われるに至ったこと、学生の受け入れ方針と具体的な選抜方法との整合性を毎年再確認していること等があげられる（資料 5-01、資料 5-13、資料 5-16、資料 5-18）。

また平成 26 年度において、本学自己点検・評価運営委員会の下に、大学全体の立場から学生募集ならびに入学者選抜全般に関して集中的に検証・検討する部会を設け、そこでは、アドミッション・ポリシー、A0 入学試験のありかた、学生募集に関わる広報のありかた、国際バカロレアの入学者選抜への活用等の諸問題・諸課題についての検証及び検討を行った。その結果を報告書にまとめ、大学全体及び各学部での更なる検証ならびに検討を促している（資料 5-20、資料 5-21）。

〈2〉文学部

文学部では、とりわけ学生の受け入れ方針にある求める学生像と入学者選抜のありかたの整合性について、各学科、文学部入学試験委員会、ならびに教授会において、不断の検討を行っている。その結果、平成 26 年度実施入試より、英米文化学科では入試区分

ごとの新しい定員に基づき、入学者選抜が行われるに至り、またそれを機に、他のすべての学科においても、従来の選抜方法に関する再検討を行った。なお、そうした検討の延長線上で、推薦入学試験の推薦人員ならびに被推薦資格の見直しが行われ、平成 27 年度実施入試から、県外の高等学校へも門戸を広げることとなった（資料 5-01、5-16）。

〈3〉国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、入試に関する様々な項目について、学部入学試験委員会、教授会等において、不断の検討を行っている。現在はとりわけ、各入試区分における選抜方法や評価基準等についての見直しと改訂が進んでいる（資料 5-18）。その結果、推薦入学試験の推薦人員ならびに被推薦資格の見直しが行われ、平成 27 年度実施入試から、以下の 4 点を変更した（資料 5-01、資料 5-18）。

1. アドミッション・ポリシーの文言を改訂した。
2. 面接試験における英語の評価項目を変更した。
3. AO 入学試験におけるビデオデッキを準備しないこととなった。
4. AO 入学試験におけるプレゼンテーションの時間を、「10 分程度」から「10 分以内」に変更した。

〈4〉文学研究科

文学研究科では、文学研究科入学試験委員会及び文学研究科委員会での検証の成果として、学内進学選抜に関して、平成 26 年度実施入試より、入学手続期間が 10 月上旬から翌年 2 月上旬へと変更された。これにより、学部学生の卒業後の進路において、大学院への進学がより現実的な選択肢となり、結果として志願者数の増加が期待される。また平成 27 年度実施入試より、従来のものから改められた、新しい学生の受け入れ方針にもとづき、選抜が行われることとなった（資料 5-11、資料 5-17）。

〈5〉国際コミュニケーション研究科

国際コミュニケーション研究科では、国際コミュニケーション研究科入学試験委員会及び国際コミュニケーション研究科委員会での検証の成果として、学内進学選抜に関して、平成 26 年度実施入試より、入学手続期間が 10 月上旬から翌年 2 月上旬へと変更された。これにより、学部学生の卒業後の進路において、大学院への進学がより現実的な選択肢となり、結果として志願者数の増加が期待される（資料 5-19）。

2. 点検・評価

●基準 5 の充足状況

学生の受け入れ方針が様々な媒体や場面において明示、公表され、またその方針に基づき、実際の入学者選抜を行っている。在籍学生数は、継続して、教育の実効性のある範囲内にある。学生の受け入れに関わる全般に関して、不断の検証を行っている。以上により、本学においては、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

学生の受け入れ方針は、入学者選抜要項中での掲載をはじめ、広く公表されており、そのことは、大学及び大学院それぞれの特徴を外部に理解してもらう点でも大いに役立っている。またこれにより、入学者選抜の透明性が増し、結果的に大学への信頼度

を安定させることにもなっている（資料 5-01～5-10、資料 5-12、大学基礎データ-表 3）。

また、学生の受け入れ全般に対する検証が、実効性を伴い機能している。それにより、たとえば、近年大学の広報ならびに学生募集の内実が向上し、障がいのある学生へのきめ細かな対応が可能となり、また、重要なことに、入学者選抜全般において学生の受け入れ方針が常に中心かつ基礎的な位置にあるとの了解が全学的に確立された。なお、自己点検・評価運営委員会の下にある入試検討部会では、長期的な視野の下での諸課題の検証・検討も継続して行われ、こうして大学全体としては、多層的な検証を実施している（資料 5-01、資料 5-10、資料 5-12、資料 5-13、資料 5-20、資料 5-21）。

＜3＞文学部

文学部では、学生の受け入れ方針、ならびにそれに基づく選抜方法に関して、中身のある検証作業を行った。たとえば、近年では、A0 入学試験について、面接担当者の適切な配置といった実質的な検討が行われ、平成 26 年度実施入試よりその結果が活かされるに至り、また、推薦入学試験での推薦人員ならびに被推薦資格に関して抜本的な見直しが行われ、そちらについては、平成 27 年度実施入試よりその結果が反映されることとなった（資料 5-16）。

＜4＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、学生の受け入れ方針、ならびにそれに基づく選抜方法に関して、中身のある検証作業を行った。その成果として、前述のように単年度で複数の変更点があげられる状態が平成 27 年度も継続する予定であり、常に PDCA サイクルを基盤とした入試システムの改善を心掛けている。その具体例として、推薦入学試験での推薦人員ならびに被推薦資格に関して抜本的な見直しが行われ、そちらについては、平成 27 年度実施入試よりその結果が反映されることとなった（資料 5-18）。加えて平成 27 年度より、全新入生対象のアンケートを実施し、学部入学試験委員会でまとめた結果を、学部内全教員に周知することにより、今後の入試のあり方を検討するに至っている（資料 5-18）。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

学部では、全般的に転入学及び編入学試験の定員充足率が比較的低いことが課題である（資料 5-15）。大学院では、全体として定員充足率が低いことが課題である（資料 5-14、大学基礎データ-表 4）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞大学全体

学生の受け入れ方針を明示、公表することの利点を理解したうえで、各学部及び各研究科の入学試験委員会を中心に、よりわかりやすくかつ内容のある受け入れ方針を、志願者に対して提示する努力を継続して行う。

また、学部で効果が現れていることにあわせて、大学院においても、検証の仕組み

をさらに充実させ、またその結果を具体的に反映させるため、各研究科の入学試験委員会を中心に、これまでの検証のありかたを見直し、そして新たな検証作業の下、改善策を議論する。また、この検証作業については、学部、研究科ごとに行われるものに加え、大学全体でも行われるよう、そのための組織的かつより実効性のある仕組みの導入について関係委員会での検討を促す。さらに特定の入学試験のありように限定せず、入学者選抜の全般にわたり、不断の検証が行われる必要があることの再確認を、教授会等の場において、教員全員に対して促す。

＜3＞文学部

文学部では、学生の受け入れ方針ならびに選抜方法について、学部入学試験委員会を中心に、継続的に検証及び検討を行う。なおその際、学部の教育目標等との整合性にも十分注意をはらう。

＜4＞国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学部では、学生の受け入れ方針ならびに選抜方法について、学部入学試験委員会を中心に、継続的に検証及び検討を行う。なおその際、学部の教育目標等との整合性にも十分注意をはらう。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

転入学及び編入学試験の定員充足率が比較的低いという、学部における課題については、教育の実際の担い手である各学部ならびに学科、課程において、主として教育という観点から、受け入れ方針及び選抜方法について再検討し、また各学部の入学試験委員会においては、広報委員会と連携しながら、学生募集活動の検証を改めて行う。

大学院での定員充足率が低いという課題については、これまで、学内進学選抜において入学手続期間を変更するなど改善策がたてられたが、今後は、各研究科の入学試験委員会を中心に、まず大学院の広報活動の充実を図るための策の検討を行う。また学生の受け入れ方針についても、その内容の検証はもとより、明瞭な形で募集要項等に掲載されるよう、関係文書の全体的な見直しも行う。

4. 根拠資料

- 5-01 平成 27 年度入学者選抜要項
- 5-02 平成 27 年度群馬県立女子大学一般選抜試験学生募集要項
- 5-03 平成 27 年度群馬県立女子大学推薦入学試験学生募集要項
- 5-04 平成 27 年度群馬県立女子大学 A O 入学試験学生募集要項
- 5-05 平成 27 年度群馬県立女子大学社会人特別選抜募集要項
- 5-06 平成 27 年度群馬県立女子大学私費外国人留学生特別選抜募集要項
- 5-07 平成 27 年度群馬県立女子大学帰国子女特別選抜募集要項
- 5-08 平成 27 年度群馬県立女子大学転入学及び編入学試験学生募集要項
- 5-09 平成 27 年度群馬県立女子大学編入学（県内推薦）試験学生募集要項
- 5-10 平成 27 年度群馬県立女子大学大学院（修士課程）学生募集要項・文学研究科、国際コミュニケーション研究科の案内

- 5-11 平成 27 年度群馬県立女子大学大学院（修士課程）学内進学選抜募集要項
- 5-12 大学説明会等参加者状況
- 5-13 群馬県立女子大学入学試験における特別措置実施要領
- 5-14 在籍学生数の状況（5 年間）
- 5-15 最近 5 年間における入学定員、入学者数、入学定員充足率の推移（転入学及び編入学試験）
- 5-16 平成 25 年度文学部入学試験委員会議事録（抜粋）
- 5-17 平成 25 年度文学研究科入学試験委員会議事概要（抜粋）
- 5-18 平成 25 年度国際コミュニケーション学部入学試験委員会議事録（抜粋）
- 5-19 平成 25 年度国際コミュニケーション研究科入学試験委員会議事概要（抜粋）
- 5-20 「入試検討部会」報告書（平成 26 年 7 月 24 日付）
- 5-21 「入試検討部会」報告書（その二）（平成 26 年 10 月 8 日付）

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、開学当初より、少人数制を通して学生と教員との触れ合いを重視した教育方針を貫いてきており、これが本学の誇れる伝統として社会から高く評価されている。学生支援の観点においても、こうした方針の下、面倒見のよい支援を実現している。

学生支援にあたっては、少人数制の大学ならではの長を生かし、学生一人ひとりの状況に応じてきめ細やかに対応することを基本方針とする（資料 6-01）。

この方針の下、本学では次のような体制をとっている。

修学支援については、全学学生委員会、両研究科の教務学生委員会、事務局学生係、及び各学科・課程・専攻の教員が相互に連携し、一人ひとりの学生のケアを行っている。各学科には、学年担任のほかに、学生支援スタッフの教員を置き、修学面での支援を行うことになっている。生活支援については、学生係が保健室、相談室（カウンセリングルーム）と連携し、学生の心身両面にわたる、きめ細かなケアを行うほか、ハラスメント防止委員会が、ハラスメントの予防及び問題解決を担当している。また進路支援については、キャリア支援センターが中心となって、学生係、キャリア支援センター運営委員会との連携の下、就職情報の提供や就職活動に関する指導を行っている。さらに、その他、全般として、メールによる学生相談窓口の設置に加え、「なんでもオピニオンBOX」を平成 20 年度に設置し在学生のニーズの把握に努めてきた（資料 6-02 p18）。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

退学者等を出さないよう、最善を尽くすための強化プロジェクトとして、平成 19 年度に、大学生生活フォロー面談制度を確立し（資料 6-03）、各学部・学科・課程別に学年ごとに「学生支援スタッフ」を設け、その学生支援担当をまとめる「学生支援チーフ」を学科・課程ごとに配置し、学習支援を含めた総合的な学生支援のための手厚い体制を整備した。単位取得率が芳しくない学生（学期間で単位取得数が 15 単位以下）及び欠席がちな学生をリストアップし、学生支援スタッフ等が当該学生と面談して適宜助言を実施しており、学生が抱える問題の早期発見、早期対応に役立っている。学習面に問題のある学生は、それ以外の問題を抱えていることが多く、大学全体として問題を共有することにより、必要に応じて専門家の協力を仰ぐ等、学生の状況を把握した適切な対応に貢献している。

また、全ての専任教員のオフィスアワーを設定し、随時、学生の相談に対応できる体制を整備している。さらに、各学部・学科・課程ごとに、学年担任教員を配置しており、学生に生活上での問題が生じた場合、学生係と連携して、学生の生活面への適切なサポートが提供できるよう、十分な体制を整えている。

本学では、補習・補充教育は行っていない。ただし、A0入試・推薦入試によって入学が決定した学生には、入学前学習プログラムを実施している。プログラムの受講を希望する学生がいれば、各担当教員が、独自の教材を用いてプログラムを立案実施し、初年度におけるスムーズな導入の一助としている。

心身障がいのある学生については、障がいの程度と当該学生の希望を考慮したうえで、学科・課程の教員と事務局職員、保健師、相談員（臨床心理士）が緊密に連携し、適切に対応している。障がいをもつ受験生が、入学試験で不利益を被らないよう、障がいを十分に配慮した受験体制の整備を具体化した「群馬県立女子大学入学試験における特別措置実施要領」を定め、対応している（資料6-04）。また、現在、発達障がいの学生が社会的に注目されており、これらの学生については、プライバシーを配慮しながら、相談室が中心となって相談を受け、随時、学科・課程の教員と連携しながら個別に対応することになっている。平成27年10月には、教職員対象FD講習会において、発達障がい、及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【障害者差別解消法】（平成28年4月1日施行）についての講演会を開催し、今後大学が障がい者へ講ずるべき措置について学んだ。

国際社会で活躍できる人材育成のため、本学では、徹底した海外留学支援制度を整えている。経済面での留学支援として、渡航費及び研修先授業料等の半額（長期40万円、短期20万円を上限）を助成しているほか、長期留学における本学の授業料を免除している。本制度は、全国的にも例のない充実した支援制度となっており、この制度の活用により、海外留学する学生が飛躍的に増え、ここ数年は毎年度100名前後の学生が海外留学を経験しており（資料6-05）、本学の主要な学生支援事業の一つとなっている。その他の経済的支援としては、授業料減免措置を行っている（資料6-06）。授業料減免措置は、学業の優秀な者で、入学後、天災その他特別な事情により家庭収入が著しく減少し、学費の負担が困難と認められる場合に、授業料の全額又は半額の減免を受けられるもので、学生の学業継続支援に役立っている。また、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金の斡旋のほかに、平成26年度から、国際ソロプチミスト高崎によって創設された、「ハナミズキスカラシップ奨学金」（年10万円）が支給されることになり、毎年2名の学生が奨学金を給付されている。さらにまた、同じく26年度から、サンヨー食品奨学金（年20万円）が2名の学生に給付されている。

大学院に関しては、平成25年度から、日本学生支援機構の奨学金返還免除の制度が適用されており、奨学生のうち毎年1名が返還を半額免除されている（資料6-07）。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

学生の健康相談・助言の体制として、保健室と相談室を設置している。保健室には、保健師が常駐し、学生の負傷・疾病等の応急処置、健康相談、生活相談をはじめ各種の相談に応じるほか、校医（精神神経科）による相談も実施している。相談室では、定期的に相談員（臨床心理士）への相談が可能となっている（資料6-08）。なお、校医との相談は、原則として毎月実施しており、大学ポータルサイトであらかじめ日程を掲示した後、保健室が窓口となって、予約を受け付ける体制となっている。また、学生の健康管理のため、毎年4月・5月に学生を対象とした定期健康診断を実施しており、診断の

結果によって、速やかに個別相談・生活指導を行える体制を整えている。さらにまた、新学期のオリエンテーション時に、「健康ミニガイド」を配布している。

安全面に関しては、毎年4月入学式の際、群馬県警察による防犯対策・交通安全ガイダンスを、全学生を対象として実施している。自転車通学の学生に対しては、自転車保険の案内を配布し、保険に加入するよう促している。また、防犯については、群馬県警察が作成した『女性のための防犯ハンドブック』を全学に配布し、防犯意識を高めるよう啓発するのみならず、不審者情報が入る度に、学生係から随時、全学生に対してメールにより注意喚起を行っている。

本学では、ハラスメントの防止等のために、従前の規程を大幅に改正し、平成24年1月「群馬県立女子大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を制定した（資料6-09）。

本規程は、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントを含むハラスメント全般に係る対策を一体的に整備充実したものであり、同年9月には、実際にハラスメントの防止及び排除するための措置等についての行動基本となる「ハラスメントの防止等のための指針」と、相談員用に「ハラスメントに関する苦情相談に対応するための指針」を策定した（資料6-10、6-11）。

その後、規程や相談窓口を広く周知するため、学生全員に対してメール配信を行うとともに、学内掲示を行った。教職員に対しては、全員（非常勤講師を含む）に文書配布を行った。

平成26年7月に、改めて学長から全教職員へメールにてハラスメントに関する「指導通知」を発送、その後、学生係長から在学生全員へ向けて、メールを送信し、ハラスメント相談窓口の案内を重ねて行った。さらに、26年11月に、FD研修の一環として、NPO法人フェミニストカウンセリング東京から講師を招き、全教職員を対象にハラスメントの講習会を実施した。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか。

進路支援については、1年次から、キャリア科目やガイダンスにより、卒業後の進路や「働くこと」について考えさせ、2年次、3年次には学生全員との個人面談を実施し、3年次以降に実際の就職活動に役立つように自己理解やビジネスマナー、筆記試験対策の科目、履歴書添削やグループディスカッション体験の講座、企業人事担当者による説明会、教員・公務員採用試験対策の講座等、一人ひとりの個性や意向を重視した各種の取組を「進路支援プログラム」として、キャリア支援員が中心となってキャリア支援センターと連携しながら実施している（資料6-12）。教員採用試験、公務員試験を目指す学生に対しては、筆記試験の特訓講座のほか、1次試験合格後の面接特訓も用意し、人物重視にシフトしている教員採用・公務員試験に対応している。

キャリアに関する科目として、「女性の新しい生き方を見つけよう」以下、19科目を開設し、学生に対して、早期に就職への意識付けや社会的及び職業的自立を図るための能力の育成に努めている。

また、進路支援は、平成15年度から行っている本学の大学改革の重点事業の一つであり、毎年度、学生及び社会的ニーズを把握しながら充実させてきている（資料6-13）。

平成26年4月、キャリア支援センターを設置した。センターでは、学生の進路設計に役立つ各種資料や情報を自由に閲覧・検索できる環境が整えられ、キャリアアドバイザーが月曜から木曜まで（9時～17時15分）常駐し、エントリーシート・履歴書の添削・面接対策及び就職活動におけるマナー等についてもきめ細やかに指導している。さらに、3年次生には個別に、就職活動の準備から就職活動上の注意、マナー、採用試験、内定後の対応、書類の書き方等様々な情報を記載した『就職手帳』の配付を行っている。

また、「英語資格試験」「日本語漢字能力検定」等の資格試験や検定を目指して学生が自主的に学習することを支援するため、自律学修科目及び資格試験科目を設置し、検定・試験の成績を卒業に必要な単位として認定している。さらに、学芸員、社会調査士の資格取得や、日本語教員となる「有資格者」のひとつ「日本語教育能力検定試験」の準備に必要な科目をカリキュラムに配置している。なお大学院生に対しても、就職情報の提供及び就職の相談を行っている。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

「修学支援」の点では、休・退学の予防措置としての「大学生活フォロー面談制度」の実施、経済的支援措置としての奨学金制度の拡充などがあり、また「生活支援」の点では、保健室と相談室を中心とした心身両面にわたるサポート、さらに「進路支援」の点では、キャリア支援センターの設置稼働などがあり、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

（方針と体制）

従来からあった学生委員会・学生係・相談室・保健室に加えて、キャリア支援センターを平成26年度に新たに設置したことにより、本学における学生支援は、ここ数年で着実に充実強化されてきている。少人数教育の特性を最大限に生かし、学生一人ひとりの現状を理解し、修学上の支援、生活上の支援、及び就職・資格取得等、進路上の支援を適切なタイミングで、かつより細やかに実行できるようになった。

（学生の修学支援）

本学では休学・退学等のドロップアウトを未然に防ぐために、学生委員会、学生係、各学科・課程の学生支援スタッフが連携し、出席不良の学生と学業不振の学生を面談し激励する、「大学生活フォロー面談制度」を実施してきた。平成27年度からは、その実施時期を1月以上早めたことによって、より早く学生の出席・学修状況を把握することが可能となり、長期欠席に至る前に大学として動くことができるようになった。

（学生の生活支援）

平成26年度後期より、カウンセリングルームを「相談室」、カウンセラーを「相談員」と改称した。メンタル面での相談を躊躇していた学生が、気楽に相談に行くことができるよう、配慮したものである。その結果、相談件数が増加傾向にあり、より広く学生のメンタル面をケアできるようになった（資料6-14）。また、新入生を対象として、大学生活のオリエンテーション教育を進めており、安全・防犯、悪徳商法、ITのマナー等について入学時のオリエンテーションで啓蒙したほか、平成27年6月には、カルトについて、学外講師を招いて講演会を開いた。さらに、11月には、メンタルへ

ルスについて、外部講師による講演会を催し、参加学生(177名)からは「相手の気持ちを考えるきっかけになった」「大学生活だけでなく今後においても役に立つことを多く学べた」との声が寄せられている。4月から行ってきた、新入生向けオリエンテーション教育全般に対しては、「入学したてで右も左も分からない中で、こうしたオリエンテーションを開いてくれるのはありがたい」といった、肯定的な評価が示されている。

(学生の進路支援)

平成26年度にキャリア支援センターを設置し、常勤のキャリアアドバイザーを配置した。さらに平成27年度から、新たに専任教員を配置したことにより、本格稼働ははじめ、学生の就職相談に常時応じることが可能となった。その結果、学生の就職支援が体系的に、より一層細やかに行えるようになってきている(資料6-15)。また、平成26年度から、インターンシップ受け入れ企業・団体が、アドバイザーによって新規開拓され、大学幹旋型インターンシップに申し込む学生が前年度の26社58人から平成26年度は31社84人に増加した。

②改善すべき事項

(学生の生活支援)

学生の生活支援に関しては、これまでメンタルヘルスに重点を置いて対策を講じてきたが、身体面の健康管理について、毎年4月・5月に実施している定期健康診断のほかは、とくにケアを行っていない。一人暮らしの学生が5割以上に及ぶ(資料6-16 大学概要p3)ことから、各自が自身の健康を維持管理できるような指導や取組が必要となろう。

(学生の進路支援)

キャリア支援については、キャリア支援センターと運営委員会が中心となって、十分なサポートができるようになってはいるが、近年、就職活動への意識が低い学生が目立つようになっている。こうした学生を早期から啓発支援する取組を行う。

また、長期留学する学生について、本学では単位互換により4年間で卒業できる制度になっているので、それらの学生が卒業時に希望に沿った就職ができるよう支援する必要がある。

さらに、県外出身学生が5割以上であるため、出身地での就職を希望する学生もいるが、それらUターン希望者に十分な地元の就職情報を提供できていない状況があり、課題となっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

(方針と体制)

本学では、教育目的に添って自主的な学習の支援や課外活動の支援を重視しており、ボランティア活動への支援等、人的支援・ハード面の支援ともに充実しており、活動が円滑に行われるように適切に支援していると判断される。

学生の健康、生活、進路、各種ハラスメント等の相談・助言の組織的整備も充実しており、適切に機能していると判断される。

こうした「学生支援」の諸方面において、教員間、及び関連部署間の一層緊密な連携を図ることによって、学生支援の質と量の向上につなげていく。

(学生の修学支援)

修学支援については、平成19年度から9年間、「大学生活フォロー面談制度」を実施し、学業不振・出席不良の学生への早期対応を促し、中途退学もしくは休学を未然に防ぐための効果を上げてきたと言える。しかし、問題のある学生の調査・リストアップから面談、そしてフォローアップに至る方法について、各学科・課程の間でばらつきがあり、それを統一化・マニュアル化していかなければならない。とくに、再三の面談要請に応じない、又は連絡の取れない学生については、保護者と連携を密に図っていく必要があるが、その点についてまだ明確な基準・方法を定めていない。本制度がより一層の効果を上げるために、実施の細目を定めた「フォロー面談実施要領」の策定を早期に行いたい。

(学生の生活支援)

平成27年度から新生対象オリエンテーションを拡充し、大学生として生活するうえで必要な事項についての指導教育を整えてきている。平成28年度からは、さらに「新生スタートアップ支援プロジェクト」が始動し、その一環として、大学生活を安全に送ることを主眼とした「大学生活入門講座」を開講することとなり、新年度4～5月の間に、新生教育が短期間でかつ一括的に学習する機会を設けることにしている。

(学生の進路支援)

就職支援では、「進路支援プログラム」の下、キャリア支援センターを中心に、学部教員とも連携して、各種のガイダンス・研究会・講座・面談等を実施している。キャリア支援センター室内に設置された就職情報支援デスクでは、各種の就職関連の書類の添削や面接対策等をきめ細やかにっており、今後もキャリア関連科目を通じた、就職への早期の意識付けによって、より充実した進路支援が実現できるよう努めたい。

②改善すべき事項

(学生の生活支援)

生活支援の点では、学生のメンタルヘルスのみならず、健康管理に対しても十分に目配りする必要がある。本学の学生に、貧血の学生が少なくないことから、食事、とくに朝食をきちんと摂るように指導することが望まれる。まずは、来年度から始まる、一年生対象の「大学生活入門講座」の場で、注意喚起することから始めたい。

(学生の進路支援)

就職に対する意識の低い学生には、2年次、3年次に学生全員を行う個人面談を利用し、早期から就職意識を高めていく。企業がインターンシップを就職活動に組み込んできた現状を踏まえ、企業の採用活動スケジュールに合わせて、就職ガイダンス開始時期を、秋から春に変えて対応するなど、企業の採用状況に合わせた対応をしていく。

また、長期留学する学生に対しては、留学中の就職活動に出遅れることがないように、留学前説明会時に就職ガイダンスを行い、フォローしていく。

さらに、Uターン希望者には、地域ごとの就職情報の提供を行い、きめ細かく対応していく。

4. 根拠資料

- 6-01 学生支援の基本方針－平成 27 年度第 5 回自己点検・評価運営委員会議事概要（抜粋）
- 6-02 平成 27 年度 学生便覧 （既出 資料 1-12）
- 6-03 大学生活フォロー面談制度
- 6-04 群馬県立女子大学入学試験における特別措置実施要領 （既出 資料 5-13）
- 6-05 長期・短期海外留学生数の推移（<http://www.gpwu.ac.jp/stu/abr/detesheet.html>）
- 6-06 授業料減免実績
- 6-07 大学院奨学金返還免除の状況
- 6-08 学生相談室利用状況
- 6-09 群馬県立女子大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 6-10 ハラスメントの防止等のための指針
- 6-11 ハラスメントに関する苦情相談に対応するための指針
- 6-12 進路支援プログラム （既出 資料 2-12）
- 6-13 年度別進路支援事業の推移
- 6-14 学生の相談件数増
- 6-15 平成 27 年度キャリア支援センター運営体制等
- 6-16 平成 27 年度 大学概要 （既出 資料 1-01）

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学は、昭和55年に前橋市の仮校舎での開学後、昭和57年の玉村町（現在地）への移転時に建設された教室研究棟、附属図書館、大学会館、管理棟、講堂、体育館、平成元年度に竣工した（美学美術史学科）実技棟及び平成18年度に竣工した新館等からなる。

附属図書館については、県民に開かれた施設、地域社会の文化の進展、生涯学習の推進などの観点から、広く県民に開放利用されており、特に西毛・東毛地域の県民にとっては第2の県立図書館的機能も有している。

本学は群馬県の県有施設であることから、大学の施設整備に関しては、「県有財産活用基本方針（平成25年3月 群馬県総務部管財課）」「県有施設長寿命化指針（同）」に基づき、長寿命化の推進（目標使用年数に達するまでは原則として新設・増設を行わず、予防保全により既存施設の長期使用を図る）という方針に従っている。これに沿って、平成26年度に施設の劣化診断を総合的に行い、本学施設の長期保全計画（長寿命化計画）を策定し、大学として次のとおり整備を行う方針を明確にしている（資料7-01）。

- ・目標使用年数を竣工後65年として、年次改修計画に基づき順次改修（修繕）を行う。（教室研究棟、附属図書館、管理棟などは2047年まで、実技棟は2055年まで、新館は2072年まで使用することを想定した修繕）

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

教室研究棟、管理棟、講堂、体育館及び新館等からなる39,559㎡の校舎並びにグラウンド、テニスコートを含む16,007㎡の運動場を保有している（資料7-02 学生便覧 p65、資料7-03 大学概要 p7）。これらに駐車場等を加えた総敷地面積は、63,793㎡である。総敷地面積から駐車場等の面積を、校舎面積から体育館及び講堂等の面積を差し引いた大学設置基準上の校地及び校舎面積は、基準面積を大幅に上回っている（大学基礎データ-表5）。

校舎各所には、スロープが設けられており、管理棟、教室研究棟、講堂、体育館、図書館、大学会館及び新館は、車椅子でも自由に往来することができ、2階以上の建物にはエレベーターが設置されているほか、身体障がい者用トイレ（誰でもトイレ）も11箇所を設置され、駐車場には身体障がい者用スペースも設けられている。新館にはさらに、館内に点字ブロック及び点字案内表示が設けられており、施設のバリアフリーへの配慮をしている。

教室研究棟には四季の庭と呼ばれる4区画の庭園を配置している。それぞれ春夏秋冬の季節ごとのテーマで、サクラ、アジサイ、ススキ、マツ等の象徴的な植栽を整備しており、学生の憩いの場になっている。

自家用車により通学する学生のためには 223 台の無料駐車場を設置している。

校舎には、収容人員 30 名程度の小規模教室を中心に講義室が 38 室、最新のコンピュータシステムを導入し、語学学習教室としての機能とともに情報処理学習教室としての機能も果たす CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室を 4 室 (コンピュータ合計 152 台) 整備している。CALL 教室は、実践的な語学教育とビジネス知識の修得を目指す国際コミュニケーション学部の授業において教育上必要不可欠であるとともに文学部においても重要な施設となっており、英語や情報科目の授業において活用している (資料 7-04 大学案内 p51)。さらに、学生の自主学習に貢献するとともに情報処理学習教室としての機能も果たす自由パソコンルームを 1 室 (コンピュータ 48 台) 整備している。これらの施設設備は、学生の授業又は自主学習に活用されている。

トイレについては、過去 4 年間に利用頻度の高い場所から計画的に洋式化を進めている。

学生のサークル活動も活発に行われており (平成 27 年度現在体育系 16、文化系 32)、それぞれの部室専用にサークル棟を用意している。それに加えて、日々のサークル活動 (ミーティング、練習等) は、体育館、空き教室等を有効に利活用できるよう曜日・時間の事前割振による使用枠を定めている。また大学サロン、学生ラウンジ、学食等も開放されており自由に使用することができる。なお、大学会館は 20 人程度が宿泊できるため、学生の合宿に利用されている。

学長室を含む事務局管理棟は、教室研究棟と新館の中間に配されており、学生・教員の諸手続・相談や協議・連絡のための移動、書類の配送等の動線上、最も合理的な場所に置いている。

食堂については、運営を民間の社会福祉法人に委託することにより、障がい者に貴重な就労の場を提供している。

保健室には常勤の保健師を配置し、学生の心身の相談に応じているほか、臨床心理士を週 1 日相談室に配置し、学生の心の健康に配慮している。

AED については、施設の配置状況を踏まえて、緊急時にすみやかに利用できるよう、教室研究棟、新館、そのほぼ中間点にある体育館の 3 カ所に設置している。

ソーラーエネルギーによる蓄電方式を採用した常夜灯 20 基や防犯カメラにより校内の安全確保も図っている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

平成 27 年 3 月末現在、計 153,855 冊の蔵書及び 2,430 種の雑誌を有しており、それらの内訳は、図書 140,032 冊、製本雑誌 12,596 冊、電子情報等 1,227 点、学術雑誌等 2,430 種類になる (資料 7-03 大学概要 p7)。人文系の蔵書については手厚いものがあり、県内でも本学図書館にしかない貴重な資料が多数ある。資料の選定にあたっては、各学部各学科・課程からの推薦図書と、学生を含めた図書館利用者から要望のあった図書について、附属図書館運営委員会の審議を経て購入し整備している。またシラバスに掲載している参考図書については網羅的な収集に努め、学生等の利用に供している。

また、平成 25 年 7 月には、アメリカへの理解を促進しアメリカについて学ぶ機会を提供することを目的とした書籍 410 冊 (平成 27 年 3 月末現在) が米国大使館から寄贈され、

「アメリカンシェルフ」として利用に供している（資料 7-04 大学案内 p45）。

附属図書館は、学生用スペースとして学習室 60 席、談話室 26 席、視聴覚室 5 席を擁した鉄筋コンクリート造 2 階建 1,195 m²となっている。また、司書及び学校図書館司書教諭の資格を有する図書館専属の事務職員 1 名と、司書の資格及び相当の研修を受けた職員 4 名が運営・管理に携っている。開館時間は、授業のある日は 9:00～19:00、授業のない日は 9:00～17:00（原則として、土日祝日は休館）であり、夏休み等も蔵書点検等の期間を除いて、可能な限り開館している。

蔵書等は系統的に収集・整理され、学内の学生はもとより、広く県民に対しても図書館を開放して、閲覧・貸出等を行っている（資料 7-03 大学概要 p7）。

資料の検索については、学内 LAN に接続された端末 9 台のみに限られていた検索システムを平成 20 年度に改善し、ウェブサイト上に蔵書を公開することによって、24 時間どこからでも検索可能な情報環境を整備し、利用者の利便性を高めている（資料 7-05）。

また、利用状況については、平成 26 年度実績で、利用者（入館者）数 22,076 人、貸出冊数 18,748 冊となっており、県民にも利用されている（資料 7-03 p7）。

所蔵図書は、**CiNii**（サイニィ、**Citation Information by NII**、NII 学術情報ナビゲータ）に登録され、全国の大学図書館の蔵書とともに直ちに検索できるシステムになっている。また、全国の多数の大学と図書相互貸借の協定が結ばれており、図書の相互利用が常に可能になっている。また、本学の研究成果である紀要は、群馬県地域共同リポジトリ（AKAGI）にて電子情報として公開されており、誰でも簡単にアプローチできる（資料 7-06）。

（４）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

本学が目的として掲げる「国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成」には、学生の英語教育の充実が必須要素である。その英語教育を充実させるための補完手段として、CALL 教室を整備している。4 教室に最新のコンピュータ 152 台を整備し、英語を習得するソフトや学習履歴の記録が可能なソフトがインストールされている（資料 7-04 大学案内 p51、資料 7-07）。各々の学生にはアカウントを付与し、学内のみならず、学外のコンピュータからのアクセスも可能となっているとともに、ID やパスワードによる個人情報のセキュリティ管理にも配慮している。CALL 教室においては、数多くの授業が行われているほか、授業時間外において、自主学習のために開放している。平日は 8:30～20:30、週休日は 9:00～17:00 となっており、学生は、自主学習の場合にも CALL システムを自由に使用することができる。

さらに自主学習を推進するために、自由パソコンルームを設置している。48 台のコンピュータに表計算ソフト及びワープロソフト等自主学習として通常使用するに十分なソフトがインストールされており（資料 7-07）、学生はこれらのコンピュータを活用して効率的な学習を行うことができる。

加えて、学生のキャリア設計に資するためにキャリア支援センターを設置し、インターネット対応コンピュータ 8 台を設置しているほか、美学美術史学科のデザイン実技用として、デザイン教室にデザイン用ソフトをインストールしたコンピュータを 14 台設置している。

LAN 環境としては、学内 LAN を全教員研究室、事務局、図書館、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センター、キャリア支援センター、各学部学科研究室に整備（接続コンピュータ数 220 台）し、さらに無線 LAN のアクセスポイントを新館の 1、3、6 階及び実技棟に設置している。なお、事務局においては、学内 LAN に接続されているコンピュータが 9 台設置されているほか、全事務職員に配置された行政事務用パソコンは群馬県庁ネットワークに接続している。

文学部美学美術史学科の実技の領域では、専用の実技棟にデザイン実習、染織、陶芸、彫塑、彩画、版画、デッサン等の教室を設置し、授業や制作活動に利用されているほか、併設のギャラリーは学生の作品展示に利用されている。

学生の教育参加、研究深化を促すとともに経済的支援の側面を有するティーチング・アシスタント（TA）制度やスチューデント・アシスタント（SA）制度を、全学的に平成 26 年度に導入している（資料 7-08、資料 7-09）。

キャリア支援センターには、専任教員とキャリアアドバイザーが常駐し、学生へのきめ細かな就職対策を実施している。

自由パソコンルームにはパソコン相談員が常駐し、学生が施設を有効に活用できるよう配慮しているほか、コンピュータの不具合等の緊急対応も行い、業者によるメンテナンスを受けるまでの間にも学生に不便を与えないよう配慮している。

予算面における教育研究条件について、教員個人の研究促進のための教員研究費と特に地域の教育、文化の振興に寄与する研究や先駆的・独創的研究等に対して支弁される学内における競争的資金である特定教育・研究費（学長裁量により配分する研究費）を、措置している。

教員研究費については、一人当たり教授 288 千円、准教授・専任講師 263 千円として予算の確保をしている。

教員研究室は全教員に個室を割り当てているほか、学科・学部の共同研究室も設置している。

また、教員が週 1 日を研究日にあてることを認めているほか、教務補助職員（嘱託）を文学部各学科、教職課程、美学美術史学科実技棟及び国際コミュニケーション学部に配置しており、教員の研究専念時間を確保している。

（５）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

昨今、公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為が国内外の研究機関で発生している。こうした不名誉な事態は、当該組織全体の社会的信用失墜に繋がり、それまでに築き上げた学術研究の発展を阻害するおそれを生じている。本学のような人文系大学にあっても例外ではなく、このような状況を他山の石とし、研究活動の更なる発展のため、「群馬県立女子大学研究活動上の不正行為の防止に関する規程」、「研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針」、「群馬県立女子大学における研究活動上の不正防止計画」、「群馬県立女子大学における研究活動に係る行動規範」を新たに整備することにより、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学大臣決定）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）に対応する規程の整備を行った（平成 27 年 4 月 1 日施行）（資料 7-10、7-11、7-12、

7-13)。

研究活動における不正行為の防止のために、各部局等の実質的な責任と権限を持つ責任者を研究倫理教育責任者とし、研究倫理の確保・徹底を図り、また、研究費の不正使用の防止のために、各部局等の実質的な責任と権限を持つ責任者をコンプライアンス推進責任者とし、コンプライアンス教育の徹底を図るとともに、内部監査等も含めたモニタリングを通して、研究費の適正な運営・管理を推進している。

研究活動上の不正行為について、①決して行ってはならない。②加担してはならない。③第三者に対してさせてはならない。を大原則とし、透明性の高い良好な研究環境の整備を教職員全員に心がけるよう規程の中で謳っている。

なお、人を対象とする研究については、研究対象者の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的に「群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する規程」、「群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会規程」の整備を行った（平成 27 年 11 月 1 日施行）（資料 7-14、7-15）。

2. 点検・評価

●基準 7 の充足状況

校地、校舎面積及び運動場等の必要な施設・設備、バリアフリーへの対応状況、TA、SA の活用、学生を含む研究者等の研究倫理確保等のための体制整備については、法令の基準を満たしている。また、高等教育機関の研究活動の礎になる附属図書館については、小規模大学としては充実した所蔵図書を持ち、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>施設全般

学生数 1,000 人程度の小規模大学でありながら、設置基準を大きく上回る広大な校地及び校舎面積を確保している。校舎内には、CALL 教室、自由パソコンルーム、デザイン室に授業時間以外には学生が自由に使用できるパソコンを配置するとともに、施設内に無線 LAN のアクセスポイントを整備していることにより、授業時間中、授業時間外のいずれにおいても、学生が十分に情報ネットワークを活用できる設備を整備しているほか、授業時間外にパソコンルーム相談員を配置することにより、機器に不慣れた学生の自主学習に対する支援も行っている。さらに、全てのコンピュータがインターネットに接続しているため、様々な情報検索に利用することが可能である。教職員間においては、学内 LAN 及び群馬県庁ネットワークを利用したメールやファイルの共有により、迅速で効率的な業務遂行が可能となっている。

<2>附属図書館

附属図書館は開学時 10 万冊の収蔵能力で建設されたが、平成 5 年頃にはすでに限界に達し、館内の会議室や廊下等に書架を設置し増え続ける蔵書に対処してきた。学生からも資料が探しづらいとの意見があがっており、書架・書庫の不足が長年の懸案事項であった。

そこで平成 23 年度末、教室研究棟に、新たに 27,600 冊を所蔵できる閉架式書庫を設置した。これにより、収蔵能力を超えた部分の館内資料の移動と、未整理状態の退職教員図書の整理が可能となり、順次作業を進めている。この移動作業に伴い、館内

資料の全面的な配置換えを行い、同一分野の資料が一箇所にまとめて配列され、館内の配架がすっきりとわかりやすくなり、資料充実の妨げの一要因となっていた保管場所の不足が改善された。

なお、平成 20 年度の検索システムの改善等により、附属図書館の利用は平成 21 年度よりほぼ上向きの傾向が続いている（資料 7-16）が、この整理により、今後はより一層有効に資料が活用されることが期待される。

また、平成 28 年 1 月に更新した検索システムにより、スマートフォンからの検索が可能になったほか、ユーザーレビュー等の利用者参加型の機能が付加され、より利用しやすい環境になっている。

②改善すべき事項

<1>施設全般

新館を除く施設・設備には老朽化が認められ、適正な維持管理を行っているものの、夏季、冬季期間中における空調の快適性の向上に関して、学生から意見が寄せられている。

<2>附属図書館

図書館については、資料の整備状況についての学生の満足度（教育評価アンケート結果）については、満足又は普通との回答が 79.0%である一方、不満 16.4%、非常に不満 4.3%と不満を持つ学生も多い（資料 7-17）。また、館内の照明、空調等の基本的な学習環境についても改善を求める声があがっている（資料 7-18）。

このような利用者の声をふまえ、基本的な学習環境の面と、蔵書・資料の利用や活用面、さらには学生の卒業論文や修士論文執筆時の文献・資料の活用面での支援など、「より利用しやすい」図書館にむけて小さな改善を積み重ねていくことが課題である。

図書館が整備され、資料の系統的な整理に努めている状況であるが、施設の老朽化が目立っており、図書館の重要性が高まる中、資料の更なる充実とともに改修・増築が今後の大きな課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>施設全般

コンピュータ、ネットワークサーバ等の情報機器については、情報システム委員会で検討しながら、使用年数や貸借年数に応じて更新を進める。導入する機器については、最新の機器を考慮しながら大学の規模に見合う性能を持ったものを選定していく。

<2>附属図書館

閉架書庫の設置に伴い、館内資料の全面的な配置換えを行っており、開架書庫で収蔵能力を超えた部分の蔵書の移動と、未整理状態の退職教員図書 of 整理が可能となったため、この作業を終了させ、より一層有効に資料が活用される環境を整える。

②改善すべき事項

<1>施設全般

平成 26 年度に策定した長期保全計画（長寿命化計画）に基づき、目標使用年数を 65 年と設定し、これに対応した改修工事等について県の関係部局（管財、財政）と調

整しながら年度ごとに計画的に実施し、安全で快適な施設空間を保ちながら長寿命化を進める予定である。

＜2＞附属図書館

図書の充実については、学生が購入希望する図書を考慮したうえで購入していくほか、図書館ガイダンス時に県内公立図書館や他大学図書館との相互利用制度を学生に周知徹底し、図書の有効利用を促していく。

平成 24 年度からは自己点検・評価運営委員会の下部組織である将来計画検討部会において、図書館機能と施設の拡充や建築後 30 年を経過した施設の改修といった長期的な課題について検討を行っているが、空調等の基本的な学習環境については、長期保全計画に基づき、必要な改修工事等を実施する予定である。

4. 根拠資料

- 7-01 群馬県立女子大学長期保全計画の概要
- 7-02 平成 27 年度 学生便覧 (既出 資料 1-12)
- 7-03 平成 27 年度 大学概要 (既出 資料 1-01)
- 7-04 大学案内 2015 (既出 資料 1-07)
- 7-05 図書館蔵書検索システムウェブサイト (<http://www01.ufinity.jp/gpwulib>)
- 7-06 群馬県地域共同リポジトリ (AKAGI)
(<https://gair.media.gunma-u.ac.jp/dspace/handle/10087/6397>)
- 7-07 CALL 教室等のインストールソフト一覧
- 7-08 群馬県立女子大学ティーチング・アシスタント要綱 (既出 資料 4(2)-09)
- 7-09 群馬県立女子大学スチューデント・アシスタント要綱
- 7-10 群馬県立女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程
- 7-11 研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針
- 7-12 群馬県立女子大学における研究活動上の不正防止計画
- 7-13 群馬県立女子大学における研究活動に係る行動規範
- 7-14 群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する規程 (H27.11.1 施行)
- 7-15 群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会規程 (H27.11.1 施行)
- 7-16 図書館利用状況 (過去 5 年間)
- 7-17 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査結果概要 (既出 資料 1-14)
- 7-18 図書館施設の改善を求める声 (教育評価アンケートから)

第 8 章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

学則第 1 条において、「深く専門の学芸を教授研究するとともに、家庭生活の向上及び地域社会における文化の進展に寄与し、更に国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成することを目的とする。」と定めている(資料 8-01)。すなわち、本学の建学の精神は、「女子教育」「地域貢献」「国際化」であり、「方針」の形では定めていないが、人材育成を通して地域社会・国際社会に協力する方針を大学の目的において明示している。

また、こうした建学の精神を実現するために、『大学案内』の「学長メッセージ」においても、「大学には、教育・研究・社会貢献という 3 つの使命があり」や「社会との確かななかかわりを根底に据えながら大学では学んでいただきたく思います。」、あるいは「教育内容としては、地域貢献と国際化とを視野に入れた学生本位のカリキュラムが組み立てられています。」といったように、そうした認識が随所に述べられ、併せて周知が図られている(資料 8-02 大学案内 p12)。

なお、地元自治体の玉村町とは、連携協力に関する包括協定を締結し(平成 23 年 1 月 5 日)(資料 8-03)、「両者が包括的な連携協力のもと、まちづくり全般にわたり相互に交流する互惠関係を築き、地域社会の発展、人材の育成及び学術の振興等に寄与する」という連携協力方針をより明確にしている。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センターの研究機関が、それぞれ県民の英語教育の拠点、群馬に関する研究・教育活動を通じた情報発信やネットワークづくりの拠点、多文化共生社会の実現や内なる国際化の実現のための在住外国人に対する日本語教育の拠点として、活動を展開している(資料 8-02 p44)。

外国語教育研究所では、学生に対する英語授業の提供を行っているほか、所長以下同研究所の職員や学内教員で構成される外国語教育研究所運営委員会において年度当初に教育サービスの年間事業計画を策定したうえで、県民等への英語に関する教育サービスの提供の取組を行っている。県教育委員会、市町村教育委員会との連携による事業も多く、小学校英語活動支援や明石杯高校生英語コンテスト、英語教育シンポジウム・講演会などを行っている(資料 8-02 p44、資料 8-04、資料 8-05 大学概要 p9, 10)。

群馬学センターは、「群馬学」の確立に向けた取組を行っている。

主要な事業として、県内外で活躍する各分野の有識者を招いて群馬の来し方行く末を考え合う「群馬学連続シンポジウム」を年間 2~3 回程度、群馬に関して多岐にわたるテーマで開催、平成 26 年度までに、延べ約 1 万 2 千人の参加者があった。さらに、その成果は、記録集『群馬学の確立にむけて』としてこれまでに第 6 巻まで発行している(資

料 8-06、資料 8-07)。記録集は、シンポジウム会場のほか、一般書店でも販売している。

地域日本語教育センターでは、主要な事業として、「日系定住外国人施策に関する行動計画（内閣府）」に明示されている定住外国人等が日本語でコミュニケーションできるようになることを目指す「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に適うものとして、平成 25 年に日本語教育有資格者を養成する日本語教員養成プログラムを授業カリキュラムに新設し、提供しているほか、地域の日本語指導者対象の研修や在住外国人向けの公開授業である「生活日本語」や、県民向けのシンポジウム、講演会を開催するなど、関連事業の充実を図っている（資料 8-02 大学案内 p7, 45、資料 8-05 大学概要 p8, 9、資料 8-08 履修要項 p153）。

県民公開授業は、外部知的資源も活用した学内外の講師によるオムニバス形式の授業を県民に公開するもので、平成 16 年度から毎年実施している。例えば、各国の駐日大使や NGO 職員によるリレー授業、著名な作家・文化人・研究者による授業、「群馬」を考える授業、芸術の現場を体感し学ぶ授業、航空業・観光業・製造業・流通業等各民間企業の第一線で活躍しているビジネスリーダーや、国際社会の様々な分野の第一線で活躍している女性リーダーによる授業など、本学の学生や聴講する地域住民が本学を通して、現代社会情勢はもとより世界の最新の情報や現場の知識を得ることができるよう、様々な工夫を凝らしている。

さらに、県民に生涯学習の機会を提供し、地域振興に資することを目的として、県民を対象とした公開講座を開学以来開催している。大学で行う公開講座のみならず、高等学校からの要請により本学教員が赴き授業を行う模擬授業、地域の団体やサークル等の求めにより教員を派遣する出前講座についても積極的に取り組んでいる（資料 8-05 p8, 9）。

2. 点検・評価

●基準 8 の充足状況

本学は、昭和 55 年 4 月の創立以来、学則に定める目的に従って、女子の高等教育・研究促進に大いに寄与し、多くの女性人材の輩出を通して、本県における家庭生活の向上、地域社会における文化の進展に貢献してきた。また、創立 25 周年の節目である平成 17 年 4 月には国際コミュニケーション学部を新設し、国際化社会に対応し得るグローバル人材を積極的に育成している。

また、外国語教育研究所、群馬学センター、地域日本語教育センターでは、それぞれ県民の英語教育の拠点、群馬に関する研究・教育活動を通じた情報発信やネットワークづくりの拠点、地域課題である多文化共生社会の実現や内なる国際化を目指して在住外国人に対する日本語教育に取り組む拠点として、活動を展開している（資料 8-02 p44）。

さらに、県民・地域に開かれた大学づくりに資するため、県民公開講座の開催をはじめ、「国際理解と平和（通称「大使リレー講座」）」「芸術の現場から」「リーダーから学ぶ企業経営」のほか、「群馬の歴史と文化」「群馬のことばと文化」「群馬と地域環境」「上野三碑を読む」といった群馬に関する公開授業を通して、多面的・多角的視点から現代的課題や地域課題を県民とともに学生が学んでいる（資料 8-05 p8, 9）。

教育・研究活動が実施されている地域としては、町づくり全般にわたる包括協定を通

して活動を実践している地元玉村町をはじめとして、近隣の前橋市、高崎市から遠隔の富岡市、桐生市、中之条町、伊香保町、下仁田町など多くの市町村があげられる（資料 8-02 p10、資料 8-09）。

以上のように、市町村、団体等との地域連携貢献活動が、積極的に展開されており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<外国語教育研究所>

県民を広く対象とした教育サービス及び、「国際化社会に対応し得る広い教養と豊かな情操を備えた人材の育成」という大学の目的実現のため、本学の附属の機関である外国語教育研究所では、学校教育を含め県民全体の英語能力向上を視野に入れ、英語教育全般に係る情報収集を行うとともに、小中学校教員や県民等、多様な人々を対象とする研修やコミュニケーションの場を提供している。このような活動を通して、英語能力向上のためのノウハウの開発や蓄積を、極めて実践的かつ実証的な研究という形で行い、成果を広く県民に還元している。その代表的な取組が、平成 13 年度以降 3 回にわたって策定している「英語能力の向上に関する提言」である（資料 8-04）。この提言は、群馬県の英語教育全般に関する提言であり、各種事業を当該提言に基づき実施している。

高校生を対象としたグローバル人材育成のための取組である「明石塾」は、柔軟な発想ができる多感な高校生に実践的な研修や体験をさせることによって、国際的な視野と国際舞台で堂々と発言し行動できる力を備え、高い志と行動力に富んだ人材を育成することを目的とした取組で、本学教員が講義を担当し、本研究所の外国人研究員が英語研修を担当している。平成 26 年度末までに 160 名の塾生を輩出し、卒塾生の中には JICA や外務省職員として国際協力事業に携わる者も出ている。

さらに、英語教育シンポジウム・講演会、小学校英語活動支援事業、明石杯高校生英語コンテスト、高等学校連携英語授業、県民英会話サロン「グローバルカフェ」などを通して、県民の「英語力」の向上に貢献している（資料 8-05 p5）。

<群馬学センター>

「群馬学連続シンポジウム」は、平成 26 年度末までに 27 回、県内各地に出向いて開催する地域版シンポジウムも 5 回開催し、その参加者は延べ約 1 万 2 千人となっており、これらの取組は、マスコミにもたびたび取り上げられている（資料 8-02 p7、資料 8-05 p8）。

こうした中、平成 21 年 4 月、学内に「群馬学センター」を設置し、専任の教員を配置して取組の更なる充実を図っている。さらに、群馬に関する文献等の収集、公開をはじめ、在野の研究者を中心として県民が自由なテーマで研究会を開き、議論を深める「リサーチフェロー制度」を開始し、第 3 期までに 46 人 3 団体をリサーチフェローに選任し「群馬学」についての人的ネットワークの構築に至った（資料 8-10）。

県が推進していた「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録がなり、平成 27 年度、その事業の県の主担当者をセンター専任の教授として増員し、本センターの地域貢献体制において更なる充実を果たした。

＜地域日本語教育センター＞

在住外国人向けには、「生活日本語」教室を開講し、平成26年度までに240人余りが受講した。県民向けには、地域で日本語教育に携わる方々を対象に「地域日本語教育シンポジウム」「地域日本語教育講演会」を、また、日本語教育ボランティアの方々を対象に「日本語支援スキルアップ講座」を開催してきた（資料8-05 p8）。

さらに、同年度には、将来の日本語教育を担う日本語教員有資格者として、本学の日本語教員養成プログラム修了者を3名、日本語教育能力検定試験合格者も3名出しており、日本語教育を通じた多文化共生社会の推進に貢献する人材を輩出している（資料8-11）。

＜公開授業等＞

公開授業や公開講座では、各分野を代表する学内外の講師による授業科目により、地域住民の知的欲求を満たし、本学を通して、現代社会情勢はもとより世界の最新の情報や現場の知識を得ることができるよう、工夫を凝らしている。

平成26年度の参加者は、県民公開授業が9,482人、公開講座が747人、出前講座が1,747人と、各事業への参加者は1年間で延べ約1万2千人に達している。

本学で集計した受講者アンケートによると、公開講座における満足度は80.3%に達しており、ほとんどの受講者が各講座等に満足を得ていることが伺える（資料8-12）。

＜学生主体の地域連携活動＞

教育活動の一環として教員の指導に基づき学生が主体となって参加した地域連携活動としては、文学部国文学科の「やまさと応縁隊」、美学美術史学科の「芸術の現場へ3」、「芸術の現場へ6（美術実技自律学修）」、「アートマネジメント演習」、国際コミュニケーション学部の「社会デザイン論」、「人的資源管理研究」等がある。これらの活動では、学生が市町村等と連携して、町おこしに繋がる新規事業の提案・実施協力や県が行う企業とのデザインマッチング事業を通じた企業連携等、学生の発想力や絵画・デザインなどの技術力等の提供を積極的に行っている。これらのうち、時宜を捉えたものとして、世界遺産に登録された富岡製糸場の所在する富岡市との連携による活動も行われた（資料8-02 p10, 22、資料8-09、資料8-11）。

なお、授業以外でも、市町村教育委員会と連携した小中学生への学習支援ボランティアや地域の国際交流事業へのボランティア協力などを行っている（資料8-02 p10）。

②改善すべき事項

＜地域連携＞

現状では、地域連携・企業連携については、個々の教員レベルの取組となっており、大学全体としての取組となっていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜外国語教育研究所＞

開学20年の節目に設立した外国語教育研究所にあっては、英語教育の拠点として、県内の英語教育の充実や将来のグローバル人材の育成などを継続して推進していくとともに、毎年事業の検証を行い、より効果的で質の高い事業を展開していく。

＜群馬学センター＞

群馬学センターにあつては、所蔵する膨大で貴重な資料群の分類整理を着実に進め、それらが本学の研究・教育はもとより、地域の研究者により群馬研究の深化のために活用されるよう公開の準備を進めていく。

＜地域日本語教育センター＞

地域日本語教育センターにあつては、在住外国人向けの優良な日本語教材が不足しているためその開発に努め、日本語教育を通じて本県の地域課題であり他地域でも求められている多文化共生社会の推進に今後も積極的に寄与していく。

＜公開授業等＞

公開授業等では、群馬の地域学である群馬学の関連科目など、地域住民がグローバル化を進めるためにも不可欠であるローカル（地域）の理解を深められる科目を増やし、全体として開講科目数の充実を図っていく。

＜学生主体の地域連携活動＞

学生主体の地域連携活動としては、学生ならではの視点が社会から評価されることにより、学生の自信や成長が促され、次の活動への動機が高まるなど、教育と地域発展が好循環で結ばれるような活動により多く取り組んでいく。

②改善すべき事項

＜地域連携＞

企業・地域等に向けて本学の産学官連携の取組や教育研究活動を様々な媒体を活用して積極的に周知するとともに、アクセスしやすい本学のウェブサイトを構築する。

4. 根拠資料

- 8-01 群馬県立女子大学学則（既出 資料 1-03）
- 8-02 大学案内 2015（既出 資料 1-07）
- 8-03 玉村町との連携協力に関する包括協定
(http://www.gpwu.ac.jp/inf/info/info20110106_0001.html)
- 8-04 外国語教育研究所の事業概要（<http://www.gpwu.ac.jp/org/ins/index.html>）（既出 資料 2-05）
- 8-05 平成 27 年度 大学概要（既出 資料 1-01）
- 8-06 群馬学連続シンポジウム
(http://www.gpwu.ac.jp/ext/gunma_studies/symp/symp_result.html)
- 8-07 群馬学連続シンポジウム記録集
(http://www.gpwu.ac.jp/ext/gunma_studies/book/index.html)
- 8-08 平成 27 年度 履修要項（既出 資料 2-03）
- 8-09 地域連携の例（大学案内 2016 の抜粋）
- 8-10 群馬学センターリサーチフェロー
(http://www.gpwu.ac.jp/ext/gunma_studies/gunma_center/re_fellow.html)
- 8-11 学生の活躍を紹介する資料（既出 資料 4(4)-17）
- 8-12 平成 26 年度公開講座・群馬学連続シンポジウムでのアンケート結果

第9章 管理運営・財務

第9章の1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学は、設置者によって法人化への移行が表明されたが、現在までのところ群馬県の一機関として直営方式をとる公立大学であるので、制度的に中・長期的な管理運営方針の策定をすることはないが、本学の管理運営における最高意思決定機関である評議会が、県条例である群馬県立女子大学条例の第8条に基づいて設置される(資料9(1)-01)。同条例に評議員は、大学構成員である「学長、学部長、研究科長、外国語教育研究所長、附属図書館長及び局長」及び知事の委嘱者である「県議会議員(現1名)、県民代表(現4名)、県職員(副知事)」から組織するとされ、この評議会の審議事項として、「学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項」、「大学の予算編成の基本方針に関する事項」等を掲げている。評議会は年度ごとに必要に応じて複数回開催され、本学における重要な管理運営に関する審議を、大学としての自主、自律を確保しつつ行っている。なお、評議会における審議結果は、評議員でもある両学部長から両教授会に報告され、大学構成員へ周知される。

大学の管理運営上における意思決定のプロセスとしては、大学運営上の重要事項は評議会において審議のうえ決定され、大学運営全般に係る案件については、大学側の評議員でもある学長、学部長、研究科長、附属図書館長及び事務局長と幹部職員である管理部長、次長が参加する「部局長等連絡会議」の定例会議あるいは懸案ごと随時開催する会議(資料9-02)において報告・協議して、学長のリーダーシップの下、常に教職員間の意思疎通を図りつつ合議によって大学運営に対する方針等の確認を行っている。この部局長等連絡会議は、学長や各部局長が自由に意見交換をしながら円滑な大学運営を行うことを可能とし、本学のような直営方式の小規模大学ならではの仕組みとなっている。さらに日常的な大学の管理運営事案については、必要に応じて他の教員や事務職員も参加して頻繁に協議や打ち合わせを行い、柔軟かつ迅速に意思決定を行っている。このように本学のような教員数が58名の小規模大学において、大学の目的を実現していくためには効果的なプロセスによって意思決定を行っている。

なお、学部における運営上の重要事項は各学部の教授会において、また一般的な学事については学内の各種委員会等においてそれぞれ審議するなど、それぞれ規程に明示した形で明確な手続きを確立している。

本学の管理運営組織については、群馬県の一機関として群馬県行政組織規則に定められているほか、群馬県立女子大学条例第8条に基づき評議会が設置され、学則第4条に基づき職員組織が置かれている(資料9(1)-01、資料9(1)-03、資料9(1)-04、資料9(1)-05、

資料 9(1)-06)。

大学運営の中心となる部局長等や特定の事項を審議する各種委員会委員の選考方法及び手続については、各々学内規程に明文化しており、また各委員会等の審議事項についても、それぞれ規程により明確に示している（資料 9(1)-07～資料 9(1)-40）。このように県立の直営方式の大学として、県の条例・規則、並びに評議会もしくは各教授会において審議・承認された規程等に基づき、適正に管理運営を行っている。

平成 26 年に学校教育法が改正され、その第 93 条第 2 項の 1～3 号並びに 3 項に規定された教授会として意見を述べ、あるいは学長が教授会の意見を聴く事項に関して、学則第 5 章教授会の従来規程に反映させ、すでに、教授会の権限と責任とが明確になるよう規程の改正手続きを完了させており、現在は、改正学校教育法の趣旨に沿った形で教授会の権限と責任とを明確にしている（資料 9(1)-41）。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

大学の管理運営については、群馬県立女子大学条例、大学学則、大学院学則に基づいて大学評議会、学部教授会、大学院研究科委員会等が設置され、それらの運営に関してはそれぞれの規程等を整備しており、明文化された規程を適切に運用し大学の管理運営を行っている（資料 9(1)-01、9(1)-03～資料 9(1)-40）。

大学の管理運営に責任を負うべき学長、学部長等の役職者に関する規定は、本学は県直営方式であることから教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条の規定に基づくことになり、それを受けて以下のように明文化している。

学長の職務における権限と責任については、学校教育法第 92 条第 3 項「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」に基づき、学校教育法の規定や本学学則及び諸規程に基づくとともに、評議会の議を経て、その権限を行使し、定期的に部局長等連絡会議において管理運営及び教学に関する重要事項を協議し、そこで合議された内容を尊重しつつリーダーシップを発揮して学内の意思決定を図り、その責任は評議会に対して負っている（教育公務員特例法第 5 条、第 9 条）。その選考は、教育公務員特例法第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 項の規定を根拠とした「学長選考規程」（資料 9(1)-42）に基づき行われる。

学部長の職務における権限と責任については、学校教育法第 92 条第 5 項「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」及び群馬県職員の職の設置に関する規則（資料 9(1)-43）第 3 条第 1 項の規定「上司の命を受け、学部の教育及び研究に関する事項について学長を補佐し、関係職員を指揮監督する。」に基づいている。その選考は、教育公務員特例法第 3 条第 3 項の規定を根拠とした「文学部長選考規程」「国際コミュニケーション学部長選考規程」に基づき行われる（資料 9(1)-44、資料 9(1)-45）。

研究科長の職務における権限と責任については、群馬県職員の職の設置に関する規則第 3 条第 1 項の規定「上司の命を受け、研究科の教育及び研究に関する事項について学長を補佐し、関係職員を指揮監督する。」に基づいている。その選考は、教育公務員特例法第 3 条第 1 項及び第 4 項の規定を根拠とした「文学研究科長選考規程」「国際コミュニケーション研究科長選考規程」に基づき行われる（資料 9(1)-46、9(1)-47）。

附属図書館長の職務における権限と責任については、群馬県職員の職の設置に関する

規則第3条第1項の規定「上司の命を受け、図書館運営について、学長を補佐し、関係職員を指揮監督する。」に基づいている。その選考は、教育公務員特例法第3条第4項の規定を根拠とした「附属図書館長選考規程」に基づき行われる（資料9(1)-48）。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、群馬県行政組織規則第3章第2節第2款「女子大学」の第27条に「内部組織」として規定している（資料9(1)-03）。

事務組織としては、事務局に事務局長、管理部長、管理部次長を配し、その下に総務係（4名）、会計図書係（4名）、教務係（8名）、学生係（5名）、研究所係（2名）の5係体制となっており、各係には係長を置き、群馬県行政組織規則に規定されている各係の分掌事務をそれぞれに配置された総員26名の事務職員が担当している（資料9(1)-49 p2）。

事務局は、学長と事務局長との下にあつて大学の学部及び大学院の目的を達成するため、学部及び大学院の教授会、研究科委員会、各種委員会と連携協力しながらその職掌を遂行している。

総務係は、庶務、学内諸規程の制定及び改廃、大学自己点検・評価及び認証評価等に関する事項を担当する。会計図書係は、予算や決算など会計事務、物品の出納や保管、大学の施設整備、図書館業務等に関する事項を担当する。教務係は、学生の募集や入学試験、教育課程や学業成績、卒業や資格の認定、学籍簿、各種証明書等に関する事項を担当する。学生係は、学生の休学、退学、転学、復学及び懲戒、授業料、学生の就職、厚生補導等に関する事項を担当する。研究所係は、外国語教育研究所に関する事項を担当する。

以上のごとく、大学の業務の全般を支援する事務組織としては適切に設置され、また職員の配置も十分に機能的である。

事務組織においても時代状況や社会変化に伴う大学改革の流れを受けて今後事務機能の改善・業務内容の多様化に向けた改善をする必要があるものの、県（総務部）による職員定数の固定化などによって柔軟な対応はしがたく、教務、入試、学生の厚生など大学事務としての専門性の向上については、個々の職員の使命感に依存しているところがある。

本学の事務職員は、群馬県職員であり、その採用・昇格等に関しては、群馬県の諸規程に基づいている。採用については、職員の任用に関する規則及び職員の任用に関する規則実施細則として、また、昇格等については、群馬県職員の給与に関する条例及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則としてそれぞれ整備されており、そこに明記された規定に基づいて、勤務年数、勤務実績等に応じて県総務部人事課において決定されている（資料9(1)-50～資料9(1)-53）。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の事務職員は、群馬県職員であるため、県総務部人事課が定める制度によって能力評価・業績評価が行われている。また、大学としてではなく群馬県が職員に対して実施する各種の研修を受けている。特に新任の係長及び新任の管理職に対する研修は、職

員としての必修研修となっていて、マネジメント能力の強化が図られている。また「業務改善（組織運営）研修」、「コミュニケーション研修」などが任意で受講でき、タイムマネジメント、アサーション、クレーム対応等、組織運営に必要な能力の強化が図られている（資料 9(1)-54）。

また、大学事務を職掌する職員として、その職責に対する理解を涵養するために一般社団法人公立大学協会の主催する研修会や会議に職員を積極的に派遣し、さらに自己点検・評価運営委員会において実施される FD 講演会等にも参加して、大学事務を担当するうえでの意欲や資質の向上を図っている。

また、群馬県で実施する各種研修は充実しており、管理運営のための組織及び事務組織が十分にその任務を果たすことができ、また公立大学協会や学内における取組への参加等を通して職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じている。

2. 点検・評価

●基準 9 I の充足状況

管理運営においては、大学の目的の実現に向け、明文化された規程に基づいて評議会、教授会は運営され、大学としての意思決定のプロセスは明確化されている。また管理運営を支援する事務組織は、群馬県行政組織規則に基づいて組織され、極めて効率的に機能しており、職員の意欲・資質の向上を図るための方策も着実に講じており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

- 1 大学の管理運営体制は、群馬県の一機関として、明文化された各種規程類に基づき整備されていることから、その事務組織は機能的であり、また職員の配置も適切であり、小規模な大学として管理運営が滞ることなく円滑に行われている。
- 2 大学の管理運営は、最高意思決定機関である評議会の下で、学長のリーダーシップが十分に機能し、事務組織と教学組織である学部、研究科との間には適切な連携関係が構築され、全学的な意思を反映した形で行われている。また教授会、研究科委員会、各種委員会も、それぞれの責任者である学部長、研究科長や各種委員会の委員長の意向を反映しつつ事務局が事務処理を効率的に遂行している。

②改善すべき事項

- 1 学長、学部長・研究科長・図書館長等の部局長の権限と責任に関しては、教育公務員特例法及び学校教育法の規定において明白であることから、現状では学内規程において明文化していないため、それぞれの管理運営上の権限と責任について学内規程の中に明文化することが課題である。
- 2 学校教育法の改正があり、教授会の権限と役割とが明確化されたことに伴う学則、大学院学則の見直しを行ったが、現行の教授会、研究科委員会、各種委員会等の審議事項のあり方を精査し、管理運営が効率的に実施できる体制作りが課題である。
- 3 事務組織は、経常的な事務処理には効率的に対応していて問題はないが、今後、国の教育施策の変化に速やかに対応できる企画、情報管理、広報などに応分の能力を持ち、また今後更なる改善のため、現状の把握、データ等の分析等に秀でた事務職員の確保が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1 管理運営体制は、群馬県の一機関として群馬県行政組織規則に定められているほか、群馬県立女子大学条例、学則及び各種学内規程に基づいて整備されているが、自己点検・評価運営委員会において不断に検証し、大学の規模に応じた、柔軟で効率的な運営ができるよう務める。
- 2 具体的な大学運営については、評議会の下で、学長のリーダーシップが発揮され、柔軟かつ迅速な意思決定がなされている。今後も、さらに学長のリーダーシップが反映でき迅速に意思決定ができるように継続的に組織の検証をしていく。

②改善すべき事項

- 1 学内規程の中に学長、学部長・研究科長・図書館長等の部局長の権限と責任について明文化することが課題であることを受けて、早急に、学内規程として学長、学部長・研究科長・図書館長等の部局長の権限と責任を明確にした規程を整備し、透明感のある管理運営によって大学の意思決定が効率的に行えるようにする。
- 2 国の教育施策によって教育改革が進むとともに大学を取り巻く教育状況は厳しくなってきている中で、大学の管理運営を適切化していくことが喫緊の課題となっている。したがって今後は、自己点検・評価運営委員会を通して、明文化された諸規程の精査や事務組織の見直しを、設置者である群馬県（総務部）と協議をしながら実施し、事務組織の一層の効率化に努めていく。
- 3 職員研修については、群馬県の専門部署が企画する各種マネジメント能力向上のための研修および公立大学協会の主催する「公立大学職員勉強会」に積極的に参加することを奨励するとともに、教育環境の変化と多様化する業務に対応し、さらには大学の目的を実現していくという視野から企画・立案していく能力が身につけられるようなSDを効果的に企画していく。

4. 根拠資料

- 9(1)-01 群馬県立女子大学条例（既出 資料 1-02）
- 9(1)-02 部局長等連絡会議の開催状況（過去1年間の状況）
- 9(1)-03 群馬県行政組織規則（(昭和32年10月31日規則第71号)）
- 9(1)-04 群馬県立女子大学学則（既出 資料 1-03）
- 9(1)-05 群馬県立女子大学評議会運営規程（評 14-1）
- 9(1)-06 群馬県立女子大学評議会 評議員名簿
- 9(1)-07 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程（評 14-5）（既出 資料 1-15）
- 9(1)-08 群馬県立女子大学地域文化交流委員会規程（評 14-6）
- 9(1)-09 群馬県立女子大学国際交流委員会規程（評 14-7）
- 9(1)-10 群馬県立女子大学情報システム委員会規程（評 14-8）
- 9(1)-11 群馬県立女子大学広報委員会規程（評 14-9）
- 9(1)-12 群馬県立女子大学学生委員会規程

- 9(1)-13 群馬県立女子大学教養教育運営委員会規程 (既出 資料 2-20)
- 9(1)-14 群馬県立女子大学大学入試センター試験実施委員会要項
- 9(1)-15 群馬県立女子大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程
- 9(1)-16 群馬県立女子大学文学部教授会規程 (既出 資料 3-34)
- 9(1)-17 群馬県立女子大学文学部教務委員会規程 (既出 資料 2-16)
- 9(1)-18 群馬県立女子大学文学部入学試験委員会規程
- 9(1)-19 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教授会規程 (既出 資料 3-36)
- 9(1)-20 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部教務委員会規程 (既出 資料 2-17)
- 9(1)-21 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部入学試験委員会規程
- 9(1)-22 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部シラバス検討委員会規程
- 9(1)-23 群馬県立女子大学大学院文学研究科規程 (既出 資料 1-17)
- 9(1)-24 群馬県立女子大学大学院文学研究科委員会規程 (既出 資料 3-37)
- 9(1)-25 群馬県立女子大学大学院文学研究科入学試験委員会規程
- 9(1)-26 群馬県立女子大学大学院文学研究科教務学生委員会規程 (既出 資料 2-18)
- 9(1)-27 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科規程 (既出 資料 1-18)
- 9(1)-28 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科委員会規程 (既出 資料 3-38)
- 9(1)-29 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科入学試験委員会規程
- 9(1)-30 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科教務学生委員会規程 (既出 資料 2-19)
- 9(1)-31 群馬県立女子大学外国語教育研究所規程
- 9(1)-32 群馬県立女子大学外国語教育研究所運営委員会規程
- 9(1)-33 群馬県立女子大学群馬学センター規程
- 9(1)-34 群馬県立女子大学群馬学センター運営委員会規程
- 9(1)-35 群馬県立女子大学附属図書館運営委員会規程
- 9(1)-36 群馬県立女子大学地域日本語教育センターの設置及び管理に関する要綱 (既出 資料 2-09)
- 9(1)-37 群馬県立女子大学地域日本語教育センター運営委員会規程
- 9(1)-38 群馬県立女子大学キャリア支援センターの設置及び管理に関する要綱 (既出 資料 2-11)
- 9(1)-39 群馬県立女子大学キャリア支援センター運営委員会規程
- 9(1)-40 群馬県立女子大学キャリア支援センター運営委員会専門委員会規程
- 9(1)-41 学内規程の改正手続き状況 (群馬県報抜粋)
- 9(1)-42 群馬県立女子大学学長選考規程 (評 14-2)
- 9(1)-43 群馬県職員の職の設置に関する規則
- 9(1)-44 群馬県立女子大学文学部長選考規程 (既出 資料 3-02)
- 9(1)-45 群馬県立女子大学国際コミュニケーション学部長選考規程 (既出 資料

3-10)

- 9(1)-46 群馬県立女子大学大学院文学研究科長選考規程(評 17-1) (既出 資料 3-16)
- 9(1)-47 群馬県立女子大学大学院国際コミュニケーション研究科長選考規程(評 20-1)
(既出 資料 3-21)
- 9(1)-48 群馬県立女子大学附属図書館長選考規程(評 16-1) (既出 資料 3-29)
- 9(1)-49 平成 27 年度 大学概要 (既出 資料 1-01)
- 9(1)-50 職員の任用に関する規則(昭和 36 年 9 月 1 日人事委員会規則第 9 号)
- 9(1)-51 職員の任用に関する規則実施細則(昭和 36 年 9 月 1 日人事委員会規則第 9 号)
- 9(1)-52 群馬県職員の給与に関する条例(昭和 26 年 10 月 17 日条例第 55 号)
- 9(1)-53 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 32 年 10 月 16 日人事委員会規則第 4 号)
- 9(1)-54 平成 27 年度 職員研修ガイド(群馬県自治研修センター作成) 抜粋

第9章の2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、群馬県が設置・運営している公立大学で、本学の財務は、地方自治法等の規定に基づく公会計で処理されており、予算、決算等については、県議会の議決、承認を得ることとなっている。

資産としては、公有財産として大学運営に必要な土地及び建物(資料9(2)-01)、また、物品としては、教育・研究用備品、図書を保有している。

債務の状況について、公会計では、法人会計と同様の「債務」というとらえ方はしない。

群馬県一般会計予算において、歳出予算は、入学料、入学試験料、授業料等の自主財源(特定財源)と一般財源により財源措置されており、大学全体の収支は常に均衡している(資料9(2)-02)。

一般財源を除く本学の経常的収入は、授業料、入学試験料、入学料が主となる自主財源(特定財源)である。これらは、当該年度の入学試験の結果に左右されるが、本学では近年大学改革を進めており、その結果、入学者選抜試験においては、毎年度志願倍率で6倍前後の出願があり、毎年度入学定員を満たす入学者を得ている(大学基礎データ表3)ため、本学の決算額に対する自主財源(特定財源)の割合は、毎年度50%を超えている(資料9(2)-03)。学生の収容定員と在学生数の関係を見ても、全体として、在学生数は収容定員を上回っており(資料9(2)-04)、学生納付金収入の継続的確保の面からは問題がない。

競争的資金である科学研究費補助金等への申請については、例年数件の採択を受けている状況にある(資料9(2)-05)。人文系大学の性格上、大学の運営経費を大きく潤す間接経費収入は期待できないものの、活発な研究環境整備の観点で研究者の積極応募を今後も奨励していく。

なお、本学は独立行政法人化していない公立大学であり、その財政基盤は県予算に基づき確保されていることから、中・長期的に安定した学校運営が行われている。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算の編成については、学長と事務局による協議によって予算要求の原案を作成し、県財務部局との協議・査定を経て県予算案にまとめられ、県議会での審議、議決を得ている。県予算案は、群馬県のウェブサイトに掲載されるとともに報道発表も行われ、県民への周知が図られている(資料9(2)-06)。また、本学の予算については、県予算成立後、各学部の教授会に報告することによって、各教員への周知を行っている。県の厳しい財政状況を受けて、本学においても、歳出額の削減及び歳入の確保を推進しているが、毎年度、教育研究活動に支障が生じないよう所要額を確保し、教授、准教授・専任講師

の職に応じた教育研究費を各教員に予算配分している。また、支出項目ごとの経常的経費に対する割合でみると、人件費が特に高い（資料 9(2)-07）が、これは、本学が徹底した少人数教育を特色として、大学設置基準を上回る教員数を確保している（大学基礎データ-表 2）ためである。

予算の執行については、県財務規則等に基づき執行するとともに、県会計局による会計実地検査（指導）により適正な予算執行を確保している。

なお、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、毎年度、県監査委員及び県職員による定期監査が実施され、その結果が県議会で審議、承認され、公表されている（資料 9(2)-08）。また、地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく公認会計士による包括外部監査が平成 15 年度に行われており、その結果が県議会に報告されたほか、県民にも公開されている（資料 9(2)-09）

予算執行に伴う効果については、毎年、県議会決算特別委員会で審査され、分析・検証が行われている。

2. 点検・評価

●基準 9 II の充足状況

「小さくても個性のある大学」を目指して、少人数教育を積極的に展開するための非常勤講師、外部講師確保のための予算やグローバル人材を育成促進するための海外留学支援プログラムに基づく、長期・短期留学者への海外留学支援金など本学が必要とする基幹的予算については、おおむね所要額を確保している。

また、予算の執行ルールの特明確性・透明性等の確保については、県議会や行政監査等の審査等の機会を通じて実施しており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

授業活性化のための少人数教育、グローバル人材育成のための本学独自の海外留学支援金制度継続のために必要不可欠な人件費や補助費についても、設置者・県財政当局の理解を得ながら予算を確保しつつ、毎年度の収入と支出は均衡しており、地方自治法に基づいた監査により適正な経理が確認され、公表されている。

また、本学は、大学改革に積極的に取り組んでいることから、毎年多数の志願者及び入学者を確保しており、経常経費に占める自主財源の割合は高い。

予算の効率的執行が要請されている中で、教育研究に対しては、本学の教育の特色に即し、教授、准教授・専任講師の職に応じた教育研究費を各教員に予算配分し、厳しい予算ながらも教育研究活動を重点に運営している。

②改善すべき事項

科学研究費補助金等の競争的補助金への申請を行っているものの、例年数件の採択に止まっており（資料 9(2)-05）、一段の積極性や活発な共同研究等への参加が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学は、公立大学であり、収入と支出が均衡しているため、教育研究活動を安定して行える状況にあり、志願状況も、例年6倍前後と安定している。

昨今の学生の活躍や大学の運営状況が浸透することにより、公立・4年制女子大学としての一定程度の評価が定着しているといえるが、今後は、広報の一層の充実などにより受験生や保護者に本学の魅力を伝え、更なる志願者増を図り、収入を確保する。

②改善すべき事項

競争的資金等外部資金の導入については、民間団体等の外部資金に関する情報の収集に努め、教員に周知する。また、科学研究費補助金等の競争的補助金への申請方法など、技術的な助言を教員に行い、獲得に向けた意識の醸成を図る。

4. 根拠資料

9(2)-01 公有財産の状況

9(2)-02 平成26年度決算の状況

9(2)-03 決算額に対する特定財源割合

9(2)-04 在籍学生数の状況（5年間）（既出 資料 5-14）

9(2)-05 外部資金獲得状況

9(2)-06 財務の情報公開状況（群馬県の財政・県債 IR 情報

http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00000273.html）

9(2)-07 歳出予算の配分実績

9(2)-08 群馬県の定期監査（<http://www.pref.gunma.jp/07/v0110001.html>）

9(2)-09 平成15年度 群馬県包括外部監査

（<http://www.pref.gunma.jp/07/a0710008.html#h15>）

第 10 章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、平成 14 年に「群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程」を制定して（資料 10-01）、自己点検・評価運営委員会によって定期的に自己点検・評価を実施し、学長自ら自己点検・評価運営委員会の委員長に就任している。このことから、評価結果に対する問題意識は高く、アンケート等の現状把握の結果により明らかになった問題点については、学長が部局長等連絡会議において部局長等と協議し、改善策を指示しているほか、「なんでもオピニオン BOX」に寄せられた学生の意見については学長が確認し、必要に応じて事務局及び教員と協議し、きめ細かな対応をしている（資料 10-02）。

自己点検・評価の結果については、平成 21 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、詳細な検証が行われ、「群馬県立女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と適合であるとの評価を得た。この評価を受け、その結果を大学ウェブサイト上に公表した（資料 10-03）。その翌年から毎年度末に定期的にその年度の自己点検・評価の取組を含めた教育・研究の現状などの大学全般の状況に対する「自己評価書」として取りまとめて大学ウェブサイト上に掲示することにより社会に広く公開し、平成 26 年度は平成 27 年 7 月にすでに公開済みである（資料 10-04）。

大学の諸活動について、教員の教育・研究活動、国際交流、公開講座等、外国語教育研究所、群馬学センター等の社会貢献に対して点検・評価を行い、その結果について大学ウェブサイト上で公表し、社会に対する説明責任を積極的に果たしており、その内容についても速やかに更新することに努めている。

平成 22 年からは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に明記された教育研究活動等の状況として公表すべき 9 項目を大学ウェブサイト上に「教育情報の公表（法定事項）」として以下のように公表している（資料 10-05）。

- ①大学の教育研究上の目的として「設置趣旨」
- ②教育研究上の基本組織として平成 27 年度現在の「組織図」
- ③教員情報として平成 27 年度現在の「教職員の状況」
- ④入学、卒業後の進路の状況として平成 27 年度の「入学者の状況」及び平成 26 年度の「卒業生の状況」
- ⑤授業に関することとして「学部案内」「大学院案内」
- ⑥学修の評価、卒業認定基準等として「学修の評価、卒業認定基準等」
- ⑦教育研究環境として「施設の状況」及び「キャンパスマップ」
- ⑧授業料、入学料その他の費用として「留学・学生生活」の「学費」
- ⑨学生支援として「学生の皆さんへの支援」

さらに広範囲に大学案内、学部案内、大学院案内、入試情報、留学・学生生活、就職情報、公開講座等、附属機関ごとの関連情報も大学ウェブサイト上に公表し、外国語教育研究所の留学・支援金及び一般対象事業の状況、附属図書館の状況、地域貢献活動(公開授業、群馬学連続シンポジウム、地域日本語教育、公開講座)についても項目立てて掲載し、社会に対する説明責任を果たしている(資料10-06)。

また、受験生に対しては、群馬県内公立四大学合同説明会、オープンキャンパス、大学祭における個別相談会など、機会あるごとに大学の理念・目的及び教育研究活動等に関する情報公開を積極的に行っており、高等学校教諭を対象とした大学説明会や本学教員による県内外の高等学校訪問などの機会にも、大学の理念・目的及び教育研究活動等に関する情報について提供している(資料10-07)。教育情報の内容とその公表方法に対して適切に、そして積極的に対応している。

財務関係の情報に関しては、群馬県の財政・県債IR情報として、群馬県ウェブサイトにおいて公開されている(資料10-08)。

なお、情報公開の請求への対応については、本学は県の機関であることから、入学試験の成績等に係る受験生からの開示請求をはじめとして全ての請求において、群馬県情報公開条例(資料10-09)の第4章「公文書の開示」や群馬県個人情報保護条例(資料10-10)に基づく所定の手続きによって適切に対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学における教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を不断に行うことによって内部質保証を担保していく方針の下で、その内部質保証を遂行する自己点検・評価のシステムについては、本学が小規模大学であるという条件下で、学長自ら委員長を務める自己点検・評価運営委員会を組織し、学部及び大学院を包括した大学全体に対する自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価運営委員会の組織は、平成14年に制定された「群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程」(資料10-01)に明文化し、整備している。委員会の組織は、平成14年度においては、学長(委員長)、学部長、研究科長、外国語教育研究所長、附属図書館長、事務局長、管理部長、文学部選出の教員各学科1人、国際コミュニケーション学部選出の教員3人によって構成されていた。しかし平成21年度に受審した認証評価における「大学独自の自己点検・評価が十分とはいえない」と改善の指摘を受け、平成24年に、群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程を改正して(資料10-11)、課題に対して迅速に対応し、課題ごとに適材による対応が可能となる組織改革を行い、学長(委員長)、学部長、研究科長、外国語教育研究所長、附属図書館長、事務局長、管理部長、課題ごとにその都度組織される検討部会に委任した複数委員によって構成し、小回りの効く組織に更新して十分に機能を発揮している。

自己点検・評価運営委員会において大学運営全般にわたり様々な観点から自己点検・評価を行っており、その結果として課題とされた事案は、各検討部会での協議に付託され、その検討内容の報告を再び自己点検・評価運営委員会において審議し、それを改革・改善に反映させる決定内容を各学部の教授会での審議に付して具体的実施するシステ

ムが機能している。

「教学検討部会」において協議された科目ナンバリング及びGPA制度の導入、16コマ体制の実施、TA、SA制度の導入などは速やかに運用方針を定めて実施されることになった。

「キャリア関係検討部会」は、平成24年の大学設置基準の改正を受けて、キャリア教育のカリキュラムへの位置づけとキャリア関係科目の精査を行い、またその提起によってキャリア支援センターを平成26年度に設置した（資料10-12 大学概要p1沿革）。

「入試検討部会」は、現行の入試制度の精査、高大連携における入試制度の検討などを行った。

「FD検討部会」では発達障がい、ハラスメント、カルト等に関する講演会などを実施した。また、教員間の授業参観においては、その評価を集約したうえで、授業改善の取組を教員全体で共有するために、外部からのパネリストを交えた意見交換会を開催した（資料10-13）。

「将来計画検討部会」では、附属研究施設の統合、施設改修などに関して検討している。

「課題の洗い出し検討部会」において、平成28年度の認証評価に向けた対応課題の洗い出しを行った。

「大学院改革検討部会」では、大学院の将来構想について検討し、報告を行った。

さらに、大学の内部質保証を根本から支える教職員の意識の中で、今日の社会において取り分け重要視されているコンプライアンス意識の徹底について、公的研究費に係る従来の規程を見直し、「群馬県立女子大学研究活動上の不正行為の防止に関する規程」、「研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針」、「群馬県立女子大学における研究活動上の不正防止計画」、「群馬県立女子大学における研究活動に係る行動規範」を新たに整備することにより、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学大臣決定）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）に対応する規程の整備を行い（平成27年4月1日施行）（資料10-14、資料10-15、資料10-16、資料10-17）、また、人を対象とする研究についても、研究対象者の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的に「群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する規程」、「群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会規程」の整備を行った（平成27年11月1日施行）（資料10-18、10-19）。大学が機関として責任を持って不正行為の防止に努めようとしている。また、モラルの遵守に関しては、FD講演会での取組とともに「群馬県立女子大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」「ハラスメントの防止等のための指針」「ハラスメントに関する苦情相談に対応するための指針」を整備して、コンプライアンス意識の啓蒙と徹底に努めている（資料10-20、資料10-21、資料10-22）。

以上のように自己点検・評価については、各種データ等に基づいて、学長自ら委員長を務める自己点検・評価運営委員会を中心に、組織的・機能的に取り組み、着実に大学運営の改善に成果をあげている。さらには、大学運営上の重要事項の実施にあたっては、県民代表を含む評議会において検証を行っている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

本学は、2学部4学科2課程、2研究科5専攻から構成されるが、専任教員数58名と小規模大学であることから、自己点検・評価運営委員会は、学長が委員長となって大学全体の内部質保証に対して集約的に責任を持つシステムとなっており、各組織レベルにおいて規程などに基づき明示的に自己点検・評価の運用をすることはない。各組織レベルで課題が生じた場合には、自己点検・評価運営委員会の審議事項として取り上げ、全学的な立場から自己点検・評価活動を行っている。

個人レベルでの自己点検・評価、質保証のシステムとしては、自己点検・評価活動の一環として毎年度定期的実施している学生アンケートや教育研究業績等調査票の提出等がある。

学生に対して学期ごとに実施する「授業評価アンケート」の結果（資料10-23）に対して、授業担当教員から「授業評価アンケート結果に対するコメント」を文書にて求め、それらの集計を学内の数カ所において学生及び教職員に対して開示している。さらにそのアンケート内容を受けて「今後、さらに良い授業、良い教育を行うためにどのような配慮、工夫、努力をするか」と題したコメントの提出を求めている。これは各教員が自己の授業の点検と改善のために、これらのアンケート結果を活用した成果となっている。

教員の年度ごとの、教育・研究の業績について、アンケート方式で自己申告する「教育研究業績等調査票」には、「教育活動」「学術研究」「地域貢献」「管理・運営に関する貢献」の4分野についての記述を求めている。「教育活動」分野では①教育達成目標、②事前学修と成績基準、③教育内容・方法面の取組状況、④実際の目標達成状況、⑤学生に対する学修支援、「学術研究」分野では①研究論文等、②研究発表、③学会賞等受賞歴、④研究費の取得、「地域貢献」分野では①公開講座等への参画、②学外の審議会・委員会等への参画、③他大学等への教育支援、「管理・運営に関する貢献」分野では①役職（学部長、研究科長、図書館長、学科長、課程長等）による貢献、②委員会等への参画状況、③その他大学の管理・運営への貢献等の提出を求めている（資料10-24）。さらにこの圧縮版として大学ウェブサイトの教員情報（資料10-25）に掲載する原稿として「研究者総覧書式」による略歴と主要研究実績の提出を求めている（資料10-26）。これらの提出は、教員の個人レベルにおける自己点検・評価、質保証のシステムとして機能しており、自己の教育研究活動に対する意識の向上に効果を上げている。

また3年ごとに、学部及び大学院の学生に対して「教育評価アンケート」を実施している。その質問項目は①「大学の目的」について、②、「授業計画」（シラバス）について、③カリキュラムについて、④オリエンテーション等について、⑤外国語教育研究所について、⑥学習環境等について、⑦進路等について等であり、特に「大学の目的」について問うことによって、大学の目的が、学生にどの程度浸透しているか、またカリキュラムのあり方と関連していることについての認識が見られるかを確認することができる調査となっており（資料10-27、資料10-28）、さらにはその評価の結果として浮上した問題点等に対して速やかにカリキュラムや授業内容、教育環境や整備などの改善に繋げることもできた。

これら自己点検・評価活動の一環として学生に対して原則として学部の全授業科目を対象として実施する「授業評価アンケート」、3年ごとに全学生（大学院を含む）に対し

て実施する「教育評価アンケート」の調査結果、また全教員により毎年新たに積み上げられる教育、研究の業績記録である「教育研究業績等調査票」、また大学運営全般について学生から意見を徴する「なんでもオピニオンBOX」(資料10-23、資料10-24、資料10-28、資料10-29)は、自己点検・評価の重要な資料として管理し、今後、データベース化して大学の内部質保証システムとして活用していきたい。

なお、自己申告書の記載内容や、「自己点検・評価」活動の一環として毎年度提出を求める「教育研究業績書」に基づき、大学としてデータを集約・管理し、毎年度更新している。こうした毎年度の継続した教員本人による業績確認作業も、教育研究活動に対する意識の向上に繋げることが期待できる。

本学における自己点検・評価の現状は上述したとおりであるが、学外者の意見の反映に関しては、「自己点検・評価運営委員会規程」(資料10-01)の第7条に「委員会は、本学の教職員以外の者を外部評価委員として委嘱することができる。」と外部評価委員の委嘱について規定し、その第2項に「外部評価委員に関し必要な事項は、別に定める。」としてあり、「群馬県立女子大学外部評価委員委嘱要綱」(資料10-30)を制定しているが、現状として外部評価委員を委嘱したことはない。ただし、本学においては大学運営上の重要事項の実施にあたっては、学外者評議員である県民代表を含む評議会(資料10-31)において審議が行われているので、学外者の意見の一定程度の反映がある。

平成21年度に受審した独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価(資料10-03)においては、主な改善を要する点として、次の3点が指摘された。

- ① 学士課程の2・3年次編入及び大学院の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。
- ② 附属図書館については、蔵書スペースが不足し、照明・空調等についても不十分な状況にある。
- ③ 大学独自の自己点検・評価が十分とはいえない。

以上、指摘を受けた①項については、自己点検・評価運営委員会における重点課題としてその改善に取り組み、学士課程の編入については両学部の入学試験委員会を中心にして両学部で定員充足を図るための努力をしたが、一部改善が見られるものの、全体として充足していない状況が続いている(資料10-32)。大学院の一部の研究科における定員充足は改善の成果が現れないため、自己点検・評価運営委員会において大学院の再編を含む改革を準備し、検討部会を立ち上げて報告が出されたところである(資料10-33)。②項については、図書館外の教室研究棟に図書収蔵施設を設置し、また照明・空調等の改善を実施した。③項については、受審後直ちに自己点検・評価運営委員会の現状について見直しと検証を加え、自己点検・評価のあるべき方向を確認し、組織改革と運営委員会規程の改正を行い、現在の自己点検・評価の組織と運営のあり方に定着したところである。また、21年度を受審の際に合わせて受審した「選択的評価事項の評価」において、地域貢献活動である公開授業・群馬学連続シンポジウム・公開講座などの正規課程の学生以外に対する教育サービスに対して「改善を要する点」として「参加者からは、満足している様子がうかがえるものの、人員及び資金不足のため、すべての事業においてアンケートが実施されている状況ではない。今後、これらの教育サービスの内容をさらに充実させるためには、少しでも多くの事業において参加者の様々なニーズを把握するよう努

めることが必要である。」と指摘された（資料 10-34）。この指摘を受けて、一層の地域貢献と教育サービスを充実させるための情報を得るためにアンケートの実施と集約に努めてきた（資料 10-35）。

なお、文部科学省からの特段の指摘は受けていない。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

大学としての内部質保証については、明文化された自己点検・評価運営委員会規程に沿って大学の諸活動が大学の理念・目的の実現に適合していることに対して自己点検・評価を実施し、その結果を教育研究、教員情報、入学者及び卒業生の状況などの項目ごとに適切な内容・方法によって公表している。内部質保証を掌る組織としての自己点検・評価運営委員会は機能的に活動できるよう組織改編を行って整備し、学長が委員長になって大学全体の内部質保証に責任を持ち、組織レベル・個人レベルの自己点検・評価活動を充実させており、また各種のアンケートや教員の教育研究活動の集約を図っており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

- 1 管理運営体制は、群馬県の一機関として適切な規程類に基づいて整備しており、その運営は小規模な大学にとって適切な形で効率的に行っている。
- 2 大学の設置目的や諸活動、教員の教育研究活動等の状況は、大学ウェブサイトに表示し、教職員が自由に閲覧できるとともに、広く情報公開し、社会に対して説明責任を果たしている（資料 10-06）。
- 3 自己点検・評価については、学長自ら自己点検・評価運営委員会の委員長を務め、評価結果を大学運営に迅速に反映し、効率的に改善に取り組める体制となっており、全体として、大学の規模に応じた柔軟な運営を行っている。

②改善すべき事項

- 1 現状では「授業評価アンケート」「教育研究業績等調査票」の集計を個人レベルの自己点検・評価の活動の一環として各教員の意識向上の資としているが、「授業評価アンケート」についてはカリキュラム改革などに活用していくことが課題であり、「教育研究業績等調査票」については、各教員の業績を評価し、大学としての教育研究の方針に反映していくシステムの構築が課題となる。
- 2 自己点検・評価において、規程には学外者の意見を反映させるべく、外部評価委員の委嘱について明記してあるにもかかわらず、その運用が行われていなかった。早急に、外部評価委員を委嘱して、その点検・評価結果に客観性や妥当性を持たせていくことが課題となる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1 管理運営体制については、自己点検・評価運営委員会において規程類の検証を不断に行い、より一層適切な大学運営が行われるようにしていく。

- 2 社会に向けての情報公開は、大学ウェブサイトが有効な手段となっており、自己点検・評価運営委員会が広報委員会と連携しながらさらに大学ウェブサイトの充実を図るとともに、情報媒体の多様化についても考慮して対応可能なところから活用し、社会に対する説明責任をさらに強化していく。
- 3 今後、社会状況の変化と教育改革に的確に対応する形で、大学運営が効率的に行えるよう、自己点検・評価運営委員会において PDCA サイクルを定着させつつ不断に自己点検・評価を進めていく。

②改善すべき事項

- 1 大学の自己点検・評価の活動として行ってきた「授業評価アンケート」及び「教育研究業績等調査票」は、大学運営の改善に一定の効果を上げているが、まず、カリキュラム改革などに活用していくことが課題であることを受けて、自己点検・評価運営委員会と学部及び大学院の教務委員会とで連携しながら慎重にカリキュラム改革を行っていく。次いで、業績評価をするシステムの構築が課題であることを受けて、新たに教育研究評価専門委員会を設置した（資料 10-36）ので、この委員会において評価の基準を明文化し、客観性、公平性などに配慮しながら評価を実施し、教員の教育研究における内部質保証を機能させていく。
- 2 外部評価委員を委嘱して、その点検・評価結果に客観性を持たせていくという課題を受けて、今後、外部評価委員の委嘱について現行の「群馬県立女子大学外部評価委員委嘱要綱」（資料 10-30）の積極的な運用を行うことによって、内部質保証のシステムとして自己点検・評価に学外の第三者の意見を反映させ、点検・評価結果に客観性や妥当性を持たせるとともに社会に向けて説明責任を果たしていく。

4. 根拠資料

-
- 10-01 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程（評 14-5）（既出 資料 1-15）
 - 10-02 なんでもオピニオン BOX に対する主な意見と対応状況（H26 年度）（既出 資料 4(3)-31）
 - 10-03 平成 21 年度実施大学機関別認証評価評価報告書
（http://www.gpwu.ac.jp/guide/ninnsyou_result/result_standard.pdf）（既出 資料 1-08）
 - 10-04 平成 26 年度自己評価書（ <http://www.gpwu.ac.jp/guide/selfcheck.html> ）（既出 資料 1-16）
 - 10-05 教育情報の公表状況（ <http://www.gpwu.ac.jp/inf/kyoikujoho.html> ）
 - 10-06 大学ウェブサイトーサイトマップ（<http://www.gpwu.ac.jp/sitemap/index.html>）
 - 10-07 大学説明会等参加者状況（既出 資料 5-12）
 - 10-08 財務の情報公開状況（群馬県の財政・県債 IR 情報
http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00000273.html）（既出 資料 9(2)-06）
 - 10-09 群馬県情報公開条例（http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001122.html）
 - 10-10 群馬県個人情報保護条例（<http://www.pref.gunma.jp/07/c0110030.html>）
 - 10-11 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程の平成 24 年 4 月改正新旧対照表

- 10-12 平成 27 年度 大学概要 (既出 資料 1-01)
- 10-13 FD 及び自己点検等活動状況 (平成 26 年度) (既出 資料 3-48)
- 10-14 群馬県立女子大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 (既出 資料 7-10)
- 10-15 研究活動上の不正行為の防止に関する基本方針 (既出 資料 7-11)
- 10-16 群馬県立女子大学における研究活動上の不正防止計画 (既出 資料 7-12)
- 10-17 群馬県立女子大学における研究活動に係る行動規範 (既出 資料 7-13)
- 10-18 群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する規程 (H27.11.1 施行) (既出 資料 7-14)
- 10-19 群馬県立女子大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会規程 (H27.11.1 施行) (既出 資料 7-15)
- 10-20 群馬県立女子大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (既出 資料 6-09)
- 10-21 ハラスメントの防止等のための指針 (既出 資料 6-10)
- 10-22 ハラスメントに関する苦情相談に対応するための指針 (既出 資料 6-11)
- 10-23 平成 26 年度 (後期) 授業評価アンケート調査結果 (既出 資料 3-51)
- 10-24 教育研究業績等調査票フォーマット (既出 資料 3-44)
- 10-25 大学ウェブ上の教員一覧 (<http://www.gpwu.ac.jp/guide/info/index.html>)
- 10-26 研究者総覧書式
- 10-27 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査票 (既出 資料 1-13)
- 10-28 教育評価アンケート(平成 26 年度実施)調査結果概要 (既出 資料 1-14)
- 10-29 なんでもオピニオン BOX に対する主な意見と対応状況 (H26 年度) (既出 資料 4(3)-31)
- 10-30 群馬県立女子大学外部評価委員委嘱要綱
- 10-31 群馬県立女子大学評議会 評議員名簿 (既出 資料 9(1)-06)
- 10-32 最近 5 年間ににおける入学定員、入学者数、入学定員充足率の推移 (転入学及び編入学試験) (既出 資料 5-15)
- 10-33 自己点検・評価運営委員会 大学院改革検討部会報告 (H27.10.14) (既出 資料 2-22)
- 10-34 平成 21 年度実施選択的評価事項に係る評価評価報告書
(http://www.gpwu.ac.jp/guide/ninnsyou_result/result_selection.pdf) (既出 資料 1-09)
- 10-35 平成 26 年度公開講座・群馬学連続シンポジウムでのアンケート結果 (既出 資料 8-12)
- 10-36 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会 教育研究評価専門委員会設置運営要綱 (H27.7.26 施行) (既出 資料 3-46)

終 章

最後に、平成 21 年度の前回の大学評価を踏まえて、それ以降に本学が行った重要な改善事項をまとめておく。

文学部・英文学科を英米文化学科に改編、大学院文学研究科・複合文化専攻課程の設置によって教育課程がさらに充実したほか、地域日本語教育センター、キャリア支援センターを設置して、県内の定住外国人の日本語教育という地域貢献及び学生のより室の高い就職支援と生涯にわたって社会的に自立していける能力育成への支援を一段と充実させた。キャリア支援センターには専任教員を 1 名配置した。また、群馬学センターの専任教員増員により、地域連携活動もさらに進めた。

また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）をすべて明確に規定し、公表した。また大学院における「学位論文審査基準」を明確にし、「研究指導計画書」を作成して「個別研究指導」をカリキュラム化するなど、大学院の研究指導体制を一層実質化させた。

学修及び成績評価の面では、GPA 制度の導入、4 段階から 5 段階成績評価への変更、「秀」評価の上限割合規定、キャップ制の導入など、学習の充実と成績評価の厳格化を図った。またシラバスに統一項目として「到達目標」がすべての授業に記載され、シラバス自体が大学ポータルサイトに掲載されることによって、印刷媒体時に比べて記載内容を大幅に充実させた。SA、TA 制度も発足し、順調に機能し始めた。

カリキュラム面では、教養教育科目のかなりの部分を両学部共通化し、効率化した。また高大接続の観点からも初年次教育の改善を図り、安心・安全な学生生活を送れるように生活指導の重要な要素を網羅したオリエンテーション教育を充実化した。専門教育については、各学科・課程とも絶えず現状を点検し、新分野の専任教員採用やカリキュラム改善を切れ目なく続けている。

また、学生生活の面では、障がいを持つ学生の対応については、全学的な対応マニュアルを定めるなど、一層の受け入れ態勢を進めた。また、学生のメンタル面でのケアのために、不登校学生への対応など、早期発見と対応への努力を続けている。

内部質保証の面においても、大きな進展があった。全学にわたる組織として、学長が委員長となる自己点検・評価運営委員会が、内部質保証に関わるすべての事項を審議・決定し、PDCA サイクルを統括している。たとえば FD については、学長の主導により、ほぼ全教員と多くの職員が参加するテーマ別講習会をたびたび行ったほか、教員相互間の授業観察も充実し、評価結果のアンケートをもとに、全教員に外部講師も加えて参加するディスカッションを行い、評価結果をアクションに返していくチェックからアクションへのながれが機能した。そして、「授業評価アンケート」「教育研究業績等調査票」などを業績評価するシステムとして、自己点検・評価運営委員会内部に、学長、学部長等幹部教員による「教育研究評価専門委員会」を新たに設置し、チェックからアクションへのながれを進めた。また、研究倫理に関する学内規程と学内審査機関も整備し、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者など、不正行為防止のための組織を整えた。ハラスメントについて

は、問題が生じた場合ただちに学長に報告され、学長の指示下、ハラスメント防止委員会を開催して、迅速に対応している。

施設面においては、前回の認証評価において指摘を受けた附属図書館において、27000冊収容の閉架書庫を増設し、対応をとった。また、トイレの洋式化なども行ったが、全般に施設が老朽化しているのも、それへの対応は今後の重要課題と言える。なお、大学院入学者定員の充足も、年度によって増減はあるが、根本的な解決はみていない。現在、大学院の統合改組などによる解決を検討している。

以上を総括すれば、①理念・目的、教育目標については、大学全体としてほぼ達成している。②優先的に取り組むべき課題としては、上記にあげた以外に、一層の競争的資金等外部資金導入、自己点検・評価における外部評価委員の委嘱を現実化することなどがあげられる。③今後の展望としては、地方の少子化が深刻になる中で、県内の若者の県外流出を減らすために、本学はさらに大きな役割を果たすことが期待されている。群馬県は、18歳人口当たりの学部学生数が、100人当たり34.4人で、全国20位である(文部科学省「学校基本調査」2014年度)。栃木県26.1人、茨城県26.2人、そして最下位の長野県16.8人に比べれば悪くない数値である。だが、女子大学である本学がさらに魅力的な大学になることは、群馬県に生きる女性に希望を与えるものになるであろう。